

令和3年度

# 包括外部監査結果報告書

ICT関連施策に関する事務の執行及び  
事業の管理について

令和4年3月

大分県包括外部監査人

公認会計士 川野 嘉久



## 目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	監査対象期間	1
4	監査対象部局	1
5	監査実施期間	1
6	特定の事件（テーマ）として選定した理由	1
7	外部監査の方法	2
8	監査従事者の資格及び氏名	3
9	利害関係	3
	【本報告書における記載内容の注意事項】	3
第2	監査の対象の概要	5
1	大分県のICT関連施策の状況	5
(1)	概要	5
(2)	おおいた革新的技術・データ活用推進計画	5
(3)	産業活性創造戦略2020	5
(4)	ICT活用教育推進プラン2020	6
2	大分県の「DX推進」に向けた取組の状況	7
(1)	概要	7
(2)	大分県DX推進戦略	7
3	監査の対象	8
第3	包括外部監査の結果	11
1	モバイルワーク推進事業（総務部）	11
2	介護労働環境改善事業（福祉保健部）	19
3	保育環境向上支援事業（福祉保健部）	23
4	障がい者福祉施設整備事業（福祉保健部）	29
5	私立学校ICT活用授業推進事業（生活環境部）	33
6	ものづくり中小企業IoT化推進事業（商工観光労働部）	41
7	IT人材確保支援事業（商工観光労働部）	45
8	中小企業等テレワーク導入推進事業（商工観光労働部）	51
9	スマート農業普及拡大事業（農林水産部）	57
10	高生産性水田農業強化対策事業（農林水産部）	63

1 1	林業事業体強化推進事業（農林水産部）	71
1 2	建設産業女性活躍推進事業（土木建築部）	77
1 3	ネット安全教育推進事業（教育庁）	81
1 4	県立学校情報セキュリティ対策高度化事業（教育庁）	87
1 5	県立学校 I C T活用授業推進事業（教育庁）	91
1 6	県立学校等学習環境緊急整備事業（教育庁）	99
1 7	産業教育設備緊急整備事業（教育庁）	103
1 8	不登校児童生徒教育支援事業（教育庁）	107
1 9	新時代の学びを支える先端技術活用支援事業（教育庁）	113
2 0	特別支援学校 I C T活用充実事業（教育庁）	119
2 1	学びの接続推進事業（教育庁）	129
2 2	大分の農林水産業を牽引する担い手育成推進事業（教育庁）	133
2 3	未来を拓く学校づくり事業（教育庁）	137
第 4	監査後記	141
第 5	参考資料	149

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

「ICT関連施策に関する事務の執行及び事業の管理について」

### 3 監査対象期間

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

※ただし、必要に応じ過年度に遡り、あるいは翌年度以降も参考とする場合がある。

### 4 監査対象部局

総務部、福祉保健部、生活環境部、商工観光労働部、農林水産部、土木建築部  
教育庁

### 5 監査実施期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

### 6 特定の事件（テーマ）として選定した理由

大分県においては、「大分県長期総合計画」及び「大分県行財政改革推進計画」の他、革新的技術やデータをあらゆる分野で積極的に活用する「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」、先端技術等の活用による産業振興を推進する「産業活性創造戦略2020」、高度情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成を目的とした「ICT活用教育推進プラン2020」の策定等、あらゆる視点からICTの積極的な活用を推進している。

上記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響でICT化が急速に進み、大分県においても先端技術等をあらゆる分野で積極的に活用し、人口減少や産業構

造の変化によって生じる様々な地域課題の解決や新たな産業活力の創出等、これからの時代の県民生活を支える基盤づくりを行うことはこれまで以上に重要である。

この観点から、現在、大分県で行われているICT関連施策の実施状況や現場での活用状況、特に、これまで蓄積してきたデータやデジタル技術を活用し、県民ニーズに合ったサービスの提供や、県民の幸福度の向上につなげているかを検証することは、大分県にとって有用であると考え、今年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

## 7 外部監査の方法

先端技術の活用やIT人材確保等のICT関連事業を選定し、事業の有用性や経済性・効率性及び現場の管理・活用状況等を監査対象とし、以下の視点から検証を行う。

### ① 事業の有用性

- ・ 事業の目的は、県が策定した計画や戦略等に沿って明確に設定されているか。
- ・ 計画に基づき設定した目標・成果指標の達成について、実行した手法や実施内容は効果的なものであったか。
- ・ 事業の内容は、ICTに関する国の動き等を踏まえ、適宜見直しを図っているか。等

### ② 事業の経済性・効率性

- ・ 事業執行にかかる経費の積算は、適正になされているか。
- ・ PDCAサイクルに基づき、実施事業の必要性検証等が適宜行われているか。
- ・ 事業において整備された機器等は、各現場で効果的に活用されているか。等

### ③ 事業の合规性

- ・ 執行事業の財務事務が、法令等に基づき適切に行われているか。 等

## 8 監査従事者の資格及び氏名

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	川 野 嘉 久
補助者	公認会計士・税理士	吉 富 健 太 郎
補助者	公認会計士・税理士	染 矢 堯 志
補助者	公認会計士・税理士	丹 宗 英 樹
補助者	公認会計士	近 藤 茂 之
補助者	—	谷 畑 香 奈 子

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

### 【本報告書における記載内容の注意事項】

#### 1) 表題について

- ・「包括外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」である。

#### 2) 「包括外部監査の結果」における指摘事項の区分

【監査結果】の記載区分で、個々の監査対象に対する結果を指摘事項として記載しているが、その性質により 3 つに指摘事項を区分している。

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事例の指摘である。ただし、内部規程自体に無理がある場合等は、次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組みの改善等が必要な事項の指摘である。
勸奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注) 上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の措置の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。

### 3) 準拠すべき事務規則等

財務事務の執行に関連し、一般的に順守すべき大分県会計規則の他に、今回の監査で参考にした大分県における契約事務の規則・マニュアル類は、以下の通りである。

- ① 大分県契約事務規則
- ② 大分県補助金等交付規則
- ③ 大分県補助金交付要綱
- ④ 補助事業の適正な執行について（通知）
- ⑤ 補助事業に係る交付決定の手續等について（通知）
- ⑥ コンペ方式（企画提案方式）・プロポーザル方式提案競技のてびき

### 4) 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

### 5) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。



## 第2 監査の対象の概要

### 1 大分県のICT関連施策の状況

#### (1) 概要

大分県では革新的技術やデータをあらゆる分野で積極的に活用する「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」、先端技術等の活用による産業振興を推進する「産業活性創造戦略2020」、高度情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成を目的とした「ICT活用教育推進プラン2020」の策定等、あらゆる観点からICTの積極的な活用を推進している。

#### (2) おおいた革新的技術・データ活用推進計画

おおいた革新的技術・データ活用推進計画は、革新的技術やデータを民間、行政を問わずあらゆる分野で積極的に活用し、人口減少や産業構造の変化によって生じる様々な地域課題の解決や新たな産業活力の創出、さらには行政事務の効率化と行政サービスの充実を図ることにより、これからの時代の県民生活を支える基盤づくりと安全・安心かつ豊かな暮らしの実現に資することを目的とする。

民間分野においては、ITやIoT等の革新的技術を活用したプロジェクトの創出に向けた取組、ドローン産業の振興に向けた取組、スマート農林水産業の実現に向けた取組、i-Constructionの取組、中小企業・小規模事業者等の情報リテラシーの向上とIT化の推進、IT人材の確保・育成、IT企業の誘致に取り組むこととしている。

一方、行政分野においては、行政手続のオンライン化の推進、国や地方公共団体、事業者が保有するデータを誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるように公開する取組であるオープンデータの推進、マイナンバー制度の県民への積極的な周知活動、マイナンバーカードの普及・活用の推進、地域における情報通信格差、いわゆるデジタルデバイドを是正するための取組、ICTを活用した業務効率化の取組、情報セキュリティ対策の取組を行っている。

#### (3) 産業活性創造戦略2020

産業活性創造戦略2020は、大分県が地方創生に向けて進める「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」「人を大事にし、人を育てる」ための柱となるものである。

IoTやAI、ロボット、5Gやビッグデータ、衛星データ等、世の中の有り様まで変えようとしている「先端技術」への挑戦を推進するため、大分

県では平成 29 年度より、大分県版第 4 次産業革命の普及による第 4 次産業革命“O I T A 4. 0”に取り組んできた。この取組をさらに進めるため、令和元年度に産学官で構成する「先端技術挑戦協議会」を設置し、情報の集約・発信を行っている。

先端技術への挑戦にあたっては、「新たな産業の創出」、「地域・産業の課題解決」、「挑戦に向けた土台づくり」の 3 つの方向で取組を加速させる。

課題解決のために、「先端技術挑戦プロジェクト推進事業」、「ドローン産業振興事業」、「姫島 I T アイランド構想推進事業」、「アバター戦略推進事業」、「次世代モビリティサービス導入推進事業」、「I S T S プロジェクト推進事業」に取り組んでいる。

#### (4) I C T 活用教育推進プラン 2020

I C T 活用教育推進プラン 2020 は、「超スマート社会を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成」を目的として、「子どもたちの情報活用能力の向上」、「I C T 活用指導力の向上」、「教育の情報基盤の整備」そして「教育の情報化に向けた体制整備」という 4 つの基本方針を掲げて策定し、大分県長期教育計画の教育情報化に関わる部分を具体的に示し、推進するものである。

大分県長期教育計画では、令和 6 年度までに子どもたちに I C T 活用を指導できる教員の割合を 100%にする目標、さらに、児童生徒 1 人にタブレット端末 1 台を配備するという目標を掲げている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国が進める G I G A スクール構想に基づく I C T 活用教育推進プランの加速による児童生徒 1 人 1 台端末の令和 2 年度までの整備や学校休業時における児童生徒に学びを保障するためのオンライン学習ができる体制の整備など、早急な対応が必要になっている。

これに対応して大分県では、令和 3 年 9 月時点で児童生徒 1 人にタブレット端末 1 台を配備するという目標は達成し、学校現場での I C T を活用した授業を進めるという環境を整えている。

また、デジタル教科書については、約半数の小中学校に 1 教科ずつ試験的に導入し、国のガイドラインに基づいて動画や音声等を活用して指導の効果を上げるとともに、習熟の度合いに応じた学習を行っている。

さらに、教員の I C T 活用指導力を向上させるために県立学校では I C T 支援員を 2 名配置し、教員に対してオンライン研修や機器の操作支援を行うとともに、各学校を 1 年に 1 回は訪問し、授業用アプリケーションの活用研修等を行っている。

## 2 大分県の「DX推進」に向けた取組の状況

### (1) 概要

大分県では、今年度、大分県DX推進本部会議設置要綱に基づき、「大分県DX推進本部会議」を立ち上げ、外部環境の変化に対応しながら、大分県が県民中心の県政、持続的発展が可能な地域社会の実現を図るため、県民（ユーザー）視点でビジョンを描き、データとデジタル技術を活用して、行政サービスや施策、組織文化・風土を変革していくDX（デジタルトランスフォーメーション）を、全庁を挙げて組織的かつ横断的に推進している。

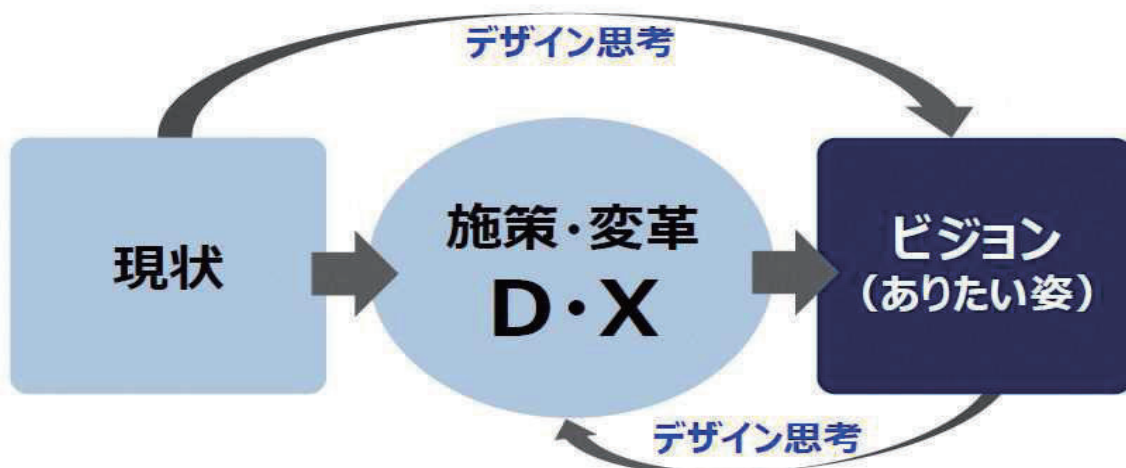
また、現在、ありたい姿に向けて県民中心のDXを進め、県として取り組む施策や事業の変革プランを示すため、「大分県DX推進戦略」を作成している。

### (2) 大分県DX推進戦略（令和3年度策定予定）

本戦略では、県民生活や県内産業、行政など、あらゆる分野でDXを推進していくための具体的な方針を定めており、暮らしや産業、行政など、各分野における将来（3年後）のビジョン（ありたい姿）を描いている。県としては、この「ありたい姿」の実現に向けて、あらゆる分野の全ての施策についてDXの視点で取り組むこととしており、「DXでもっと笑顔あふれる未来を創る」をビジョンに掲げ、「すべての施策でDXを当たり前」を目標として設定している。具体的なDXの進め方は以下のとおりであり、ビジョン（ありたい姿）を描き、デザイン思考やICT等のデジタル技術を用い、変革していくものである。

## DXの進め方

- デジタルはあくまで解決策のツール
- 変革（X：Transformation）ですら目的ではない。
- **ビジョン（ありたい姿）が重要**



### 3 監査の対象

本監査では、先述の大分県のICT関連の施策について、それらの施策が最小の経費で最大の効果を挙げるよう、効果的に実施されているか（有用性）、実際に県民のニーズに沿ったものになっているか（効率性）、特に教育現場においては、効率的に電子端末等を活用することができるかを主眼に、下記の監査対象事業を選定した。

その中でも特に、国のGIGAスクール構想の加速によって生じていると懸念される教育の現場での混乱を拾い上げ、「今後の方向性」を示すことを念頭に、教育におけるICT関連施策に重点を置いて、監査対象を抽出している。

#### <監査対象事業>

No	部 局	課 室	事 業 名
1	総 務 部	電子自治体推進室	モバイルワーク推進事業
2	福 祉 保 健 部	高 齢 者 福 祉 課	介護労働環境改善事業
3		こ ども 未 来 課	保育環境向上支援事業
4		障 害 福 祉 課	障がい者福祉施設整備事業
5	生 活 環 境 部	私学振興・青少年課	私立学校ICT活用授業推進事業
6	商 工 観 光 労 働 部	工 業 振 興 課	ものづくり中小企業IoT化推進事業
7		D X 推 進 課	IT人材確保支援事業
8		雇 用 労 働 政 策 課	中小企業等テレワーク導入推進事業
9	農 林 水 産 部	地 域 農 業 振 興 課	スマート農業普及拡大事業
10		水田畑地化・集落営農課	高生産性水田農業強化対策事業
11		林 務 管 理 課	林業事業体強化推進事業
12	土 木 建 築 部	土 木 建 築 企 画 課	建設産業女性活躍推進事業
13	教 育 庁	教育デジタル改革室	ネット安全教育推進事業
14			県立学校情報セキュリティ対策高度化事業
15			県立学校ICT活用授業推進事業
16		教 育 財 務 課	県立学校等学習環境緊急整備事業
17			産業教育設備緊急整備事業
18		学 校 安 全 ・ 安 心 支 援 課	不登校児童生徒教育支援事業
19		義 務 教 育 課	新時代の学びを支える先端技術活用支援事業

No	部 局	課 室	事 業 名
20	教 育 庁	特 別 支 援 教 育 課	特別支援学校ICT活用充実事業
21		高 校 教 育 課	学びの接続推進事業
22			大分の農林水産業を牽引する担い手育成推進事業
23			未来を拓く学校づくり事業

さらに、ICT機器の実際の活用状況等を把握するため、下記の施設へ往査を実施した。

#### <往査対象施設>

往 査 対 象 施 設	視 察 内 容 事 業	日 程
防 災 対 策 企 画 課	モバイルワーク推進事業	令和3年10月4日
情 報 科 学 高 校	県立学校ICT活用授業推進事業、県立学校等学習環境緊急整備事業、未来を拓く学校づくり事業	令和3年10月6日
中 津 児 童 相 談 所	モバイルワーク推進事業	令和3年10月7日
別 府 支 援 学 校 石 垣 原 校	特別支援学校ICT活用充実事業、県立学校等学習環境緊急整備事業	令和3年10月11日
竹 田 土 木 事 務 所	モバイルワーク推進事業	令和3年10月14日
岩 田 中 学 校 ・ 岩 田 高 校	私立学校ICT活用授業推進事業	令和3年10月18日
豊 府 中 学 校 ・ 豊 府 高 校	県立学校ICT活用授業推進事業、県立学校等学習環境緊急整備事業	令和3年10月19日
玖 珠 町 (くす星翔中学校)	新時代の学びを支える先端技術活用支援事業	令和3年11月2日
南 石 垣 支 援 学 校	特別支援学校ICT活用充実事業、県立学校等学習環境緊急整備事業	令和3年12月24日



### 第3 包括外部監査の結果

#### 【総務部】

NO	事業名	課・室
1	モバイルワーク推進事業	電子自治体推進室

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

現状・課題	<p>現場主義、県民中心の県政を推進する中で、多様化・高度化する県民ニーズに、より迅速に対応することが求められている。</p> <p>【庁内アンケート調査より】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現場で県民や企業から相談を受けた時にその場ですぐに関係資料を見せることができない。</li><li>・庁外と庁内間で写真やデータをリアルタイムに情報共有し、コミュニケーションを図ることができない。</li></ul>
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員が庁外現場からでも庁内のデータ等を利用できる環境を整えたタブレット端末及びセキュリティ対策を施した通信環境・基盤の整備</li><li>・タブレット端末の利用拡大を図り、業務の効率化及び県民サービスの向上を目指す。</li></ul>

##### (2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. タブレット端末・通信環境の整備（検証分）</p> <p>セキュリティを確保した上で、庁外から庁内システム等にアクセスできる環境を整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① タブレット端末及び閉域網通信回線</li><li>② LGWAN接続系仮想デスクトップ基盤</li></ul>
<p>2. e-オフィスのスマートフォン利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① e-オフィススマホ利用環境の整備</li><li>② e-オフィススマホ利用機能拡張（運用保守）</li></ul>
<p>3. タブレット端末等一式（本格導入分）</p> <p>(1) 対象所属</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事部局</li> <li>（２） 導入台数</li> <li>・ 450 台</li> <li>&lt;参考&gt;利用状況 所属数（利用希望者数）：108 所属（約 1,500 人）</li> <li>（３） 利用シーン</li> <li>・ インターネットを利用したクラウドシステムの活用</li> <li>・ 庁内外での画像共有</li> <li>・ 庁外から自席 P C（O K パソコン）へのアクセス</li> </ul>
--

## 2. 事業実施期間

- ・ 検証期間：平成 29 年 11 月 1 日～令和 3 年 1 月 9 日
- ・ 本格導入：令和元年 12 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
現場対応した職員の利用満足度【%】	目 標	—	90	90
	実 績	—	90	90
	達成率	—	100.0%	100.0%
I C T 関連活動指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
スマートフォン及び P C 端末登録数【ライセンス】	目 標	—	1,200	2,400
	実 績	—	2,154	2,772
	達成率	—	179.5%	115.5%
タブレット端末稼働数【台】	目 標	—	550	550
	実 績	—	550	550
	達成率	—	100.0%	100.0%



## 4. 概要の補足説明

効果検証 (H29.11.1~)

- 導入台数：100台
- 導入経費：1台/月 16,519円（総額 99,114千円）  
（※設計時 21,957円/台）
- 検証期間：H29.11.01~H31.9末
- 利用所属数：21所属（H29年度実績）
- セキュリティ対策：仮想デスクトップ方式、パスワード認証
- 主な機能：インターネットの開覧、庁内業務システムへのアクセス等

現状と課題 **タブレット端末、通信環境・基盤の整備**

**【現状】**

- ・現場主義、県民中心の県政を推進する中で、多様化・高度化する県民ニーズにより迅速に対応することが求められている。

**【庁内アンケート調査より】**

- ・現場で県民や企業から相談を受けた時にその場ですぐに関係資料を見ることができない。
- ・庁外と庁内間で写真やデータをリアルタイムに情報共有し、コミュニケーションを図ることができない。

事業実施体制

**(1) 体制**

- ◇関係各課（行政企画課、人事課、各部局主管課、電子自治体推進室）で構成された業務高度化作業部会を引き続き設置。タブレット端末の活用やセキュリティ確保のためのルール作りを行うとともに、配備先の決定、見直し等を実施し、より有効活用が図られる体制を整備。（R3.9月に端末の配置見直しを予定）

**(2) 導入効果等の検証**

- ◇年度毎に配備先から導入効果（活用事例）を報告してもらい、活用事例の共有を行うことで、効果的・効率的に事業を実施する。

本格導入 (R1.12.1~)

- 導入台数：450台の増台
- 導入経費：1台/月 14,666円（総額 396,000千円）
- 導入時期：R1.12.01（モバイルワークS50台体制に）
- 利用所属数（人数）：108所属（約2,100人）（R3.6時点）
- セキュリティ対策：リモートデスクトップ方式、生体認証
- 主な機能：処理の高速化、インターネットの開覧、庁内業務システムへのアクセス 等

**(1) タブレット端末の整備**

- ◇現場対応力の強化に繋がるよう、実際に現場で活動する職員の意見を聞きながら、職員が庁外で使用する軽量で持ち運びに適し、かつ、通信を可能とするタブレット端末を整備

**(2) 通信環境の整備**

- ◇端末を用いて、職員が現場から安全に庁内のデータにアクセスできるよう、セキュリティ対策を施した通信環境の整備を行う。
- ◇端末にはデータが残らない方式を採用。
- ◇専用の閉域網での通信を行い、不正アクセスを防止。
- ◇限られた端末で限られたシステムにのみアクセス可能とする。
- ◇端末紛失時でも、管理者側で端末を遠隔ロックする。

**(3) 仮想デスクトップ基盤（モバイルワーク用）の整備**

- ◇庁外から庁内へのアクセスに対しセキュリティ対策を施した通信基盤の整備を行う。 ※人事課のテレワーク基盤を共同利用

災害時等の利用も



**【森林保全課】**

- 災害発生直前の位置情報取得
- 口頭よりも正確な情報共有
- リエゾン派遣時の情報収集
- 被害状況の集計

課題

**【課題】**

- ・e-オフィスシステムのメールやスケジュールを庁外から確認できない。
- ・災害発生時の情報交換・情報共有ができない。

**【庁内アンケート調査より】**

- ・出張先でe-オフィスのスケジュールを確認したい。
- ・出張先の上司に緊急で確認してもらいたい資料を送る方法がない。
- ・災害発生現場で、県庁との情報交換がスムーズにできない。

これらの現状・課題を解消するため、以下の2点の対応策を実施済

1. スマートフォンからのe-オフィスシステム利用

**(1) システム利用環境の整備**

- ◇職員個人が所有しているスマートフォンからのアクセスのセキュリティを担保するため、専用のセキュアブラウザを導入する。

**(2) 通信環境の整備**

- ◇端末を用いて、職員が現場から安全に庁内のデータにアクセスできるよう、セキュリティ対策を施した通信環境の整備を行う。
- ◇端末にはデータが残らないセキュアブラウザを採用。
- ◇電子証明書の発行・管理・配布を行う認証機器を利用。
- ◇端末紛失時でも、管理者側で利用権限を削除することが可能。

2. 庁内の事業実施体制の整備

**(1) 体制**

- ◇電子自治体推進室にて端末の管理、電子証明書の発行・配付を行う。
- ◇利用希望者は所有するスマートフォンにセキュアブラウザをインストールすると共に、同室へ申請を行う。

**(2) 導入効果等の検証**

- ◇4半期毎に利用者数の把握を行う。
- ◇利用者からの意見集約し、業務短縮・業務効率に務める。

期待される効果 **業務効率化、災害対策の向上**

- ◆出張先等ですぐに情報を取得でき、情報共有が容易になる
- ◆単に情報を流すためだけの情報を受けるためだけに登庁する必要がなくなる
- ◆災害発生時であっても、県庁とのやり取りが簡単にできる
- ◆手持ち時間の減少・業務効率化の向上に資する

導入当初からの変更点

**(1) 自宅PCからの利用を含む2台目までの利用を許可**

- ◇H29年12月より利用できる端末数を2台まで増やし、自宅PCからの利用も許可した。
- ◇出向によりe-オフィスにアクセスできない職員に対し、出向先PCからのアクセスが可能となった。ただし、申請するPCは該当職員のみ利用する場合に限るなど、庁外者からアクセスされないことを前提条件とした。

令和3年度の利用状況 (R3.6.30現在)

**(1) e-オフィススマホ利用**

◇ライセンス数	4,700人分
◇登録デバイス数	2,801台
うちスマートフォン	2,498台
うちPC	373台
◇登録者数	2,257人（毎日約3割の登録済職員が利用）

**(2) リモートファイル編集システム（拡張機能）R2.12~**

◇ライセンス数	300人分
◇登録デバイス数	84台
◇登録者数	84人（毎日約2割の登録済職員が利用）

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	30,728	70,012	106,796
決算額	28,807	54,235	106,796
一般財源	28,807	54,235	106,796
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
使賃料	28,807	54,235	106,796
計	28,807	54,235	106,796

## 6. 監査結果

当該事業は大きく分けて以下の2事業に分かれている。

事業内容	目的	内容
タブレット端末の活用	タブレット端末等を活用し、県民、企業に接する職員の現場対応力を強化することで県民等の満足度を高め、行政サービスの質の向上と迅速な提供を図る。	職員が庁外現場からでも庁内のデータ等を利用できる環境を整えたタブレット端末及びセキュリティ対策を施した通信環境、基盤の整備を行い、タブレット端末の利用拡大を図り、業務の効率化及びサービスの向上を目指す。
e-オフィスのスマホ利用	庁外から職員のスマートフォンでe-オフィス(大分	専用のセキュリティブラウザ(端末上に業務デ

	<p>県のグループウェアの名称) を利用できる環境を整備し、業務効率の向上と災害発生時の対応力向上を図る。</p>	<p>ータを残さないブラウザ) からスマートフォンでe-オフィスを利用できる環境を構築し、庁外からいつでもe-オフィスの機能が利用可能となるようにする。</p>
--	---	--

<b>指摘</b>	<b>1-1</b>	<b>平常時におけるタブレット端末の有効活用について</b>
<b>勧奨事項</b>	<p>平常時の業務ではタブレット端末をあまり使用しない部署において、平常時の有効活用を検討されたい。</p>	

《補足》

今回当該事業の実施状況を把握するにあたり、タブレット端末を配備している複数の地方出先機関や部署等に往査を行った。そのうち、生活環境部防災局防災対策企画課では5台のタブレット端末が配備されていたが、業務の性質上平常時はテレビ会議や訓練等に使用する程度で使用頻度はあまり高くないということであった。

このような部署の場合、平常時の利活用が課題となろう。例えば緊急時にすぐに回収できる体制やルールを整備したうえで、平常時はより使用頻度が高い他の部署への貸し出しを行うことができないか等を検討されたい。

<b>指摘</b>	<b>1-2</b>	<b>e-オフィス（大分県のグループウェアの名称）の利用促進について</b>
<b>勧奨事項</b>	<p>e-オフィス（大分県のグループウェアの名称）のスマホ利用の促進を図られたい。また、スマホ利用に限らずタブレット端末においても、あらゆる職員が庁外で問題なく活用できる程度のレベルまで習熟度を高めていただきたい。</p>	

《補足》

県では、e-オフィスのスマホ利用を図るにあたり約4,700人分のライセンスを購入している。これに対し、登録者数は2,257人（平成3年6月30日時点）であり、購入したライセンスの半数弱に留まっている。ライセンスを無駄にしないためには、未登録の職員に対してより一層のスマホ利用を促していく必要があるだろう。

一方で、仮に登録者が増えても実際に職員が業務の中で活用しなければ意味がない。今般のコロナ対応においても、コロナ患者療養先ホテルに派遣された職員の中に、タブレット端末等を初めて業務で使用し操作に戸惑った事例があったと聞いた。このようにスマートフォンやタブレット端末を業務で使用できる環境にあるものの、日常業務では使用したことがない職員が一定数存在するものと思われる。

しかし、コロナ対応のみならず近年は大規模災害も頻発する傾向にあるため、今後も職員が庁外へ派遣されるケースが増加することが予想される。いざとなった時に活用できなければ、最悪の場合それが人命を左右することも考えられる。従って、あらゆる職員が緊急時には庁外でスマートフォンやタブレット端末を使用して業務を遂行できるようになっていることが望ましいと考える。そのために、例えば定期的な操作研修や庁外で使用することを想定した訓練等を継続的に実施していくこと等を検討されたい。

指摘	1-3	タブレット端末の利便性を高める方策について
勸奨事項		タブレット端末を活用するにあたり、地方出先機関等の現場職員（ユーザー）の利便性をさらに向上させる方策がないか検討されたい。

《補足》

マイナンバー系システムへのアクセス制限

タブレット端末については、平成29年11月に地方出先機関等を中心に100台配備して試験的導入が始まり、令和元年11月からは新たに459台追加し全庁的な本格導入が開始されている。ユーザーである現場職員からは、映像や動画を用いてリアルタイムでの説明、情報発信が可能となった、即時に情報共有が可能となり意思決定が迅速化した、ペーパーレス化に役立った等々、現場対応力の強化や業務の効率化に繋がったとの声が挙がっており、事業としては一定の成果

があったことが窺える。

一方で、今回往査した限りにおいては、現場ユーザーの視点からは、使い勝手をよくするために検討すべき課題もあるように感じられた。例えば、中津児童相談所ではタブレット端末から児童相談システムへのアクセスが制限されているため、一番労力を要するケース記録の入力、保存がタブレット端末から出来ず、根本的な業務の効率化には繋がっていないという話があった。これは、児童相談システムが個人番号を使用するシステム（以下、「マイナンバー系システム」と言う。）であるため、国の方針に従い県としてもタブレット端末からのアクセスを制限しているというセキュリティ上の問題に起因するものである。

一般的に、セキュリティと利便性は相反する関係にある。セキュリティを維持するために一定程度の利便性は犠牲にならざるを得ない面があることも理解しているが、このままの状態であれば現場からのニーズに十分応えられていないのもまた事実である。児童相談所や保健所など、マイナンバー系システムを利用する部署は多忙な部署が多いと聞いた。そのような多忙な部署ほどモバイル機器等を最大限活用し、業務の効率化が図られるべきであると考えます。

国としては、セキュリティ上の観点から、モバイル機器からのマイナンバー系システムへのアクセスは推奨していない。しかし、推奨しないというだけであり法令上の制限があるわけではない。であるならば、県として一定の内部手続（例えば、情報公開・個人情報保護審査会に諮り承認を得る等）を経たうえで、必要な部署に限定してアクセスを認めることはできないだろうか。可能であれば検討していただきたい。

### 資料閲覧用端末の活用推進

今回往査した中津児童相談所、竹田土木事務所等の現場の声として、資料閲覧用としてWi-Fi接続しないオフラインのタブレット端末があれば、紙資料を持ち歩く手間が省け、さらに業務の効率化に繋がるという声があった。

資料閲覧用のオフラインのタブレット端末については、本庁内の一部の部署で試験的に導入しているということであった。しかし、現場の要望が強いことを考慮すれば、速やかに地方出先機関等を含めた全庁的な導入を検討する必要があると考える。もちろん、オフラインとはいえ資料が入っているため、紛失や盗難等に対する対策を施した上での導入を検討されたい。



**【福祉保健部】**

NO	事業名	課・室
2	介護労働環境改善事業	高齢者福祉課

**1. 事業の概要****(1) 事業の目的**

現状・課題	団塊の世代が全て75歳以上になる2025年にかけて、介護ニーズの増加が見込まれるなか、身体的・精神的負担が大きいと言われている介護職員の離職防止・職場定着が課題となっている。
事業の目的	介護現場への介護ロボットの普及を促進し、介護職員の身体的・精神的負担の軽減と職場環境の改善により、介護職員の離職防止・職場定着を図る。

**(2) 事業の内容**

事業の内容
<b>1. 「介護現場の働き方改革」管理者研修</b> 介護サービス事業所の管理者等にICT（情報通信技術）化など働き方改革を促す研修を実施し、介護現場の生産性向上を図る。
<b>2. 介護サービス事業所ICT導入補助</b> 介護サービス事業所の業務効率化となる介護現場の書類作成業務等のICT導入に対し経費の一部を助成する。
<b>3. ノーリフティングケア（抱え上げない介護）普及促進事業</b> ノーリフティングケアを推進し、介護従事者の身体的負担の軽減を図るとともに、利用者の二次障害の防止を図る。 (1) ノーリフティングケアマネジメント研修 (2) ノーリフティングケア実地研修 (3) 事務局活動費 (4) ノーリフティングケア用福祉機器導入補助 ノーリフティングケア取組施設に跳ね上げ式車いす、移乗ボード等の福祉機器導入経費の一部を助成する。
<b>4. 介護ロボット導入支援事業</b> 介護職員の身体的・精神的負担の軽減等を図るため介護ロボット導入経

費の一部を助成する。

(1) 介護ロボット導入補助

(ノーリフティングケア用移乗介護ロボット以外)

(2) ノーリフティングケア用移乗介護ロボット導入補助

## 2. 事業実施期間

平成 27 年度～

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護ロボット導入事業所の離職率【%】	目 標	11.5	11.3	11.3
	実 績	8.6	7.8	12.1
	達成率	125.2%	131.0%	92.9%
I C T 関連活動指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護ロボットの導入台数【台】	目 標	40	60	60
	実 績	40	68	334
	達成率	100.0%	113.3%	556.7%

## 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算	5,962	55,616	55,893
決 算 額	5,876	38,645	89,799
一般財源	0	17,340	7,987
繰 入 金	5,876	21,305	81,812
国 庫	0	0	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護総合確保基金	国 2 / 3、県 1 / 3



### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
報償費	0	0	50
旅費	0	5	0
委託料	962	1,443	1,719
補助金	4,914	37,197	88,020
需用費	0	0	10
計	5,876	38,645	89,799

## 6. 監査結果

指摘	2-1	アウトカム指標について
勧奨事項		当該事業におけるアウトカム指標を離職率低下やICT化事業所の有給休暇取得率向上としている。しかし、当該事業は介護従事者の負担軽減を通じて働きやすい職場環境の整備の支援が目的であり、当該目的に応じた指標とすることが望まれる。

#### 《補足》

アウトカム指標として介護ロボット導入事業所の離職率低下やICT化事業所の有給休暇取得率向上を掲げている。しかしこれらの指標は、介護サービス事業所ICT導入補助、介護ロボット導入支援事業等の当該事業以外の諸要因による影響が大きいと考えられることから、適切な指標であるのか疑問である。実際に令和2年度の離職率は12.1%であり、前年実績及び目標値を下回っている状況である。また、県は事業実績に係る報告書にて導入事業所から使用状況や得られた成果を把握しているが、報告書は補助金申請のための様式であり、介護現場ではない管理部門の方が作成、報告していると推察され、現場の素直な声が届いているとは考えにくい。当該事業の目的が、介護従事者の負担を軽減することで離職防止を図り、働きやすい職場環境の整備を支援することであることから、アウトカム指標としては、現場で介護に携わる人からの負担感や働きやすさに関するアンケートによる評価結果を指標にすべきと考える。加えて、具体的な効果の把握のため、例えば、県の担当者が介護現場を訪問して生の現場を視察する、介護職員との懇談会を開いて現場の生の声を聴き取りするなどの姿勢が望まれる。

<b>指摘</b>	<b>2-2</b>	<b>実績に係る報告書の内容について</b>
<b>勸奨事項</b>	県が徴求する事業実績に係る報告書内容について、P D C Aサイクルが回ることを意識した見直し・改善が望まれる。	

《補足》

介護サービス事業所 I C T 導入補助及び介護ロボット導入支援事業について、社会福祉法人等から申請のあった導入予定機器に対して補助金交付を実施している。機器導入後の補助金交付先からの事業実績に係る報告書を閲覧すると、情報伝達の効率化や提供サービスの質の向上などの成果が記載されているが、その内容は製品パンフレットに記載されている商品セールスポイントをベースにしているようにも感じた。県は、これらの報告書をどう活かしているのだろうか。補助金申請を受付して交付までの一連の書類が整っていることの確認に留まっていないだろうか。目的を持って、適切に報告内容を精査し、今後役に立つ報告書を徴求されたい。

<b>指摘</b>	<b>2-3</b>	<b>事業者間における補助金活用の状況について</b>
<b>勸奨事項</b>	補助金活用の対象となる社会福祉法人等における当該補助金制度の利用の状況についての分析・評価を実施して、当該事業が広く社会福祉法人等の利用者にとって利便性向上に資する事業となるよう県独自の施策の立案・実施が望まれる。	

《補足》

介護ロボット事業所 I C T 導入補助及び介護ロボット導入支援事業の補助金額が、対象先で大きな格差がある。その格差は結果的なものかもしれないが、県による当該補助金事業の社会福祉法人等の対象先への周知内容や方法が適切であるのであろうか。例えば、規模の小さな介護施設等にも適切に当該事業内容が周知されているのであろうか。具体的には、利用者数一人あたりの補助金額を算出し、分析・評価することも実施してほしい。補助率が 1 / 2 の定率であれば、高価な I C T 機器やロボットを導入した法人への補助金額が高くなり、体力のある大きな法人への補助金額が大きくなる仕組みとなる。体力のない小さな法人では、同様な高価な I C T 機器やロボットを導入したいと考えても、導入を見送るといった判断がなされる恐れがある。介護を担う法人が必要と考える I C T 機器や介護ロボットの導入ができるよう、県による適切な関与を求めたい。

**【福祉保健部】**

NO	事業名	課・室
3	保育環境向上支援事業	こども未来課

**1. 事業の概要****(1) 事業の目的**

現状・課題	女性就業率の高まりや幼児教育の無償化に伴い、保育需要が拡大する中、保育人材の確保が求められている。
事業の目的	保育現場の働き方改革の推進等により保育人材の確保と職場定着を図る。

**(2) 事業の内容**

事業の内容
<b>1. 保育現場の働き方改革の支援</b> (1) 働き方改革実践モデル園へのコンサルティング (2) モデル園の実践例の横展開を図る成果報告会等 (3) 働き方改革実践リーダーの養成 (4) 保育施設に対するICT活用の支援
<b>2. 保育士サポート体制の充実</b> (1) 保育補助者雇上強化事業
<b>3. 資格取得と県内就職支援</b> (1) 保育士試験受験に向けた講座受講料の助成 (2) 「保育のしごと就職フェア」開催 (3) 保育士修学資金貸付事業
<b>4. 潜在保育士の再就職支援</b> (1) マッチングシステムを活用した潜在保育士の再就職支援と保育士の魅力発信 (2) マッチングシステムの保守 (3) 保育士・保育所支援センターによる就職支援 (4) 潜在保育士の再就職資金貸付事業
<b>5. 保育所等の質の確保・強化支援</b> (1) 認可外保育施設巡回支援事業

- (2) 一時的な保育ニーズ対応強化事業  
 (3) 医療的ケア児保育支援モデル事業

## 2. 事業実施期間

平成30年度～

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育士新規登録者数【人】	目 標	620	620	620
	実 績	598	603	486
	達成率	96.5%	97.3%	78.4%
I C T 関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育現場の働き方改革実践リーダー養成研修の受講者数【人】	目 標	—	20	20
	実 績	—	19	20
	達成率	—	95.0%	100.0%

## 4. 概要の補足説明

I C T 補助金の利用状況

令和元年度: 1件 (午睡チェックシステムの導入)

令和2年度: 5件 (登降園システムや保護者との連絡ツール等の導入)

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位: 千円

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	28,319	137,777	118,209
決 算 額	66,467	60,388	77,820
一般財源	0	16,817	41,169
繰入金	20,126	19,383	0
国 庫	46,341	24,188	36,651

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
保育対策総合支援事業補助金	1 / 2 等

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
報酬	0	1,914	3,863
共済費	0	0	308
報償費	54	0	0
旅費	497	263	250
その他需用費	0	0	218
役務費	9	0	0
委託料	11,919	24,205	20,947
使賃料	5	95	42
補助金	53,983	33,911	52,192
計	66,467	60,388	77,820

## 6. 監査結果

指摘	3-1	アウトカム指標について
勧奨事項		当該事業におけるアウトカム指標として保育士新規登録者数としている。しかし、当該事業は、ICTの活用など業務効率化による「働き方改革」も推進していることから、「働き方改革」に関する指標も設定することが望まれる。

#### 《補足》

保育現場の働き方改革に関するアンケート調査結果によれば、保育士側からの離職理由は「職場での人間関係」以外では、「長時間労働」が上位にきている。当該事業の目的がICTを活用しての業務効率化等による「働き方改革」の推進を通じての目的であれば、アウトカム指標は保育士新規登録者数に加えて負担軽減を示す指標も必要と考える。そして、少なくとも、補助対象保育所の保育士本人による負担軽減となったかどうかの実感についてのアンケートの実施、あるいは時間外労働時間の把握・評価も必要と考える。

指摘	3-2	補助金の対象経費について
改善事項		当該事業における補助金の対象経費について、制度趣旨に合致していないと考えられるものがある。当該経費については、補助対象とすべきではない。

《補足》

当該事業において、パソコン本体を購入する園に対し補助金を交付している。パソコン本体は、働き方改革に通じる多くの手段において利用されるツールの一つではある。しかし、機器単体を装備したところで、当該事業の働き方改革を推進することにならない。働き方改革には、パソコン本体をソフトウェア等と組み合わせて活用し、「業務の効率化」を図っていくことが必要なのである。この点でパソコン本体を補助対象とすることは違和感を持たざるを得ないのである。

補助金は、事業者におけるパソコン本体とソフトウェア等をどう組み合わせて働き方改革を進めるといった「明確なビジョン」を持った取組に対して、交付すべきと考えるのである。

そして、大分県保育所等ICT化推進事業実施要領にある補助対象とする事業内容に関する記載では、“…保育士の負担軽減を図るため、業務改善につながる支援システムの導入や改修に必要な費用の補助（システムの導入に必要な端末の購入費用を含む）…”とあり、趣旨を踏まえれば、やはり事業者の働き方改革推進の具体的取組に対しての補助であり、パソコン本体の導入に対する補助金の交付は適切ではないと考える。

指摘	3-3	事業の周知について
勧奨事項		当該事業は、保育士の負担軽減に資する支援システムの導入の他、“改修”についても補助金の対象経費としているが、実績として“改修”に係る補助はなかった。改修を含めたICTの活用方法が検討できるような機会の創出等の工夫が望まれる。

《補足》

当該事業は、保育所等における保育士の負担軽減を図るための業務改善につながる支援システムの導入に加えて、“改修”に対しても補助対象としている。

しかし、令和元年度及び令和2年度からの実績を見てみると、「導入」案件が全てであり、改修に係る補助案件はなかった。業務改善に係る支援システムは導

入済みであるが、昨今の I C T 技術の一層の進展等により、システム改修を必要としている保育所等、また、これから必要となる保育所等も多いのではないかと推察する。改修の案件も補助対象であることの一層の周知と、改修に係る具体的な補助対象となる「事例」を他県での先例等を参考に示すことが大切であると考え





## 【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
4	障がい者福祉施設整備事業	障害福祉課

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

現状・課題	<p>障がい児・者が身近な地域で安心して生活を継続できるよう、障がい福祉サービスの提供基盤となる施設の更なる整備・充実が求められている。</p> <p>また、障がい福祉の現場において、介護業務の負担が大きく、生産性の低下や、障がい福祉サービスを担う人材の確保が困難な状況が生じており、その負担軽減が求められている。</p>
事業の目的	<p>社会福祉法人等が行う施設整備費を助成し、障がい福祉サービスの充実を図る。また、ロボット技術を活用することにより、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障がい福祉サービスの提供等を推進する。</p>

#### (2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 施設整備補助</p> <p>障がい福祉サービスの充実を図るため、社会福祉法人等が行う施設整備に対し助成する。</p> <p>2. ロボット等導入支援事業</p> <p>介護職員の負担軽減を図るため、ロボット等導入経費を助成する。</p>

### 2. 事業実施期間

昭和 43 年度～

### 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障がい福祉サービス利用 定員【人】	目 標	7,230	7,300	7,370
	実 績	7,230	7,300	7,370
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
I C T 関連活動指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

### 4. 概要の補足説明

ロボット等導入支援事業の補助対象機器・・・「移乗介護」、「移動支援」、  
「排泄支援」、「見守り」、「入浴支援」

### 5. 予算・決算額

#### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算	100,710	0	125,510
決 算 額	129,866	59,913	168,303
一般財源	23,978	0	596
県 債	0	0	41,000
繰 越 金	20,246	19,872	11,167
国 庫	85,642	40,041	115,540

#### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
社会福祉施設整備費補助金	2/3
障がい者自立支援事業費等補助金	10/10

#### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補 助 金	129,866	59,913	168,303
計	129,866	59,913	168,303

## 6. 監査結果

指摘	4-1	徴求した報告書の活用について
勸奨事項		県が徴求する事業実績に係る報告書内容について、PDCAサイクルが回ることを意識した活用方法の検討が望まれる。

### 《補足》

当該事業におけるロボット等導入支援事業において事業者が導入したマッスルスーツに関して、実績報告書として「障害福祉分野における介護ロボット等使用状況報告」を入手している。当該報告書にはマッスルスーツの課題として「女性には重量が負担になる。装着時に時間がかかる。機器の一部が介護に支障をきたす事がある。」と否定的な評価があった。また、一方では導入効果として「従業員の負担軽減」とあり、ロボット等導入支援事業の目的に合致した肯定的な評価もあった。これらの評価を次年度以降に活かすことはできないであろうか。導入の実績報告書を提出させるが、それを活用しないのでは今後に繋がらないのである。PDCAのサイクルを回して、県が行っている「介護労働環境改善事業」などの関連事業や、関連ロボット導入を検討している事業者に有用なフィードバックを与えられるような活用方法を検討してほしい。

指摘	4-2	補助金の交付時期について
勸奨事項		当該事業に係る補助金交付が遅延した事案があった。適切な時期の補助金交付となるよう工程管理が望まれる。

### 《補足》

令和元年度のロボット等導入支援事業費補助金の交付が令和2年12月以降であり、また確定通知が令和3年4月8日となっており、交付及び確定通知がかなり遅れていた。理由を聴き取りすると、令和2年11月頃に仕入控除税額分の減額による補助金額の変更が必要となることが判明したためであった。この要因には、事業者による実績報告書等の追加書類の提出が遅れたこと、県による補助金額の変更の確認に時間を要したことがある。そして、当該事業が国庫事業のために国が額の確定を行った後でないと県の確定を行うことができず、3月の国の額の確定を受けて4月の県の確定通知となったということである。補助金交

付の大幅な遅延は、事業者の予定している資金繰りにも重大な影響を及ぼす可能性があることから、当初予定の交付時期が大幅に遅延することがないように留意する必要がある。

**【生活環境部】**

NO	事業名	課・室
5	私立学校 I C T 活用授業推進事業	私学振興・青少年課

**1. 事業の概要**

**(1) 事業の目的**

現状・課題	<p>新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国のG I G Aスクール構想が前倒しとなったことに伴い、県内私立（小・中・高等）学校の I C T 環境整備が急務となっている。</p> <p>学校の臨時休業等の緊急時において、I C T の活用により子どもたちが家庭においても学習を継続できる環境を整備しておくことが必要である。</p>
事業の目的	<p>「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備など I C T 教育環境整備を加速させ、感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童・生徒の教育機会を確保できるよう私立小・中学校について国庫補助に上乘せ支援する。</p> <p>国の補助対象とならない私立高校についても遠隔学習を可能とするため、県単補助制度により、タブレット型端末の緊急的な整備を支援する。</p>

**(2) 事業の内容**

事業の内容
<p><b>1. G I G A スクール構想推進（小・中学校）</b>  <span style="float: right;">（現：2,440千円 繰：1,387千円）</span></p> <p>○児童生徒1人1台端末の整備            （私立小・中学校全生徒に対する端末整備を支援）            ⇒（補助額）45千円×各校生徒数×1/6  <b>【国庫補助1/2・県補助1/6・学校負担1/3】</b></p>
<p><b>2. 緊急時における家庭でのオンライン学習環境整備</b>  <span style="float: right;">（現：48千円 繰：0千円）</span></p> <p>○学校の遠隔学習機能の強化            ・学校が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援            ⇒（補助額）210千円×学校数×1/6  <b>【国庫補助1/2・県補助1/6・学校負担1/3】</b></p>

### 3. 高校生が使用するタブレット型端末の整備

(現：7,415千円 繰：60,019千円)

○新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、遠隔授業による生徒の学習機会確保を図るため、私立学校のタブレット型端末整備を支援

⇒ (補助額) 45千円×各校生徒数×2/3

【県単補助2/3・学校負担1/3】

## 2. 事業実施期間

令和2年度

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

※補正事業のため設定なし。

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標			
	実績			
	達成率			
ICT関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標			
	実績			
	達成率			

## 4. 概要の補足説明

【補助スキーム】

①国補助事業への県上乗せ補助 (事業の内容1、2)

--	--	--

国補助 (1/2)

県補助 (1/6)

学校負担 (1/3)

※平成29年度～令和元年度の私立学校ICT教育環境整備事業の補助スキームに合わせ、国1/2に県1/6を上乗せ

②県独自補助 (事業の内容3)

--	--

県補助 (2/3)

学校負担 (1/3)

※私立学校では、

①プリント印刷代・郵送料金や生徒の状況把握の電話料金等、経費が生じたこと

②新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波に備えた迅速な対応が必要なこと

③補助制度が当年度に限るものであること

以上の理由により、今回に限り県単独で2/3補助を実施

## 5. 予算・決算額

### (1) 補正予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補正予算	—	—	71,887
決算額	—	—	9,903
一般財源	—	—	0
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	9,903

※繰越 61,406

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	1/6、2/3

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金	—	—	9,903
計	—	—	9,903

## 6. 監査結果

<b>指摘</b>	<b>5-1</b>	<b>補助金交付申請に必要な書類であるにもかかわらず不要な書類とした判断について</b>
<b>改善事項</b>	<p>学校法人による補助金交付申請に必要な見積書の添付を大分県私立学校 I C T 教育環境整備支援事業費補助金交付要綱にある「実施要領に添付した書類の内容と同一の場合は、添付を省略できる」旨を適用し、見積書の添付無しのまま申請を受理した判断は明らかな誤りである。規則等に準拠して、適切に事業を実施されたい。</p>	

### 《補足》

ある学校法人に対する大分県私立学校 I C T 教育環境整備支援事業費補助金交付決定通知であるが、補助金交付申請書に必要な見積書が添付されていないにもかかわらず、県は申請書を受理し、決定通知を交付した。その理由は、当該補助金交付要綱では、見積書が「実施要領に添付した書類の内容と同一の場合は、添付を省略できる」旨を定めており、補助対象となる I C T 機器の台数が 150 台から 32 台と大きな変更となったが、単価は同一であることから上記の省略できる要件に該当し、不要と判断したものである。なお、その後、県の審査・指導室から「単価が同様であることの確認を、口頭でなく書面で残す方が望ましい」との助言を受けて、変更後の台数に基づく見積書を徴求している。組織の内部統制が有効に機能していることを示した事例ではあるが、台数の変更により補助金額に大幅な増減があるのにも拘わらず、単価が同一であることをもって、同一の見積書であるとした判断は、明らかな誤りであると指摘されても仕方があるまい。

<b>指摘</b>	<b>5-2</b>	<b>I C T 技術者の人材確保について</b>
<b>勸奨事項</b>	<p>県は、I C T 支援者として相応しい I C T 関係企業 O B などの I C T 技術者の人材確保が困難な実態を認識し、補助金交付以外の施策についても検討・実施が望まれる。</p>	

### 《補足》

日常的な教員の I C T 活用の支援を行う I C T 支援員に係る補助金交付制度がある。I C T 支援員の制度は、実態として人材の確保が難しく、広く活用が行われないという面があるのではないか。このような実態があることから、県は、



別途実施している県立高校 ICT活用授業推進事業における ICT教育支援アドバイザーの配置に係る施策で得た知見を当該事業にも展開することによって私立学校における ICT活用授業推進に役立ててほしい。

指摘	5-3	私立高校における1人1台端末の整備率について
勸奨事項		私立高校では、1人1台端末の生徒数に対する整備率は、令和2年度末時点で51%である。100%の県立高校とは大きな格差があり、一層の実効ある施策の検討・実施が望まれる。

《補足》

私立高校のタブレット型端末の整備支援であるが、県立高校と同水準となる「1人に1台端末」を各私立高校に要請している。県立高校では令和2年度末に生徒総数約21千人への端末整備が完了しているが、私立高校では51%であり、県立高校とは大きな格差がある。要因には、令和3年度以降に個人所有端末による整備を予定している私立高校が15校中5校あることも影響している。また、当該5校が個人所有端末により全ての生徒が端末を保有したとしても、生徒数に対する整備率は87%である。県は私立高校全校の1人1台端末を目指すとしているが、コロナ禍において、ICT整備環境格差が従来にも増して、教育機会格差につながると考えられることから、1人1台端末の実現が図られるよう実効ある施策の実施を望みたい。

指摘	5-4	1人1台端末に係る個人所有タブレットの補助について
勸奨事項		経済的負担の軽減の観点から、1人1台端末を個人所有タブレットにて対応している場合には、一定の補助金交付をすることについて検討が望まれる。

《補足》

私立高校では、学校方針による1人1台タブレット端末について個人所有としている高校もある。タブレット端末の耐用年数が4年程度であり、中高一貫の学校の場合には、高校の卒業までに買い替えが生じることになる。経済的負担も

小さくないことから、新規購入や買替購入時に少なくとも保護者が一定の所得以下の場合には、補助金が活用できるよう施策の検討が望まれる。

指摘	5-5	日常的な教員のICT活用の支援を行うICT支援員制度について
勸奨事項	ICT支援員に係る補助金交付制度が、学校現場が新年度のICT授業に向けた準備で特に繁忙となる年度を跨ぐ時期においてもスムーズに活用できるのか、全国的に不足気味であるICT技術者の確保のための補助金額が妥当なのか、実態を踏まえた検証が望まれる。	

《補足》

私立高等学校を訪問して、現場の声を聞くことができた。ICT授業に必要な機器に関するアカウント設定等が年度の切り替え時である年度末や年度当初に、かなり集中するということであった。

当該学校では、上記の処理を通常の授業を担当する先生が実施しており、かなりの繁忙感と負担感があるとのことであった。当該事情に対する県による支援として、ICT支援員に係る補助金交付制度があるが、当該支援は年度当初から活用することができる制度となっているのであろうか。例えば、当該支援制度は学校側の準備期間も考慮した新たな年度が始まる数カ月前に制度設計を固め、適切な時期に周知されているのだろうか。また、年度初めに発生した経費に対しても補助の対象としているのだろうか。

また、ICT技術者の人材確保のための補助金額の観点においては適切な支援となっているのであろうか。まず、人材確保の観点でICT技術者は都市部で多いが、地方ではかなり絞られ、求人が難しくなっているのではないか。学校単独の求人ツールとしては、理系大学、ハローワークや機器納入メーカーに話を持ちかける程度しかなく、学校単独でICT支援員として相応しいICT技術者を確保することはかなり難しい実態があるのではないか。ICT支援員を必要とする学校への配置がスムーズとなるよう県は支援してほしい。

そして、補助金額であるが、適切な金額レベルとなっているのであろうか。学校が要望するICT支援員としてのICT技術者の経歴と、県の補助金の対象経費を検討する担当者が描くICT技術者の経歴に格差があることによって、学校が期待するICT技術者の確保が見込めない低額な補助金交付制度となっていないだろうか。県は、現場の声をしっかり聞き取り、施策に反映してほしい。

指摘 5-6	i P a dの購入費用の負担
勸奨事項	<p>ある学校法人では、平成30年度から県立学校より先んじてI C Tを利用した教育を実施している。G I G Aスクール構想が導入される前からI C T教育を実施していることもあり、端末にかかるコストは生徒負担となっている。G I G Aスクール構想導入前に購入した分は仕方がないが、導入後においても生徒負担となっていることは平等ではない。県立学校が無償貸与している状況を鑑みれば、私立学校の生徒に対しても端末の購入費用を行政が補助することも検討の余地があると考えらる。</p>



**【商工観光労働部】**

NO	事業名	課・室
6	ものづくり中小企業 I o T 化推進事業	工業振興課

**1. 事業の概要**

**(1) 事業の目的**

現状・課題	本県において製造業は基幹産業であるが、中小製造業の生産性は大企業の半分程度にとどまっている。製造業の発展には中小製造業の生産性向上が必須であり、特に、技術の活用事例の少ない I o T 技術活用の推進が課題となっている。
事業の目的	中小製造業の生産性向上による競争力強化を図るため、県内ものづくり中小企業の I o T 化の取組を支援する。

**(2) 事業の内容**

事業の内容	
<b>1. I o T 化への伴走型支援</b>	<b>7,541 千円</b>
(1) ものづくり中小企業 I o T 化展開事業	(5,128 千円)
①出張説明会・セミナー・個別訪問の実施	
出張説明会の開催	
課題共有セミナーの開催	
簡易なセンサー等による自社工場での I o T 化体験を個別訪問により実施	
②成功事例集の作成	
③事例発表会の開催	
④支援体制の構築	
(公財) 大分県産業創造機構に配置する補助スタッフ 1 名の人件費等	
(2) ものづくり中小企業 I o T 化推進事業	(2,123 千円)
①生産性向上につながる I o T 化計画の策定支援	
(3) 県推進費	(290 千円)
<b>2. I o T 化投資への支援</b>	<b>10,000 千円</b>
ものづくり中小企業 I o T チャレンジ補助金	
補助率 1 / 2 補助対象経費上限 5,000 千円	
@5,000 千円 × 1 / 2 × 2 件 = 5,000 千円 (上限 2,500 千円)	

## 2. 事業実施期間

令和元年度～

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
I o T化計画策定企業数 【累計：社】	目 標	—	5	11
	実 績	—	5	13
	達成率	—	100.0%	118.2%
I C T関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助事業採択数【社】	目 標	—	4	4
	実 績	—	5	6
	達成率	—	125.0%	150.0%
成果事例集配布数【社】	目 標	—	1,000	1,000
	実 績	—	900	1,000
	達成率	—	90.0%	100.0%

## 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	—	17,540	17,541
決 算 額	—	17,412	17,282
一般財源	—	13,786	13,657
繰入金	—	0	0
国 庫	—	3,626	3,625

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1 / 2

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
報償費	—	9	18
旅費	—	152	13
委託料	—	7,251	7,251
補助金	—	10,000	10,000
計	—	17,412	17,282

## 6. 監査結果

指摘 6-1	中小製造業の生産性の程度とI o T活用度との関係性
<b>勸奨事項</b>	<p>当事業が行われている背景に、多くの中小製造業の生産性（従業者1人当たりの付加価値額）が大企業の半分程度となっており、製造業のI o T活用が進んでいない状況にあるといった説明を所管課から受けた。</p> <p>ただ、中小製造業の生産性が低いのは、製造業の規模、業種、産業構造、販売先（買い手）の交渉力の強さなどとも関係しており、I o Tの活用度合いが生産性の程度に重要な影響を及ぼしているのかどうか理解できなかった。</p> <p>当事業を始めるに当たり、可能な範囲で業種や規模ごとに具体的な課題等を明るみにして、I o T活用と生産性との結びつきや事業効果がより明確になるよう工夫されたい。</p>

指摘 6-2	導入ハンドブック（成功事例集）のレイアウト
<b>勸奨事項</b>	<p>I o T導入ハンドブックには、導入した企業名や導入支援を行った企業名が大きく掲載されており、企業の宣伝本のように見受けられた。読み手がI o T導入を検討しやすい、関心のある項目から読める、といった誌面構成・レイアウトの方が好ましいのではないかと。</p>

《補足》

導入ハンドブックは、I o Tを導入した企業の事例集、支援施策、おおいたス

マートものづくり応援隊（企業等）から構成され、内容が写真付きで丁寧に紹介されているが、目次には企業名は掲載されておらず、読み手からは、すべてのページを読まないで内容が判別できないものとなっている。

目次には、企業名を羅列するのではなく、次のような項目を設けることが考えられる。

（１）テーマや経営課題ごとに表示する方法

（人件費、労働時間、工程削減、機械の老朽化）

（２）取引やプロセスごとに表示する方法

（受発注、製造、検査、出荷、納品、請求）



## 【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
7	I T人材確保支援事業	D X推進課

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

現状・課題	<p>I T関連産業の人手不足感は他業種に比べて高く、県内企業からの聴き取りでは約6割が人手不足と回答している。</p> <p>一方、第4次産業革命では、I o T (Internet of Things :モノのインターネット)、A I (人工知能) などの先端技術により、複雑な判断を伴う労働やサービスの機械による提供が可能になると言われている。本県としては、それらを支え活用できる人材の育成を進めていく必要がある。</p>
事業の目的	<p>第4次産業革命を支える基盤であるI T人材の確保・育成のため、若い世代に向けたI T技術に対する興味喚起や、A I・ビッグデータを活用できる人材やセキュリティ人材の育成、県外I T企業・人材との交流促進など、世代別・体系的な施策を実施する。</p>

#### (2) 事業の内容

事業の内容
<p><b>1. 未来のI T技術者発見事業</b></p> <p>①小中学生向けプログラミング教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県内の小中学生を対象としたプログラミング教室を開催</li></ul> <p>②高校生を対象としたI T業界紹介出前授業及びワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県内高等学校の学生に対し、I T業界の現状及び具体的業務内容等について県内企業による出前授業を実施</li><li>・高校生とI T人材との交流ワークショップの開催</li></ul> <p>③次世代プログラマー発掘ワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小中高生を対象としたより実践的なプログラミングを学ぶワークショップを開催</li></ul> <p><b>2. I T人材交流促進事業</b></p> <p>①県内外I T企業・人材交流促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県内外I T企業によるアイデアソン・ハッカソン等の開催及び県内のI T関連事業等の情報発信を実施</li></ul>

②高度 I T 技術者育成事業

- ・プログラマー等を対象とした専門技術を磨く勉強会を定期的を開催

3. A I ・ビッグデータ活用人材育成事業

- ・県内企業や I T 技術者等を対象とした、ビッグデータの活用手法や A I を実践的に体験するセミナーを開催

4. 情報セキュリティ人材育成事業

- ・情報セキュリティ人材を育成するため、経営者が集まる場への講師派遣及び資格取得対策講座を実施

2. 事業実施期間

平成 29 年度～令和 2 年度

3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
未来の I T 技術者発見事業参加者の中でプログラミング、I o T への興味が向上した者の割合【%】	目 標	100.0	100.0	100.0
	実 績	94.5	98.4	96.3
	達成率	94.5%	98.4%	96.3%
I C T 関連活動指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
未来の I T 技術者発見事業における参加者数【人】	目 標	80	120	80
	実 績	79	141	307
	達成率	98.8%	117.5%	383.8%
情報セキュリティに関する講話の受講者数【人】	目 標	—	—	100
	実 績	—	—	46
	達成率	—	—	46.0%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	13,952	14,422	14,866
決算額	10,583	12,564	13,411
一般財源	6,052	7,223	6,756
繰入金	0	0	0
国庫	4,531	5,341	6,655

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
報償費	35	17	75
旅費	665	554	95
需用費	29	19	0
委託料	6,680	8,496	13,241
使賃料	29	49	0
補助金	3,145	3,429	0
計	10,583	12,564	13,411

## 6. 監査結果

指摘	7-1	情報セキュリティに関する講話の参加率の向上について
勸奨事項	情報セキュリティに関する講話に関しては、講話内容をより現実味のある内容に改める等により、参加率の向上を図られたい。	

《補足》

経済産業省の発表によれば、2030年には最大で79万人のIT人材の不足が見

込まれている。世界中の国々でデジタル環境の整備が加速している昨今、必要とされる I T 人材の育成と確保は、国をあげて取り組むべき課題となっている。

大分県としても、このような現状を改善し、I T 人材の確保・育成を図るべく①小中高生等若い世代への I T 技術に関する興味喚起、②県外企業・人材との交流促進、③A I、ビッグデータ等を活用できる人材の育成、④情報セキュリティ人材の育成等を柱とした当該事業を平成 29 年度から実施している。当該事業は、毎年度見直しを行いつつ、その時々新たなニーズも取り入れながら進められてきた。

ところで、県が実施する事業については、すべからく成果指標と活動指標が定められている。成果指標とはその事業で達成すべき指標であり、活動指標とは成果指標の達成に向けて必要となる活動に関する指標である。令和 2 年度における当該事業の成果指標及び活動指標の目標値と実績値は以下のとおりであった。

#### 成果指標

成果指標	令和 2 年度	
	未来の I T 技術者発見事業参加者の中でプログラミング、I o T への興味が向上した者の割合	目標値
実績値		96.3%
達成率		96.3%

#### 活動指標

活動指標	令和 2 年度	
	未来の I T 技術者発見事業における参加者数	目標値
実績値		307 人
達成率		383.8%
情報セキュリティに関する講話の受講者数	目標値	100 人
	実績値	46 人
	達成率	46.0%

表のように、活動指標のうち「情報セキュリティに関する講話の受講者数」については、目標値 100 人に対して実績値が 46 人であり、達成率が芳しくない。なお、ここで言う情報セキュリティに関する講話とは、経済団体や商工会議所等の総会等に出向き、経営者向けに情報セキュリティの意識啓発を目的として 1 時間程度の講話を行う事業のことである。令和元年度まではセミナーという形で実施していたものを、やはり参加率が芳しくないということで、令和 2 年度か

らはこちらから出向く講話方式に改めて実施したが、結果的には参加率の改善には繋がらなかったというのが現状のようであった。

新型コロナウイルス感染症を契機にテレワークやWeb会議等、ITを活用した業務が増加している中で、情報セキュリティはますます重要性が高まっている。しかし、特に非IT関連企業の経営者にとっては、情報セキュリティと言えば何となく取っ付きにくく、意思決定も後回しにされがちであることもまた事実である。

今後は、講話内容をより身近で現実味があるものにして、経営者が自分の会社でも起こり得るものとして認識できるような内容を織り込む等の工夫を行い、参加率の向上に努めていただきたい。



**【商工観光労働部】**

NO	事業名	課・室
8	中小企業等テレワーク導入推進事業	雇用労働政策課

**1. 事業の概要**

**(1) 事業の目的**

現状・課題	新型コロナウイルス感染症対策やアフターコロナの新たな働き方として、全国的にテレワークの導入が進んでいるが、テレワークを導入している企業の大半は大企業であり、中小企業が多い本県では、テレワークの導入が進んでいない。
事業の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図り、県内中小企業等の事業の継続、多様な働き方による業務の効率化や生産性向上を図るため、テレワーク導入を支援する。

**(2) 事業の内容**

事業の内容	
1.	<p><b>中小企業等テレワーク導入相談窓口設置 (7,103千円)</b></p> <p>ITコーディネーターの資格を持ったアドバイザーを配置した相談窓口の設置 (開所時期 10/1～3/31)</p>
2.	<p><b>テレワーク導入セミナーの開催 (3,239千円)</b></p> <p>テレワークの導入プロセスや優良事例等を紹介するセミナーを開催 大分市等 4回開催</p>
3.	<p><b>テレワーク優良事例集作成 (729千円)</b></p> <p>県内のテレワーク優良企業の取組を収集の上、事例集を作成し、周知・普及啓発を図る。 優良事例数 10件</p>
4.	<p><b>テレワーク導入推進事業補助金</b></p> <p>テレワークの導入が進まない業種を対象に導入に係る経費を補助 補助率 2/3 補助上限額 50万円×20社 補助対象経費 機器、ソフトウェア等の購入・導入費、設置・設定費、使用・利用料等</p>

## 2. 事業実施期間

令和2年度（10月～）

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
テレワーク導入企業数【社】	目標	—	—	20
	実績	—	—	22
	達成率	—	—	110.0%
ICT関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
テレワーク導入セミナー開催数【回】	目標	—	—	4
	実績	—	—	4
	達成率	—	—	100.0%
優良事例収集数【社】	目標	—	—	10
	実績	—	—	10
	達成率	—	—	100.0%

## 4. 概要の補足説明

- ・中小企業等テレワーク導入推進費補助金の補助対象経費、補助率、交付額は下記のとおり

補助対象経費	補助率	交付額
<p>事業実施主体（県内中小企業者等）が、テレワーク導入に必要な環境整備に要する次に掲げる経費。但し、①単独の場合は認めない。</p> <p>① パソコン、タブレット、Wi-Fi ルーター等の機器の購入・導入費、設置・設定費、保守・サポート費、リース・レンタル料及び使用(利用)料・賃借料</p> <p>② ソフトウェアの購入・導入費、設定費、保守・サポート費、リース・レンタル料及び使用(利用)料・賃借料</p> <p>③ ネットワーク整備費</p> <p>④ その他知事が必要と認める経費</p>	2 / 3 以内	<p>補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と次の額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>上限額 500千円</p>



<p>なお、保守・サポート費、リース・レンタル料及び使用（利用）・賃借料などについては、令和3年3月31日までに係る費用に限る。また、消耗品に係る経費、通信料は、補助対象外とする。</p>		
--	--	--

- ・申請等の状況 申請 29 社 交付決定 24 社 事業廃止 2 社  
(事業進捗の遅れ等)  
事業完了 22 社

## 5. 予算・決算額

### (1) 補正予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補正予算額	—	—	21,071
決算額	—	—	13,313
一般財源	—	—	0
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	13,313

※繰越 6,195

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生時交付金	10/10

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託料	—	—	10,588
補助金	—	—	2,725
計	—	—	13,313

※補助金繰越 6,195

補助金全体(R2+R3) 8,920

## 6. 監査結果

指摘	8-1	テレワーク導入企業の導入後のフォローについて
勸奨事項		補助金にてテレワークを導入した中小企業において、その後の活用状況についてフォローをされたい。

《補足》

(当該事業導入の経緯)

新型コロナウイルス感染症対策やアフターコロナの新たな働き方として全国的にテレワークの導入が進んでいることは周知のとおりである。しかしながら、大分県においては、大企業やオフィスワーク中心の企業のテレワーク導入が大半を占めており、セキュリティ上の不安や業務の切り分け、勤怠管理の困難性等からテレワーク導入を躊躇する中小企業が存在するとともに、業務の性質上、なかなか導入が進まない業種（製造業、建設業等）も存在していた。

これらの理由から、全国と比較してもテレワークの導入が進んでいるとは言えない状況であったため（2020年春の時点で全国平均26.8%、大分県18%）、経済団体、有識者の声を反映し、①中小企業等のテレワーク導入相談窓口の設置、②テレワーク導入セミナーの開催、優良事例の共有、③テレワーク導入モデル企業の創出（1企業50万円を上限とした導入経費補助金）を柱とした当該事業を実施するに至った。

(意見)

テレワークは、新型コロナウイルス感染症対策として注目を浴びた感があるものの、長期的にはコロナ前から提唱されてきた「働き方改革」を象徴する取組でもある。従って、たとえコロナが収束するに至ったとしても、新しい働き方やワークライフバランスへの取組の一環として後戻りさせないことが肝要であろう。

そのような観点からすれば、大分県としてもテレワーク導入の推進は、今後仮にコロナが収束したとしても、形を変えて継続的に実施していくことが必要になるであろう。実際に令和3年度においても、導入補助金こそなくなったものの、ITコーディネーターの資格を持ったアドバイザーを配置した相談窓口を設置し、働き方改革推進事業と統合して引き続き実施されている。

また、テレワークの導入を将来的に継続して推し進めていくためには、それが利用者（県民）の利便性の向上や業務の効率化に繋がっていることを利用者自身が実感していることが必要であろう。そのためには、新たな導入企業の掘り起こしとともに、それに並行して既に導入している企業のフォローも必要になると

考えられる。

具体的には、テレワークは引き続き行われているか、行われていないとすればその理由は何なのか、あるいはテレワーク導入後に新たな課題は生じていないか等について、具体的にヒアリング、アンケート等を実施したうえで課題を把握し、相談窓口の利用等を通じて課題解決へ導くことが必要になるであろう。地道な取組ではあるが、このようなフォローがなければ利用者の満足度が得られず、せっかく導入したテレワークが新型コロナウイルス感染症の収束を機に、また従来の働き方に戻ることになりかねない。そのような事態にならないよう導入後の企業にも、しっかりとしたサポート体制を整えた上で、テレワークが新たな働き方として定着することを推進していただきたい。



**【農林水産部】**

NO	事業名	課・室
9	スマート農業普及拡大事業	地域農業振興課

**1. 事業の概要****(1) 事業の目的**

現状・課題	高齢化及び担い手の減少、担い手への農地集積がすすみ、今まで以上に効率的に多収量・高品質を実現する技術が求められている。
事業の目的	農業の省力化・多収量・高品質化等を図るため、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の実証等に取り組む。

**(2) 事業の内容**

事業の内容
<b>1. 新技術の普及実証</b> 新技術の普及拡大を図るため、効果の検証や費用対効果の検証を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ほ場管理システムの導入研修（令和元年）</li><li>・新技術実証<ul style="list-style-type: none"><li>ドローンによる農薬散布（令和元年）</li><li>自走式リモコン草刈り機（令和元年～令和2年）</li><li>アシストスーツ（令和2年）</li><li>モニタリングデータ分析による収量・品質の向上（イチゴ・トマト）（令和3年）</li><li>自動収穫ロボットによる労力軽減（ピーマン）（令和3年）</li></ul></li></ul>
<b>2. 新技術の研究・開発</b> 大規模経営体の育成に寄与する技術の開発を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ドローンを活用した生育診断技術の開発（白ねぎ、茶）（令和元年～令和3年）</li><li>・ドローンによるピンポイント防除技術の実証（水稻）（令和元年～令和2年）</li><li>・施設園芸における環境制御技術による収量・品質の向上（トマト）（令和2年～令和3年）</li></ul>
<b>3. 効率的な推進体制の確立</b> 普及員の最新事例等の情報収集や普及現場での効率的な指導の支援を行う。

- ・普及員による最新事例調査、情報収集（令和元年～令和3年）
  - ・タブレットを活用した普及指導体制の効率化（令和元年～令和3年）
  - ・Web会議システムを活用した情報共有の効率化（令和元年）
  - ・スマート農業技術研修会（令和3年）
  - ・次世代につなぐ営農体系確立支援事業（令和2年）
- （西部：アシストスーツ（白菜等）、南部：環境モニタリングシステム（果樹））

## 2. 事業実施期間

令和元年度～令和3年度

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
スマート農業技術導入経営体数【経営体】	目標	—	270	500
	実績	—	477	508
	達成率	—	176.7%	101.6%
ICT関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
スマート農業技術研修会の開催回数【回】	目標	—	1	2
	実績	—	1	2
	達成率	—	100.0%	100.0%
大規模経営に対応した技術の開発取組件数【累計：件】	目標	—	2	2
	実績	—	2	2
	達成率	—	100.0%	100.0%
実証圃の設置数【箇所】	目標	—	9	12
	実績	—	10	12
	達成率	—	111.1%	100.0%

## 4. 概要の補足説明

### 各県状況概要（令和3年）

○【まとめ】R3スマート農業関係事業（九州）

都道府県	事業名	R3予算額 (千円)	品目	取組概要
福岡県	農業版デジタルデータ活用研修事業	7424	各品目	・普及指導センターが各地のスマート農業の普及実態に合わせ、機械の実演会や、デジタルデータを共有・活用した生産性向上等を促進するための研修会を開催。 ・別個別分野事業で補助事業を実施。
佐賀県	ハウス内環境「見える化」促進事業	12000	キュウリ 温州みかん	(キュウリ) ・熟練農業者のノウハウを見える化したデジタル教材による栽培技術向上の現地実証、分析 ・新たな営農体系確立に向けた検討会の開催及び産地営農体系革新計画の策定 (温州みかん) ・農地環境推進システム（気象ロボット）を活用した適期防除実施による青果率およびブランド率向上の現地実証・分析 ・新たな営農体系確立に向けた検討会の開催及び産地営農体系革新計画の策定
長崎県	ながさき型スマート産地確立支援事業費	24,888	いちご	いちごにおける低コスト統合環境制御機器実証。
	スマート農業推進費（補助金含む）	76,241	他11品目	事業の成果等の普及・情報発信 (トマト、きゅうり、みかん、ばら、トルコギキョウ等)に関する講習会、現地勉強会、先進地等での調査や研修会を開催。
熊本県	スマート農業導入加速化事業	41,755	各品目	・土地利用型農業の一貫体系実証 ・選果場アシストスーツ実証 ・ドローンオペレータ育成、自走除草機導入 ・農業高校等と連携した推進啓発等
宮崎県	スマート農業等生産団地創出支援事業	26,089	各品目	・産地構造転換支援（農地の集約による団地化や機器・人材の確保）
	スマート農業による働き方改革産地実証事業	37,696	各品目	・取組を公募して実証 ・データの収集・分析が可能な人材の育成
鹿児島県	「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開	30,826	各品目	・普及促進セミナーの開催 ・地域に対応した先端技術開発(3,273千円) ・実証活動の支援

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	—	15,419	7,086
決算額	—	13,865	4,914
一般財源	—	7,267	2,827
繰入金	—	0	0
国庫	—	6,598	2,087

## (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金（令和元年～令和3年）	1/2
次世代につなぐ営農体系確立支援事業 （令和2年）	10/10

## (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
報償費	—	50	54
旅費	—	449	143
役務費	—	136	115
委託料	—	6,913	0
使賃料	—	462	806
補助金	—	0	2,087
需用費	—	424	426
備品購入費	—	5,431	1,283
計	—	13,865	4,914

## 6. 監査結果

指摘	9-1	実証実験で用いられるスマート農機等の共同利用
勸奨事項		<p>特定の事業体におけるスマート農機等（新技術）の実証テストでは、農機等は主に当該事業体で使用されている。</p> <p>例えば農機等をシェア（共同利用）して、複数の事業体において効率的に実証実験が行えないかについて工夫、検討する余地がある。</p> <p>実証実験後に他の同業者が使用感を共有するといったケースが見られ、一定の配慮は行われているところであるが、集落営農組織や農業協同組合を介して複数の事業体で同時期に実証実験を行うことにより、サンプル数の増加、実証結果の精緻化、普及可能な手段の特定につながることを期待できるのではないかと。</p>



《補足》

圃場が大きく、十分な収益が見込める規模を持たない、経営面積の小さな経営体にとって、単独でのスマート農機の導入はハードルが高い。シェア（共同利用）する仕組みがあれば導入可能となるケースもあるのではないか。スマート農機を広く行き渡らせるようにするため、実証実験の段階からこのような考え方を取り入れることは、普及スピードを加速することにもつながる可能性がある。公金を効率的に活用することにもなると言える。

指摘	9-2	新技術等が普及しやすい情報提供
勸奨事項		<p>事業メニューを所管課ごとに整理している資料はあるものの、農家・生産者側の視点に立った資料整理、情報提供が十分に行われているとまでは判断できなかった。各農業者の事情が多種多様であり、画一的な情報提供を行うことは難しいが、そうであればこそ農家・生産者の経営判断に資する情報提供を追求することが重要である。</p> <p>農業従事者に対してICT機器、先端技術の導入を経て生産性を高めるよう促すには、抱えている資金上の不安解消、業務改善・効率化に対するモチベーションの向上、ICTリテラシーの育成が重要となることが考えられる。すべての新技術や機器を一斉導入することは資金的に容易ではない。機器・新技術の価格、機能改善の程度、効果の程度などを比較して、導入が容易なもの、効果が明らかなものなどを明示することが望まれる。</p>

《補足》

農業従事者向けのICT機器導入にあたって、栽培品目の業務フローに沿って整理した資料、費用対効果の程度が明示された資料が公開されていないように見受けられる。例えば、地ならし、植え付け、肥料、水やり、収穫、出荷などのプロセスに分けて、事業者の規模や導入機器の標準単価、投下資本の回収可能性のシミュレーション、即効性の有無などの情報を整理し、わかりやすく公開することが必要になってくる。

指摘 9-3	実証実験の意義について
勸奨事項	<p>アシストスーツ（装着することで荷物を持ち上げる際の腰や腕の動きをアシストし、作業者の負担を軽減するもの）の実証実験は、生産者からの要望に基づいたものであり、事業の合理性はある程度認められるが、実証実験を行う必要性が高いとは判断しにくいケースであった。例えば、アシストスーツによる軽労化実証テストが挙げられる。この実験は、地域の特性を踏まえ現場で実施する必要性に乏しく、メーカー側で容易にモニターテストできるのではないかと考えられる。</p>

《補足》

アシストスーツについては、最新機種について機能改善は図られているが、その効果が十分検証されておらず、また、種類により作業軽減効果や価格が異なり、費用対効果が不明な点がまだあるとして、実証実験が行われたという。

しかし、事前に各メーカーが行った詳細な実証テストの結果、同一の栽培品目に係る他県事例の収集、検討が十分に行われた後に、必要性が十分検討されて実証実験が行われているとまでは判断できなかった。

当該実験では、一定期間、農業従事者3名について3機種を交替で使用するといった実証実験であり、アンケートや心拍数調査などが行われていたが、購入やレンタルの意思確認、価格に対する反応は結果に記載されていなかった。費用対効果の面から十分な検討がないまま、機種と比較に終わっているとの印象を受けた。費用対効果の面で農業者にメリットがなければ、機種が導入されることは難しいものと考ええる。導入につながりにくい中で、生産者の協力、時間をとってまで実証実験を行うのは、かえって非効率のようにも感じられる。

**【農林水産部】**

NO	事業名	課・室
10	高生産性水田農業強化対策事業	水田畑地化・集落営農課

**1. 事業の概要**

**(1) 事業の目的**

現状・課題	高齢化・人口減少に伴い、規模拡大が進む水田農業経営体に対して、生産コスト低減と高生産性を両立しつつ、更なる規模拡大を促進する必要があるとあり、有効な手段として様々なスマート農業技術が開発されている。しかし、スマート農業技術を導入するためには、技術の評価・導入メリットの分析が必要であり、活用するためには、生産者および指導機関のスキル向上が重要である。
事業の目的	大規模水田農業経営体の更なる規模拡大と低コストかつ高収益性の両立を実現するため、有益と思われるスマート農業技術の実証を行うとともに、同技術を導入する経営体の育成・支援を行う。

**(2) 事業の内容**

事業の内容
<p><b>1. 中山間地スマート農業加速化実証モデル経営体育成事業</b>            (事業主体：コンソーシアム)</p> <p>(1) スマート農業関係機器導入整備委託 (国 10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証に必要な機械・設備の整備をモデル経営体に委託</li> </ul> <p>(2) スマート農業実証の調査・分析、活動等経費 (国 10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証に係る調査機材購入や検討会旅費等</li> </ul> <p><b>2. 平坦部水田農業の超高精度作業体系確立事業</b></p> <p>(1) 圃場水管理システム技術実証 (事業主体：県) (県 10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圃場自動水管理設備の現地実証 (機器レンタル代等)</li> </ul> <p><b>3. 先端的水田農業経営体育成対策事業</b></p> <p>(1) 強い農業・担い手づくり総合支援対策 (事業主体：中心的経営体等)            (国 3/10、県 1/10、市町 1/10 または国 1/2、県 1/10、市町 1/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地収益力強化や合理化を図るために必要な共同利用施設や営農機械等の導入支援</li> </ul>

- (2) 先端的技術活用経営体育成対策（事業主体：認定農業者）  
 （県3/10、市町村2/10）
- ・スマート農業・乾田直播関係機械の導入を支援

#### 4. 推進費

## 2. 事業実施期間

令和2年度～令和4年度

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
担い手の主食用米生産コスト(平坦)【円/60kg】	目 標	—	—	12,000
	実 績	—	—	11,839
	達成率	—	—	99.0%
I C T 関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
スマート農業技術導入経営体数（水田農業経営体） 【累計：経営体】	目 標	—	—	30
	実 績	—	—	87
	達成率	—	—	290.0%

## 4. 概要の補足説明

- ・各県状況、データ資料等

### 1. 中山間地スマート農業加速化実証モデル経営体育成事業

- ・実証経営体や農機メーカー等とコンソーシアムを構成し、中山間地の大規模水田農業経営体におけるスマート農業一貫体系による労働時間の低減効果を実証。効果・問題点等を把握し、導入機器を広く農業者に紹介する研修会や学生を対象とした体験会等の授業を開催。
- ・革新的農業技術の導入に意欲のある農業者で組織する「スマート水田農業研究会(29名)」を設立し、研修会(3回)を通じたスキルアップを実施。

### 2. 平坦部水田農業の超高精度作業体系確立事業

- ・パイプライン化した用水路における自動水管理システムを実証し、農業者対象の研修会を実施。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	—	—	113,769
決算額	—	—	51,922
一般財源	—	—	4,095
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	6,126
諸収入	—	—	41,701

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
スマート農業総合推進対策事業	10/10
地方創生推進交付金	1/2
強い農業・担い手作り総合支援交付金	3/10、1/2等
産地パワーアップ事業	1/2等

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
報償費	—	—	4
旅費	—	—	286
需用費	—	—	921
役務費	—	—	53
委託料	—	—	41,436
使賃料	—	—	331
補助金	—	—	8,891
計	—	—	51,922

## 6. 監査結果

指摘	10-1	水田事業に対する本県の姿勢
勸奨事項		<p>県は本事業において水田農業経営体へのスマート技術の導入支援を行う一方、別事業において水田の畑地化も推進している。</p> <p>農家の視点に立つと、ある農業者には水田農業の継続支援がなされ、ある農業者には転換を促すといった点に、とまどいを抱いてしまうのではないかと思案する。どのような規模や形態の農家の立場からでも把握、理解しやすいよう、水田事業、施策について県民へのわかりやすい説明の在り方を検討されたい。</p>

指摘	10-2	魅力ある農業生産物づくりへの応用
勸奨事項		<p>今回実施された高生産性水田農業強化対策事業は、先端技術やICT機器の実証テストを通じて作業の省力化、コスト削減を図ることで効率的に収穫量を増やして生産性を高めていくといった活動と理解している。</p> <p>全国的にも同様の取組が実施されていることから、新製品や技術が普及すれば、競争上優位性が確保されないことも懸念され、一定の同質化、コモディティ化が進んでいくことも考えられる。</p> <p>そこで、スマート農業技術を「安全で健康的」「美味しい」といった商品づくりに活用することが必要になってくる。例えば、中山間地の特徴に合わせた栽培と組み合わせるなどして、多様性や独自性を確保していくよう取り組む余地があると考えている。</p>

### 《補足》

本県は他県に比べ1経営体あたりの経営面積が小さいことや、中山間地率が高く、土地が集積しにくいといった事情があり、本県の生産費は他の地域と比較して高い状況となっている。本事業とは別の事業において、農地集積によるコスト低減を図っているところである。

#### 米の生産費（60kgあたり）

大分県	九州	全国
21,851円	18,474円	15,155円

令和元年農業経営統計調査

スマート農機の実証・導入は、全国的に行われていることから、その便益は、本県のみが享受できるとも言い切れず、他県と比較した場合、本県の改善の程度も不透明なところがある。

そのような中、消費者の視点に立って資料を閲覧したつもりであるが、本事業で実証実験が行われたお米を「買って食べたい」という思いを抱くことはなかった。

所管課の説明により、宇佐・国東地域において世界農業遺産米が栽培されており、タンパク含量（美味しい米の基準の一つ）の計測等により、通常より高い単価で取引されているケースがあることを初めて知った。マーケティングや嗜好性の異なる消費者の獲得（例えば海外市場）、加工品の開発等、収益のさらなる獲得に結び付くよう先端技術等が活用、連携されることを期待したい。

指摘	10-3	新技術が普及するためのプロセス
勸奨事項	<p>新しい機械・技術が普及するためには、機械等の性能が一定程度確かめられているのみならず、利用者が投資を上回る効果が認められると判断していることが条件になるものと考えられる。ハードルは高いが、この点に更に焦点を当てることが望まれる。</p>	

《補足》

大分県スマート農林水産業推進方針において、タイムラインに「普及」という表現が使われているが、普及の意義・程度が明確にされていない。「普及」が普及するための活動を指しているのか、広く行き渡った結果を示しているのかが判然としない。

所管課の回答によると、前者を指しているとのことであった。これは、農林水産省のホームページにおいて「普及事業とは、都道府県の専門の職員が直接農業者に接して農業技術・経営に関する支援を行う事業です。具体的には、農業生産性の向上や農畜産物の品質向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援、農村生活の改善のための支援を、国と都道府県が協同して行っています。」ということが元になっているようである。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h\\_about/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_about/index.html)

スマート水田農業の研究会において、ドローン（による農薬散布）以外は（投資回収が期待できないとして）各自での導入が厳しいとの声が上がっていることから、普及のための活動をして、実際に導入するのは難しいものが多い状況

である。

もう少しスマート農機について、共同利用（農機のシェア）、レンタル・リースの仕組み等、導入可能なスキームを並行的に模索、検討するとよいのではないかと考えられる。

本事業においては、経営・栽培管理、耕起・整地、移植、水管理、畦畔管理、防除、生育診断、収穫など工程別において、導入するスマート農業技術が整理され、導入状況が一覧表により明らかにされている。労働時間削減効果等の調査結果は報告されているようであるが、費用対効果の優位性、それを享受しうる経営規模が十分に明示されていなかった。現状では、農業者が「うちにフィットするか」「元が取れるのか」といった点を判断するのは困難な状況となっている。

農業者の視点に立った情報開示も必要となる。例えば、事業体が支出できるコストを把握したうえで、毎月の通信費やリース料が支払っていけるのかどうかなどを検討できるようにする。さらに、栽培品目や方法、土地の形状等により、要求する情報や仕様が市販のスマート農機等と適合しているかといった点をより明らかにしていくことが求められる。

指摘	10-4	事業体が選択可能な環境の整備
勸奨事項		<p>中山間地率が高く生産コストが高い本県の実情を踏まえ、米の生産費4割削減に向け、農地集積による低減3割、新技術導入や肥料の大口購入等による資材費等の削減1割といった削減目標を具体的に掲げて事業を進めている点は評価できる。</p> <p>その一方、農地集積を図り大規模化する事業者と小規模事業者との二極化がより一層進んでいくことも予想される。</p> <p>本事業などにおいては、経営面積の大きな事業体において実証実験が行われているところであるが、小規模事業者においても導入可能な技術や生産・販売方法などを紹介するような工夫をして、経営規模に関わらず、農業者が持続可能かつ選択可能な経営のあり方を指南することができないか検討されたい。</p>

《補足》

小規模事業者には、農機等が高額のため単独では導入効果を享受するのが困難な者、ITスキルが乏しい高齢者の存在が考えられる。最近では、また、県外



からの移住者が資本の少ない中で初めて農業を営むといったケースも見受けられている。

例えば、複数の事業者で、互いのスマート農機・情報の連携、シェアを行うことによりコスト削減を図り、ITスキルや先進技術に乏しい者であっても、取り組みやすくする工夫、情報提供が行われてもよい。

また、販売においてはインターネットを利用して消費者に生産物の生育情報を公開し品質の安全を伝えたり、仲卸業者が介在しないことによる高い利益率の確保を目指したり、ロスの削減を図ったりといった工夫を行う余地はあるだろう。小規模であっても兼業することにより持続的に事業を実施する道は残しておくことも検討されたい。

指摘 10-5	スマート水田農業研究会の開催変更について
勸奨事項	<p>スマート水田農業研究会において、当初の実施計画では年4回の開催予定であったところ、現地研修実施場所の生産者作業スケジュールによる変更や新型コロナウイルス感染症対策による内容見直し等により実際の開催は3回となっていたが、当該変更理由や協議の過程が文書化されていなかった。</p> <p>当初の目的が可能な限り達成されるよう、重要な変更については、変更理由やその経緯を书面化しておくことが望ましい。</p>

指摘 10-6	再委託に係る契約書のあり方等について
勸奨事項	<p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構とコンソーシアムとの試験研究委託契約の中では再委託が禁止されているようであるところ、研究委託の実施要領においては外注費も認められるようにも見て取れた。コンソーシアム構成員間の県と事業会社との委託契約（大分県スマート農業実証プロジェクト業務委託）では再委託が可能とされていた。契約書の記載のあり方、再委託、外注の取り扱いについて、国に確認し見直しを図ることが望ましい。</p>

《補足》

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の『労働力不足の解消に向

けたスマート農業実証委託業務研究実施要領～事務処理関係編～』においては、雑役務費として、外注費も認められるような記載が見られた。

**【農林水産部】**

NO	事業名	課・室
1 1	林業事業体強化推進事業	林務管理課

**1. 事業の概要****(1) 事業の目的**

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・国産材需要の高まりによる主伐の増加</li><li>・高性能林業機械による生産性の向上が必要</li><li>・再造林・保育の機械化の遅れ</li></ul>
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・主伐から再造林・保育まで行える林業事業体の育成</li><li>・再造林、保育用の機械の導入・実装に向けた充実</li></ul>

**(2) 事業の内容**

事業の内容
<b>1. 高性能林業機械導入支援事業</b> (1) 高性能林業機械導入支援 素材生産や造林の効率化を図るため、必要な高性能林業機械の導入にかかる経費を支援 補助率：1／3以内、事業主体：登録・育成林業経営体  (2) 造林機械導入支援 造林作業の効率化を図るため、苗木運搬用ドローンや下刈用アタッチメント等低価格造林機械の導入へ助成 補助率：1／2以内、事業主体：登録・育成林業経営体  (3) 再造林・保育施業機械化実装支援 他業種で実績のある機械を林業の再造林・保育現場で実装し、実用化にかかる経費を支援 補助率：2／3以内（上限額5,000千円 公募型補助） 事業主体：開発メーカーまたは登録林業経営体
<b>2. おおいた中核林業経営体育成強化事業</b> (1) 主伐～再造林システムの合理化支援 生産・工程管理の専門家の派遣・指導、主伐～再造林システム研修会の開催にかかる経費を助成

<p>補助率 : 1 / 2 以内、実施主体 : 地域協議会 (事務局 : 森林ネットおおいた)</p> <p>(2) 経営・雇用管理の合理化支援 経営の専門家の派遣・指導、社会保険労務士等による雇用研修会の開催にかか る経費を助成 補助率 : 1 / 2 以内 実施主体 : 地域協議会 (事務局 : 森林ネットおおいた)、大分県森林組合連 合会</p> <p>(3) 森林施業プランナー育成対策 森林施業プランナーを育成するための研修にかか る経費を助成 補助率 : 1 / 2 以内、実施主体 : 大分県森林組合連合会等</p> <p>(4) 新規造林作業員雇用促進対策 新規造林作業員を雇用する際の社会保険料等の助成 補助率 : 県 1 / 3、市町村 1 / 3 実施主体 : 市町村</p>
---

**2. 事業実施期間**

平成 27 年度～

**3. 事業の成果指標等と達成度合い**

成果指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
主伐生産性【m <sup>3</sup> /人/日】	目 標	10.0	10.3	10.6
	実 績	9.9	10.0	10.0
	達成率	99.0%	97.0%	94.3%
中核林業経営体【経営体】	目 標	13	15	19
	実 績	13	18	19
	達成率	100.0%	120.0%	100.0%
I C T 関連活動指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

**4. 概要の補足説明**

特に記載すべき事項はない。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	133,000	152,216	166,300
決算額	174,293	108,159	109,281
一般財源	0	5,267	6,689
繰入金	0	0	0
国庫	174,293	87,438	102,592
諸収入	0	15,454	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
林業成長産業化総合対策交付金	1/3、1/2

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
旅費	0	112	0
役員費	0	62	0
使賃料	0	120	0
補助金	174,293	92,319	109,281
その他需用費	0	92	0
償還金利子及割引料	0	15,454	0
計	174,293	108,159	109,281

## 6. 監査結果

指摘	11-1	再造林に係るICT活用施策の有効性
<b>勸奨事項</b>		<p>林業の事業構造・環境を踏まえると再造林・保育施業機械化実装支援事業に合理性は認められるものの、事業体の視点に立つと、応募動機につながる経済的なメリットが想像できない。応募も1件と低調である。</p> <p>「儲かるかどうかわからない作業に補助をされても手を挙げる人はいない」。そうであるからこそ県として公益性の高い事業に補助するといった考え方がある一方、このような補助は事業としての広がりを見せないのではないかとといった考え方もある。難しいところであるが、事業体の経済的なメリット等をもう少し詳細に分析して補助メニューを工夫する余地があると考えます。</p>

### 《補足》

伐る・使う→植える→育てるという循環型プロセスの林業において、山主（所有者）は主伐が利益を得る最大の機会となるが、再造林、下刈りの過程では、コスト負担が続く。

所管課によると、素材生産現場の機械化は大きく進んでいるが、再造林・保育作業は依然として人力作業による過酷な重労働であるため、担い手が減少しているという。

再造林・保育施業機械化実装支援事業の応募者はグループ企業が大規模な私有林を持つ事業者1件にとどまっており、機械化に取り組む状況が全体的に進んでいるとは言い難く、応募数からも現状のメニューは多くの事業体のニーズに適応しているとは判断できない。

機械の効能について検証は行われていたが、実用化にあたっては技術上にも大きな課題があり、費用対効果からの導入可否の検討が行われる段階には至っていない。県内の他の事業体にとって導入メリットがあるかどうか未知数であり、機械化という目的は達成できても、本来の目的である「再造林、保育」の促進につながらない可能性がある。

林業事業体強化推進事業実施要領によると、再造林・保育施業機械化実装支援事業においては、事業実施主体が以下の①又は①②の者で構成された実証グループとされている。

- ①登録・育成林業経営体のうち登録林業経営体
- ②機械の開発ができる法人格を有した民間企業等

所管課は、少なくとも①に該当する事業体を識別できる立場にいることから、事業メニューを策定するに当たり、対象となり得る事業体の視点に立ち、どのような経済的メリットを事業体が享受できるのかといった点を丁寧に検討することが求められると言える。可能であれば、策定段階から応募する事業体及び応募動機を想定し、事業の広がりを検討したうえで、事業を履行し、応募結果を踏まえ、当初の仮説を検証し、事業体との認識のギャップを把握する姿勢が求められる。機械化（の活用）ありきではなく、県全体で再生林の機運が高まるようなメニューが組まれることを期待する。





**【土木建築部】**

NO	事業名	課・室
1 2	建設産業女性活躍推進事業	土木建築企画課

**1. 事業の概要**

**(1) 事業の目的**

現状・課題	建設産業は、若者の入職者減少や高齢化などにより担い手の確保が喫緊の課題となっている。一方で、近年、建設現場の情報化が急速に進展しており、ドローン測量や施工管理ソフトによるデータ管理など経験の浅い若手や体力に不安のある女性でも、活躍できる可能性が拡大している。
事業の目的	建設産業における女性の活躍を推進するため、経営者向けトップセミナーを開催するとともに、現場技術の情報化を活用し、ドローンによる測量や積算・コスト管理、情報発信力等を習得するスキルアップセミナー等を開催する。

**(2) 事業の内容**

事業の内容	
<b>1. 建設産業における女性の活躍推進 (26,800 千円)</b>	
(1) 経営者向けトップセミナー(1,666 千円)	・ 県内5ヶ所 (大分・別府・佐伯・日田・宇佐)
(2) 女性活躍促進機器 (ICT機器等) 導入補助 (20社) (10,000 千円)	・ 女性等の活躍につながるICT機器・ソフトウェア等の導入経費の助成 (補助率1/2、限度額:500 千円)
(3) スキルアップセミナーの開催 (11,365 千円)	・ 6時間×6回×4コース (フィールドマネージャー (施工管理/ドローン)、プロジェクトマネージャー、ブランドマネージャー)
(4) けんせつ小町ネットワークの構築(3,769 千円)	・ ネットワークHPの作成 ・ ネットワーク勉強会の開催 (ミニセミナー、意見交換など) ・ 成果発表会 (スキルアップセミナー受講成果や、企業の取組、女性活躍推進のための提言など)
<b>2. 推進費 (176 千円)</b>	

## 2. 事業実施期間

令和2年度～

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規学卒者(女子)の県内 建設業就職人数【人】	目標	—	—	42
	実績	—	—	53
	達成率	—	—	126.2%
ICT関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
ICT機器等導入補助件 数【件】	目標	—	—	16
	実績	—	—	20
	達成率	—	—	125.0%

## 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	—	—	26,976
決算額	—	—	24,480
一般財源	—	—	16,081
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	8,399

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1 / 2

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
旅 費	—	—	31
委 託 料	—	—	16,799
補 助 金	—	—	7,550
需 用 費	—	—	100
計	—	—	24,480

## 6. 監査結果

指摘	12-1	建設現場で働く女性の人数の把握
勸奨事項		<p>建設現場で働く女性の数の把握は5年に1度行われる国勢調査の結果でしか把握することができない。事業の成果を確認するためにも年間ベースで女性の人数を把握することができる仕組みを構築した方がよい。その上で、成果指標を新卒者に限ることなく、女性全体の県内建設業就職人数とすることがより望ましいであろう。</p>

指摘	12-2	補助金の申請会社について
勸奨事項		<p>補助金を交付している会社を見てみると、建設もしくは土木会社である。建設業の会社全てを対象としているが、建設設備や電気設備等の会社からの申し込みは生じていない。補助金は全業種を対象にしてパンフレット等やHPで情報を発信しているということだが、補助金を認知している会社が少ないように思われる。</p> <p>一部の業者だけが対象にならないよう、裾野を広げる活動が必要である。</p>

指摘	12-3	補助金での購入資産について
改善事項	<p>補助金で購入した資産を法定耐用年数以内で処分した場合は補助金を一部返還する必要がある。処分した場合は業者から申告する方法になっており、県職員が直接確認することは行っていない。</p> <p>少なからず、業者往査時には現物を確認し、処分していないことを確認する必要がある。</p>	

## 【教育庁】

NO	事業名	課・室
13	ネット安全教育推進事業	教育デジタル改革室

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

現状・課題	GIGAスクール構想による1人1台端末整備によって、情報モラル教育の重要性は高まっている。インターネットの利用機会が増加する一方で、児童生徒、保護者のモラル意識の向上と、教員の情報モラルに関わる指導力向上に取り組む必要がある。
事業の目的	ネットトラブルに巻き込まれない基礎知識の習得やネット利用者として守るべきモラル意識を向上させるため、児童生徒や保護者等に対して出前授業を行うとともに、相談窓口を開設する。

#### (2) 事業の内容

事業の内容
<p><b>1. ネットトラブル対応人材育成事業</b></p> <p>児童生徒、保護者、教職員を対象にネットあんしんセンターを開設し、ネットトラブル等の相談窓口を運営する。その知見を元に、教職員を対象にネット安全に関する授業や、指導が出来る人材の育成を目的としたセミナーを実施する。</p>
<p><b>2. ネットトラブル・情報モラル出前授業等事業</b></p> <p>希望校に専門の講師を派遣し、児童生徒保護者、教職員を対象としたネットトラブルや情報モラルに関する出前授業（研修・講習）や情報モラルの啓発に関する講演会に対応する。</p>

### 2. 事業実施期間

平成26年度～

### 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
情報モラル教育を指導できる教員の割合【%】	目 標	90.0	93.0	100.0
	実 績	84.0	83.0	83.1
	達成率	93.3%	89.2%	83.1%
I C T 関連活動指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
情報モラルセミナー・ネットセミナー研修会の参加人数【人】	目 標	130	150	80
	実 績	130	100	139
	達成率	100.0%	66.7%	173.8%

### 4. 概要の補足説明

- 情報モラル出前授業（対象：児童、生徒）
  - ・・・実施校 35 校、実施回数 35 回、受講人数 5,273 人
- 子どものためのネットあんしんセンター（対象：子ども、保護者、教職員）
  - ・・・相談者 47 人、相談対応件数 100 件
- 情報モラル教育セミナー（対象：教職員）
  - ・・・受講人数 139 人

### 5. 予算・決算額

#### （1）当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算	7,431	4,768	3,710
決 算 額	4,763	3,806	3,154
一般財源	0	0	0
繰 入 金	0	0	0
国 庫	4,763	3,806	3,154

#### （2）主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方消費者行政推進交付金	10/10

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託料	4,763	3,806	3,154
計	4,763	3,806	3,154

## 6. 監査結果

指摘 13-1	安全教育の内容について
勸奨事項	ネット安全教育の継続した実施及び一層の双方向となるカリキュラムも視野に入れた教育内容の見直し・充実が望まれる。

《補足》

当該事業の目的である“ネットトラブルに巻き込まれない基礎知識の習得やネット利用者として守るべきモラル意識の向上”を達成するためには、継続した教育の実施が必要と考える。その方法として、児童、生徒及び教職員へのeラーニングによる選択肢式テストにて、ネット安全教育の内容の理解度や習熟度を自らが認識するとともに、解説も提示し、その内容を熟読させることを通じて理解の深化・定着を図るといった手法も有効なのではないだろうか。一方通行的な情報モラル出前授業や情報モラル教育セミナーに加えて、双方向的な教育も合わせた継続したネット安全教育を実施することを期待したい。

指摘 13-2	県による安全教育の内容への関与について
勸奨事項	ネットトラブルは年々、変質し複雑化しており、教育内容が最新のネット環境下の問題に向き合った知識の提供とモラル醸成に役立つよう、県には感度を高めた受託者との積極的な協議が望まれる。

《補足》

当該事業について、公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所に委託している。そして、当該委託業務の実施体制では、受託者は県または市町村教育委

員会と連携して業務を実施することとしている。具体的な連携について県に聴き取りすると、委託先決定後に委託先が作成した事業計画案をもとに、前年度の報告や時代の変化も踏まえ協議した上で具体的な事業内容を決定し、その決定に基づいた情報モラル出前授業、情報モラル教育セミナーの実施時には、使用する資料を県が事前に確認をしているとのことであった。ネットトラブルは年々、変質し複雑化しており、至近ではどのようなトラブルが発生傾向にあるのか、感度を高めて受託業者と協議してほしい。

さらに、GIGAスクールの実現や県内の高等学校の「1人1台端末」整備事業の進展による裾野の広がりにより、相談の件数増大や内容の複雑化が予想されることから、ネットトラブル相談窓口へのアクセスの容易化や相談員の対応力強化を期待したい。

指摘	13-3	ネット安全の指導ができる教職員育成について
勸奨事項	<p>ネット安全に関する指導等ができる教職員育成を目的としている情報モラル教育セミナーであるが、当該目的の達成には体系的な教育等が必要と考える。上記セミナーの成果の検証等を行い、必要があれば一層の効果が期待できる教育の在り方について検討することが望ましい。</p>	

《補足》

情報モラル教育セミナーは、教職員を対象に、ネット安全に関する授業や指導ができる人材の育成を目的としており、知識の習得・維持・向上に資する継続的な教育体系が必要であると考え。現在のように、年に1回、各校の教員を対象に募集をかける方法ではなく、例えば、過去に受講した教員に対して、一定の期間を置いた上で、セミナー内容を高度化するなど時間軸を持った体系的な教育カリキュラムが大切なのではないか。あるいは、事前に教育体系を定めて、数年間のスパンにて初年次に基礎教育、3年次に中級教育、そして5年次には上級教育を実施するなども考えてほしい。また、情報モラル教育セミナーの参加者に対しては、内容について各勤務校での環流をお願いしているとのことであるが、どの程度の環流が実施されているのであろうか。資料を回覧して終わっていることはないだろうか。環流のお願いが、単に声掛けに終わっていないだろうか。県が期待する情報モラル教育セミナーの目的に合致した成果を生んでいるのか検証が望まれる。



指摘	13-4	事業の実施報告の内容について
勸奨事項		当該事業に係る委託仕様書において、県は実施報告を書面にて提出することを求めている。しかし、報告の内容はアンケート結果等の事実関係の記載ばかりであった。県は報告の内容充実に向けた関与を積極的に行い、適切な事業評価が可能となって、PDCAが回るような実施報告を徴求することが望まれる。

《補足》

当該事業の実施報告として、情報モラル教育セミナーや情報モラル出前授業で使用した資料等、ネットあんしんセンターにおける相談対応件数等の運用実績や相談内容レポート等の提出を求めている。そこで、実際に提出された報告書を閲覧すると、受講後の択一式のアンケート結果、受講者の感想、相談対応件数や相談内容といった事実の報告書に留まっている。委託先としては、仕様書において業務完了通知の添付資料として、上記の資料を提出することが求められたことから、それに従って提出したということなのであろう。しかし、本来であれば、単に委託業務の完了証跡としての入手に加え、受講者のアンケート結果、感想等を分析・評価し、次年度以降の施策に活用するための貴重な資料として入手すべきなのである。もちろん、当該分析・評価を県が行ってもよいのである。県は受講者のアンケート結果をもとに、問題点や改善点を把握し、次年度以降の施策に反映できるよう報告書を活用すべきなのである。県は、委託事業が次年度以降の業務に繋がるようPDCAを意識した意味のある内容の業務完了通知を徴求されたい。

指摘	13-5	ネットあんしんセンターの利便性の向上について
勸奨事項		利便性向上の観点から、ネットあんしんセンターに係る認知度アップに資する施策の見直しと、対応時間帯等の再検討が望まれる。

《補足》

ネットあんしんセンターの認知度について、情報モラル教育セミナーの参加者139名を対象としたアンケートでは48名の約35%が「知らなかった」と回答している。情報モラル教育セミナーは、主に小中高校の教員を対象としているものであるが、意外にも認知度は高くない印象である。県は、認知度を高める施策

として、小中高校の生徒を対象としたチラシの配付、教育委員会のホームページへの掲載、小中高校の1人1台タブレットへの相談窓口のリンク表示(予定)等、県下の周知に努力しているが、更なる施策が必要である。また、ネットあんしんセンターの対応時間であるが、①メールやSNS等は随時、②電話対応が月、水、金曜日の14時から17時30分、となっている。しかし、電話対応であるが、曜日と時間帯が利用者にとって使い勝手が良い設定となっているのか疑問である。メールやSNSでの相談の回答に対しての再度の確認を電話でする場合や、平日日中に働いている保護者からの相談もあることを踏まえれば、土曜日、日曜日に開設している方が利便性は高いと考える。また、同時に、電話対応の開設時間帯には窓口への来訪による相談も可能となるよう検討してほしい。

## 【教育庁】

NO	事業名	課・室
14	県立学校情報セキュリティ対策高度化事業	教育デジタル改革室

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

現状・課題	ネットワーク分離により、セキュリティ事故は発生していない。今後も出入口対策の継続実施を行うとともに、次期システム更新に向けての検討を行う必要がある。
事業の目的	サイバー攻撃から特定個人情報を守るため、県立学校においてセキュリティ対策を行う。

#### (2) 事業の内容

事業の内容
<p><b>1. 運用保守</b></p> <p>平成29年2月から新しく整備した校務情報用ネットワーク及びそれに付随するサーバー類の運用保守を行う。</p>
<p><b>2. 出入口対策</b></p> <p>校務用ネットワークに県教委にて許可されたパソコン以外を接続することができないように、不正接続を監視する。また、パソコンの管理及びインターネット閲覧ログを取得する。</p>
<p><b>3. IaaS利用料</b></p> <p>インターネットを利用するために必要なサーバー群を、豊の国IaaS(クラウド環境)に構築・運用する。</p>
<p><b>4. パソコン・仮想化システムのリース料</b></p> <p>進学情報をダウンロードできるシステムが必須のため、校務情報用パソコンとして4人に1台を配備しているものの、業務上インターネット検索やOEN(メール、スケジューラー)を頻繁に利用するために、教育行政用パソコンに仮想化システムを導入する。</p>

### 2. 事業実施期間

平成28年度～

### 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
事前に予定していないシステムの障害発生時間【分】	目標	60	60	60
	実績	0	0	0
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
ICT関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
設定なし	目標			
	実績			
	達成率			

### 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

### 5. 予算・決算額

#### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	48,031	46,504	45,873
決算額	48,030	42,821	45,872
一般財源	48,030	42,821	45,872
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	0

#### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

#### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託料	2,540	2,564	2,587
使賃料	45,490	40,257	43,285
計	48,030	42,821	45,872

## 6. 監査結果

指摘 14-1	事業のコスト低減化について
勸奨事項	当該事業について、より低コストで同様の効果が得られる方策がないか検討されたい。

《補足》

(当該事業導入の経緯)

大分県では、「大分県学校情報セキュリティ基本方針」に基づき「大分県学校情報セキュリティ対策基準」が設けられており、その目的は以下のとおりである。

### 【大分県学校情報セキュリティ対策基準の目的】

大分県学校情報セキュリティ対策基準は、大分県学校情報セキュリティ基本方針に基づき、大分教育ネットワークおよび情報機器の利用に係る運用管理並びに幼児・児童・生徒等の個人情報の保護及び情報資産の管理において必要な事項を定め、学校における学習活動を支援し、本県における学校教育の情報化を推進するとともに、情報セキュリティの確保に資することを目的として、教職員・臨時的任用職員及び会計年度任用職員等が情報資産を取り扱う際に遵守すべき事項を可能な限り具体的かつ網羅的に記載したものである。

また、この基準では「ネットワークの分離」として以下の事項を定めている。

#### ネットワークの分離

- ① 教育情報システムの管理者は、教育行政システム・校務系システム及び授業系システム間の通信経路の物理的又は論理的な分離をし、それぞれで適切な安全管理措置を講じなければならない。
- ② 教育情報システムの管理者は、教育行政系システムと校務系システム又は校務系システムと授業系システム間で通信する場合には、ウイルス感染のない無害化対策など、適切な措置を講じなければならない。

また、国（文部科学省）が定める「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、教職員及び生徒等が利用する学習系システムから教職員のみを利用を限定する校務系システムへの不正アクセスを防止するために通信経路の分離の徹底が提唱されている。

大分県においても、平成 29 年 2 月に校務用情報ネットワーク等を新たに整備

することでネットワークを分離し、不正アクセスあるいはサイバー攻撃等から個人情報を守るといったニーズに応えられるような体制を整えている。当該事業は、この新たに整備した校務用情報ネットワーク等の運用保守を行いつつ、これらを用いて情報セキュリティ対策を行うことを主たる目的としている。

(意見)

ただ、当該事業はその性質上適切にセキュリティが施されていれば不正アクセスやサイバー攻撃等の事故が発生しないという当たり前の状態を維持することが目的となっているため、事業の成果や費用対効果を測定しづらい面があることも事実である。特に費用面から言えば、毎年45百万円前後の予算が計上され、令和2年度ではそのうち約27百万円がパソコンや仮想化システムのリース料となっている。これが毎年発生するランニングコストであることを考えれば、決して安いとは言えないのではなかろうか。

一方、県民が県に対して提供した個人情報について漏洩等が発生しないように適切に保護してもらいたいと考えることは当然のことである。そのようなニーズに応えるべく、この種の事業は県立学校に限らず他の施設においても必要となる事業であると考えられる。従って、当該事業のように長期間にわたり将来的にも継続していくことが望ましい事業においては、その事業に要するコストは事業の継続性を左右する大きな要因と考えることができる。

I C T (情報通信技術) は日進月歩の世界であり、将来的には新しい技術がより低コストで提供される可能性がある。県としても、そのような新しい技術に関する情報収集や知見を深めつつ、より低コストでの事業継続ができないか模索していただきたい。

## 【教育庁】

NO	事業名	課・室
15	県立学校ICT活用授業推進事業	教育デジタル改革室

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

現状・課題	<p>「教育のICT化に向けた環境整備5ヶ年計画（2018～2022年）に則り、県立学校におけるICT環境の整備を進めている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、県立学校のICT教育環境整備を加速するため、1人1台端末の整備を実現し、電子黒板、プレゼンテーション実践教室及びパソコン教室の整備を進めた。</p> <p>今後は、これまでの取組に加え、指導者を支援する体制整備も必要である。</p>
事業の目的	令和4年度の新学習指導要領実施に向けて生徒の情報活用能力を育成するため、県立学校にICT教育環境を整備する。

#### (2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 普通科高校のICT機器整備（3ヶ年計画）</p> <p>(1) 電子黒板等：499台</p> <p>(2) タブレット型端末：教師用925台、生徒用4,430台</p> <p>(3) プレゼンテーション実践教室：14室</p> <p>(4) パソコン更新：1,149台</p>

### 2. 事業実施期間

令和元年度～令和3年度

### 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
学力向上を実感する生徒の割合【%】	目 標	—	80.0	80.0
	実 績	—	79.2	83.0
	達成率	—	99.0%	103.8%
授業で主体的に活動する生徒の割合【%】	目 標	—	75.0	77.0
	実 績	—	75.0	79.7
	達成率	—	100.0%	103.5%
I C T 関連活動指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
タブレット稼働率【%】	目 標	—	—	50.0
	実 績	—	—	—
	達成率	—	—	—
英・数・理で作成した I C T 教材の合計数【個】	目 標	—	10	15
	実 績	—	38	16
	達成率	—	380.0%	106.7%

### 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

### 5. 予算・決算額

#### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算	—	184,501	156,853
決 算 額	—	180,783	1,694,670
一般財源	—	180,783	198,833
繰 入 金	—	0	0
国 庫	—	0	1,495,837

#### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
公立学校情報機器整備費補助金	定額



### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
需 要 費	—	10,862	8,207
役 務 費	—	0	550
委 託 料	—	34,571	60,401
使 賃 料	—	6,082	40,884
工事請負費	—	0	312,510
補 助 金	—	129,268	1,272,118
計	—	180,783	1,694,670

## 6. 監査結果

指摘 15-1	入札における参考見積の信頼性について
勸奨事項	一定のメーカーが、事前に提出した参考見積額を大きく下回る入札価額にて応札、落札した。参考見積の徴求から入札まで約 1 カ月間であり、参考見積の適正性が懸念される。適正性を担保するためにも、参考見積額と入札価格に大きく乖離が生じた場合には、その経緯を把握し、記録・保存するよう取扱を改めることが望まれる。

#### 《補足》

パソコン教室用端末として、デスクトップ型パソコン及び液晶ディスプレイを購入している。また、当該物品の購入に際しては、事前に参考見積を二社から入手して、低い方の金額を参考見積額とする一般競争入札を実施する旨にて、所管課にて物品調達伺を起案・決裁している。そして、一般競争入札を踏まえた契約であるが、事前に入手した二社の参考見積のうち高い方の価額を提出したメーカーと契約している。また、その契約額は二社の参考見積のうち低い方の価額を更に下回るものであった。参考見積の入手と入札までは約 1 カ月間であり、どのような経緯があつて、同一メーカーでありながら、事前に提出した参考見積を大きく下回る価額での契約となったのかを経緯として簿冊に記録・保存することが望まれる。

そして、本事例では、県と購入契約を締結したメーカーは、事前の参考見積から約 1 カ月間で参考見積から約 44%をディスカウントして応札している。そのような参考見積を入手して、一般競争入札を実施することに意味はない。当該事例を所管課にて共有して、入札の効果が期待できる一般競争入札となるように知恵を絞ってほしい。

指摘 15-2	参考見積額の格差について
<b>勸奨事項</b>	<p>参考見積を三社から入手したが、見積額には非常に大きい格差があった。理由としては、物品等の仕様についてメーカー間で異なる理解をしたこと等が考えられる。</p> <p>大きな格差が生じた場合は、適宜業者へ内容の確認を行う等、格差要因を適切に把握し、その証跡を残すよう取扱を改める等の対応が望まれる。</p>

《補足》

Webフィルタリングソフトウェアクラウド版ライセンス一式について、一般競争入札を実施する際、参考見積を入手している。なお、参考見積は一般競争入札に際して、積算額の決定の参考としている。また、今回の参考見積は三社から入手しており、その中で最も安価な見積額を積算額としている。そして、三社の見積額であるが、最も安価な見積額を1とすると、次に高い見積額が6.2、そして最も高い見積額が11.7と信じがたい格差が生じているのである。このような格差が何故生じたのかを考えると、参考見積の対象となる物品等の仕様についてメーカー間で異なる理解をした結果ではないかと思うのである。メーカーによる仕様の理解が異なるということは、県の調達予定の物品等の仕様がメーカーに正確に伝わっていないということであり、適切な物品等が調達できない懸念さえある。このような格差が生じた場合には、要因について曖昧な推察をすることなく、適正な積算額のもと成果のある一般競争入札となるように格差の要因を追究・分析し、必要であれば仕様を再検討の上、再度、参考見積を入手するなどの取組が期待される。

指摘 15-3	学校間のICT活用授業の格差について
勸奨事項	<p>学校現場の先生方には、急なICT活用授業の進展に少なからず不安があるようである。県は対応策として、各種の研修等を実施しているが、現場の声を真摯に聴き取るなど、指導を受ける教員に寄り添い、不安感を払拭しながら各教員のICT技能レベルに合致した研修の実施等、今後のICT教育の一層の充実に向けた施策の検討・実施が望まれる。</p>

《補足》

ICT教育支援アドバイザー等委託業務にて、学校現場のこれまでの教育手法にとらわれない発想の転換を目的にICT教育活用推進研修を実施している。研修後の意見や感想として、次のようなものがあった。「授業に使えるようなツールを教えてほしい」、「…授業中にICTを使うと、どうしてもトラブルを恐れてしまって、なかなか積極的に新しいことを取り入れるのに抵抗感がありますが…」、「…使い方や実践例をもっと共有していきたい…」、「…実践例をまとめて聴ける機会があるとうれしいです。」、「…小学校や中学校での実践事例があれば紹介してほしい。」、「…実際の学校現場で使われている例も活動の様子を踏まえながら教えていただければもっと理解が深まったと思います。」、「…実際に使えるかとなると不安です。…」、「…教員に各学習活動のどの場面で活用したらよいか、さらにどこで効率的に利用したらよいかの経験がない。…」、「…講師による示範授業をみることも効果があると思いました。」、「自分が頻繁に使っていかないと効果的に教育指導に使っていくのはまだ難しいと考える。」といった声である。これらの声は、ICT活用授業を任された当事者としての不安感とそれを払拭するための具体的な研修への期待の声ではないだろうか。

また、県立高校教員用にタブレット端末を配布しているが、ICT活用に向けた県の対応として、ICT支援員が希望する県立学校を訪問し、研修会を実施するとともに、1人1台端末を授業で活用するためのTeamsやZOOMなどのICTツールの基本的な操作方法等のWeb研修、各学校の情報化推進リーダーによる校内研修および県教育センターによるICT活用研修を実施しているとのことである。制度としては整備されているように見受けられるが、一方通行的なICT活用方法の伝授といった研修ではなく、現場の先生方の声を聴き取り、指導を受ける各教員のICT技能レベルに見合った双方向で寄り添った研修の実施等、今後のICT教育の一層の充実に向けての施策に反映することが望まれる。

<b>指摘 15-4</b>	<b>相談サポート窓口業務における相談内容等について</b>
<b>勧奨事項</b>	相談サポート窓口業務における相談・質問内容を踏まえ、PDCAサイクルを回し、次年度以降のICT活用授業推進に係る施策の検討・実施に反映することが望まれる。

《補足》

ICT教育支援アドバイザー等委託業務にて、相談サポート窓口対応を行っている。具体的には、県立学校及び特別支援学校58校の教職員を対象としたICT機器の操作方法等について電話、メール対応により相談対応を行っている。当該業務については、業務完了後には相談内容等をまとめたものを報告書として徴求している。当該報告書の内容を閲覧すると、相談・質問内容と対応結果等が記載されている一覧であり、当該業務の評価についての記載はないのである。また、相談・質問内容は、5カ月間で95件あり、そのうち、ICT支援員が実施する同じ58校の教職員を対象とする研修会に向けての事前の打ち合わせに関するものが、7割弱を占めている。残りの2割強がICT機器の操作方法等についての相談である。相談・質問内容を踏まえて、次年度以降のICT活用授業に関する研修内容の見直しや、対応結果の内容をもとに有用な技術やノウハウについては水平展開することが望まれる。また、このような業務実態を踏まえ、所管課にて当該相談サポート窓口業務がICT活用授業推進に真に資するよう改善に向けての見直しを議論する必要があるのではないだろうか。

<b>指摘 15-5</b>	<b>個人所有のタブレットによるICT授業への参加について</b>
<b>勧奨事項</b>	現在、県が生徒に貸与する方式をとっている1人1台タブレット端末について、将来の個人所有のタブレットによるICT授業への参加の是非について課題整理することが望まれる。

《補足》

生徒用の1人1台タブレット端末であるが、今回21,404台を購入し、県立学校全生徒に配備した。購入金額は約11億円であった。実際に高等学校を訪問し、話をお伺いしたが、タブレット端末については、現行方式である県から貸与する方法以外に、個人所有のタブレットを授業で使用することを認めて、貸与端末か個人所有端末のどちらの端末を授業で使用するかを生徒が選択できるようにな

ることが望ましいという意見があった。そして、個人所有のタブレットを授業で活用する場合には、所得に応じて一定の補助を与えることができれば、更に望ましいというのである。理由は、何よりもタブレットを大切に扱うことになるし、自由に使用することを通じて、一層タブレット操作に馴染むことができ、ICT活用が深まるとの期待感である。また、タブレットの破損や故障時の学校教員による煩雑な対応が不要となるという理由もあった。セキュリティーの保護などクリアすべき課題もあるだろうが、タブレット端末は耐用年数が4年程度であり、更新時期には個人所有のタブレットによるICT授業への参加の是非について課題整理をしてほしい。

指摘15-6	ICT活用授業の一層の推進について
勸奨事項	スピード感のあるICT活用授業の推進やノウハウの水平展開に向け、学校への支援が十分行われるよう、ICTに精通した人材による支援が望まれる。

《補足》

ある高等学校では、ICT活用授業に係る教職員間の研修を月1回程度で実施しているとのことであった。研修の内容は、教職員のみで行うもので、教員のICTを活用した模擬授業を実施し、相互啓発を促して良いものは各自の授業に取り入れるなどである。自身の感想となるが、これではスピード感のあるICT活用授業の深化やノウハウの水平展開とはならないと感じた。やはり、ICTに精通した人材等による支援が望ましいと考える。ICT授業の深化に向けての教員へのノウハウの伝授、問い合わせや相談に即座に対応できるようにICTに精通した人材等の高等学校への派遣による支援が更に望ましい。また、その際の予算措置であるが、適任者は見つかるが、賃金面で折り合いがつかず、人材を確保できないといった状況を避けるため、必要とする人材のレベルを見極めた上で、そのレベルに見合った賃金に見合う予算を確保してほしい。

指摘 15-7	教育現場の不都合発生時の対応について
勸奨事項	<p>県立学校の現場におけるネットワーク環境等の不都合事象の発生については、引き続き、迅速に把握し、早急に必要な対応を講じることが望まれる。</p>

《補足》

令和2年度末に、1人1台タブレット型端末について、県立学校の全生徒への配備を完了するとともに、ネットワーク環境の構築に向けてのタブレットを活用した授業を実施する教室等に無線アクセスポイントの設置工事やLAN配線工事も合わせて完了している。話をお伺いすると、令和3年度一学期のしばらくの間は、動画トラブルなどが頻繁に起こったとのことであるが、トラブル状況等について教育デジタル改革室が聞き取り、機器の設定変更や使用するアプリの通信要件に応じたファイアウォール機器の設定変更等の対応の繰り返しの実施により、二学期に入ってから、スムーズなアクセスや通信状況が保たれているとのことである。そして、上記のようなICT環境のトラブル等の問い合わせ窓口は、全ての県立学校に周知され、照会しやすいシステムになっていることも望まれる。今後も現場の声に寄り添って、ICT授業活用推進に係る良好なネット環境整備の充実に向けて取り組んでほしい。

**【教育庁】**

NO	事業名	課・室
16	県立学校等学習環境緊急整備事業	教育財務課

**1. 事業の概要**

**(1) 事業の目的**

現状・課題	新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校等に伴い、学習時間の確保、学校の授業と家庭学習との連動が必要となっている。
事業の目的	県立学校等における臨時休校に伴う児童生徒の学びの保障と安全で安心な学習環境を確保するため、物的体制の整備を行うもの。

**(2) 事業の内容**

事業の内容
<p style="text-align: center;"><b>オンライン授業配信等を行なう専用部屋の設営経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型モニター、配信用パソコン等の物品購入費</li> <li>・各学校での配信機器の接続・調整、不具合発生時の対応等に係る委託費</li> </ul>

**2. 事業実施期間**

令和2年度

**3. 事業の成果指標と達成度合い**

※補正事業のため設定なし。

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目 標			
	実 績			
	達成率			
I C T 関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目 標			
	実 績			
	達成率			

#### 4. 概要の補足説明

国は、令和2年度第2次補正予算において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今後、感染症対策を講じながら最大限児童生徒の学びを保障するため、人的体制、物的体制の両面から必要な支援を実施することとしている。

人的体制の強化として、令和2年度には小中学校の最終学年の学びを最大限確保するため、少人数編成に必要な加配教員を13名追加配置する、感染症対策も兼ねた習熟度学習や補習学習の対応、提出物採点や家庭学習準備など学級担任のサポート等を行う学習指導員を県立高等学校、特別支援学校に46名、各市町村の小中学校に266名配置する、さらに家庭用教材の印刷、保護者への連絡業務の補助、教室内の換気や消毒などの感染症対策等のスクール・サポート・スタッフを県立高等学校、特別支援学校に57名、各市町村の小中学校に206名配置する。

物的体制の強化として各学校が新たな試みを実施するに当たり、迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を国が緊急的に措置している。

県立学校等学習環境緊急整備事業はこの物的体制の強化の一つとして位置づけられ、オンライン授業配信等専用部屋を設置するための措置である。

#### 5. 予算・決算額

##### (1) 補正予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補正予算	—	—	40,019
決算額	—	—	30,828
一般財源	—	—	0
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	30,828

##### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	1/2
学校保健特別対策事業費補助金	1/2



### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
需 要 費	—	—	1,763
役 務 費	—	—	2,010
委 託 料	—	—	7,969
使 賃 料	—	—	44
備品購入費	—	—	19,042
計	—	—	30,828

## 6. 監査結果

指摘16-1	機器の設置場所について
勸奨事項	壁掛けモニタの真上に掛け時計が置かれていたが、地震等による落下の可能性を考慮すると適当ではない。ICT機器は可能な限り安全な場所に設置するように努められたい。



**【教育庁】**

NO	事業名	課・室
17	産業教育設備緊急整備事業	教育財務課

**1. 事業の概要**

**(1) 事業の目的**

現状・課題	農業や工業等の職業系専門高校の老朽化した産業教育設備の更新や、技術革新が進む産業界が求める人材の育成に資する設備の導入が求められている。
事業の目的	Society 5.0時代における地域の産業を支える職業人材育成を進めるため、専門高校において最先端のデジタル化対応設備を整備することにより、最先端の職業教育を行う「スマート専門高校」を実現し、デジタルトランスフォーメーション等に対応した地域の産業界を牽引する職業人材を育成する。

**(2) 事業の内容**

事業の内容	
1. 施設と一体的に整備するデジタル化に向けた産業教育装置の整備	(112件 1,157,202千円)
(1) 工業 49件 (678,854千円)	
新規：新規：3Dプリンタ…10校12件 (144,000千円)	
更新：万能試験機…7校9件 (184,000千円) ほか	
(2) 農業・水産 43件 (363,825千円)	
新規：温室環境制御システム…4校6件 (65,592千円)、 ECDIS 訓練シミュレータ…水産(13,031千円)	
更新：温室栽培関連機器…6校8件 (91,969千円) ほか	
(3) 商業 13件 (55,349千円)	
新規：ビジネス実習室…10校10件 (40,500千円) ほか	
(4) 福祉 2件 (31,514千円)	
新規：スマート介護実習室…2校2件 (31,514千円)	
(5) 家庭 5件 (27,660千円)	
新規：調理撮影カメラシステム導入調理室…3校4件 (18,000千円)	
ほか	

## 2. 事業実施期間

令和2年度～令和3年度

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
設備導入（更新）前に比べ、効果的学習が可能になったと答える割合【%】	目標	—	—	100.0
	実績	—	—	—
	達成率	—	—	—

※令和2年度から令和3年度へ全額繰越を行なったため、令和2年度の実績はなし。

ICT関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
設定なし	目標			
	実績			
	達成率			

## 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

## 5. 予算・決算額

### (1) 補正予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補正予算	—	—	1,157,202
決算額	—	—	0
一般財源	—	—	0
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	0

※全額繰越

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
学校施設環境改善交付金	1 / 3

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
備品購入費	-	-	0

※全額繰越

## 6. 監査結果

指摘17-1	調理撮影カメラシステムの導入効果の検証について
勧奨事項	<p>調理撮影カメラシステムを導入することにより調理実習の際に生じている、「教師の師範を見る生徒の場所によっては教師の手元が見づらく理解できない」、「生徒によっては、1回の師範では理解できない」という課題を解消するために、調理室に調理撮影カメラシステムを導入する予算要求を行っている。</p> <p>調理撮影カメラシステムは、市販のタブレットやスマートフォンを使う場合に比べて衛生面で優れていることや、スムーズに視聴が行えるというメリットがあることから導入を決定している。</p> <p>これらの調理撮影カメラシステムは、宇佐産業科学高等学校、日田三隈高等学校そして佐伯豊南高等学校の3校に導入する計画であるが、このような最新式のシステムについては導入後にいかに有効に活用するのかが重要であるため、導入した3校で効果的な活用事例や、改善点などの情報を横展開して、共有することが望まれる。</p> <p>さらに、収集した情報をマニュアル等に落とし込んで、より使いやすい仕組みを構築することも検討すべきであると考えます。</p> <p>調理撮影カメラシステムを導入することによる効果の検証も必要である。これについては、システムを利用する教師や生徒に対するアンケートを実施することは当然であるが、調理の技能を評価する具体的な指標、例えば、調理師免許合格実績等を取り入れることも検討する余地があると考えます。</p>

#### 《補足》

デジタル化対応設備整備の考え方は、老朽化が進んだ設備をデジタル化対応設備へ更新することと、技術革新が進む産業界が求める人材の育成に資する設備の導入を行うことである。

工業高校に3Dプリンターを新規に配備すること、農業高校に温室環境整備

システム・温室栽培関連機器を新規に整備すること、水産高校にE C D I S 訓練シュミレータを新規に整備すること等は上記のデジタル化対応設備整備の考え方に適っていると考えられる。

県は調理撮影カメラシステムを導入することの効果について、「調理実習の師範の際、教師の手元を拡大した鮮明な映像を左右の大画面モニターへ映し出すことができる。大画面モニターに映し出される映像を生徒に提示しながら、切り方、調味、加熱やその他の調理操作を分かりやすく師範することが、生徒の理解度を高めることができる。また、教師が師範した映像を録画し、1回の師範では理解不十分な生徒が繰り返し映像を確認することにより、生徒が主体的に調理実習を行うことができ、専門的な知識・技能の修得につながる。」と捉えている。

さらに、学校に配備されているタブレットを調理台に置いて使用する場合、生徒5人1組が1つの調理台にて作業を行うため、材料や調理器具のほかタブレットを置くスペースが確保できないという問題が生じる。

また、水・油はね等による機器故障のリスク、タブレットを触ることによる衛生面のリスクに加え、師範の様子をタブレットへ配信する際に、配信用アプリを活用した場合、接続時間がかかることや、生徒が一斉に接続した際に、既存のW i - F i ではデータ容量が不足する可能性が高いため、タブレットの活用は難しいとのことである。

一方、調理撮影カメラシステムでは、教室前方上部に大型モニターを設置するため、水・油はね等の機器故障のリスクが低く、リモコン1つで簡単に起動できるため、機器使用に負担も少ない。また、カメラとモニターを有線接続するため、データ容量の問題も生じず、スムーズな視聴が可能となるとのことである。

**【教育庁】**

NO	事業名	課・室
18	不登校児童生徒教育支援事業	学校安全・安心支援課

**1. 事業の概要****(1) 事業の目的**

現状・課題	不登校児童生徒数は年々増加しており、学校以外の場における教育機会の確保などの支援が求められている。
事業の目的	不登校が長期化している児童生徒に対して、学校以外の場における教育機会の確保など支援の充実強化を図る。

**(2) 事業の内容**

事業の内容	
<b>1. 教育相談アドバイザーの配置 (14,335千円)</b>	
<p>県教育センターに公認心理師や社会福祉士等の有資格者による「教育相談アドバイザー」を5名配置し、不登校等の課題を抱える児童生徒及びその保護者の双方に対して、来所・電話・アウトリーチを含めた教育相談を行う。また、学校や民間団体、関係機関との連携も行う。</p>	
<b>2. ICTを活用した家庭学習支援の実施 (6,586千円)</b>	
<p>教育支援センターやフリースクール等とつながりのない不登校児童生徒を対象に、ICTを活用したコンテンツを利用して家庭学習支援を行い、学力補填や学校復帰、社会的自立に向けた支援を行う。また、県教育支援センター・学校と連携して、インターネットを介して、学習の進め方のアドバイスや心理的なサポートを行う。</p>	
<b>3. 県内6地区での補充学習教室「スタディサポートクラブ」の実施 (8,420千円)</b>	
<p>県内6地区（大分市、中津市、日出町、豊後大野市、佐伯市、日田市）において、学習支援員による、不登校あるいは不登校傾向の小・中・高校の児童生徒に対する補充学習教室を週1回夕方に実施する。</p>	
<b>4. 教育支援推進フォーラムの開催 (350千円)</b>	
<p>県内3地域（県央・県北・県南）で「教育支援推進フォーラム」を開催する。また、県・市町村の学校関係者・教育委員会関係者、福祉関係機関、フリースクール、不登校を考える親の会、こども食堂、スクールカウンセラ</p>	

一、スクールソーシャルワーカー等に加え、保護者や地域住民に広く呼びかけ、学校以外における多様な教育機会の確保の重要性を示す教育機会確保法の趣旨を広く周知する。

## 2. 事業実施期間

令和2年度～

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
長期不登校のうち学校外 で相談や指導を受けた割合【%】	目 標	—	—	42.0
	実 績	—	—	43.0
	達成率	—	—	102.3%
I C T 関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
I C T を活用した学習支援を受けた人数【人】	目 標	—	—	30
	実 績	—	—	50
	達成率	—	—	166.7%

## 4. 概要の補足説明

教育支援推進フォーラムについては、新型コロナウイルス感染症対策のため非開催

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	—	—	29,691
決 算 額	—	—	21,733
一般財源	—	—	15,167
繰 入 金	—	—	0
国 庫	—	—	6,566

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
不登校児童生徒支援推進事業	1 / 3



### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
報酬	—	—	15,811
職員手当等	—	—	2,396
共済費	—	—	49
旅費	—	—	1,132
需要費	—	—	278
使賃料	—	—	2,067
計	—	—	21,733

## 6. 監査結果

指摘18-1	ICTを活用した家庭学習支援の対象者について
勸奨事項	本事業は不登校児童生徒にICT教材「すらら」のアカウントを付与するものである。アカウントの付与等、不登校児童生徒に対する支援は公立学校の児童生徒に限定するのではなく、国立・私立学校の児童生徒も対象とするよう検討されたい。

《補足》

文部科学省は、2初児生第14号「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について（通知）」を令和2年10月22日付で公表しており、その中で不登校児童生徒の支援の充実について「児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施」し、「個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を推進する」としている。

令和2年11月13日付文部科学省初等教育局児童生徒課の「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によれば、令和元年度の大分県の小学校・中学校の不登校による長期欠席者は下記の表のようになっている。

国立	公立	私立	計
11人	1,823人	9人	1,843人

公立学校の不登校による児童・生徒数が圧倒的に多いが、国立、私立にも不登

校児童・生徒が存在している。

現在は公立学校の生徒を「すらら」の対象としており、国立・私立の児童生徒を対象としていないとのことである。

しかしながら、2 初児生第 14 号「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について（通知）」をすべての不登校児童生徒を対象としているものと捉えて、国立、私立の児童生徒についても ICT を活用した家庭学習支援の実施対象とすることを検討されたい。

指摘 18-2	ICT教材「すらら」の利用停止手続について
勸奨事項	<p>「不登校児童生徒のための ICT を活用した家庭学習支援事業実施要綱」の利用停止に係る手続は「できる」規定になっており、運用次第で利用停止にするかしないかは現場の判断に委ねられており、「すらら」という貴重な資源を効果的に利用することを阻害し得る規定となっている。</p> <p>ICT教材「すらら」については、誰が運用しても同じ結論となるよう、実施要領の「できる」規定を削除することを検討されたい。</p>

《補足》

「すらら」は不登校児童生徒の学ぶ機会の確保に向けた ICT を活用したツールである。教育支援センター・フリースクール等との繋がりのない不登校児童生徒を対象にしており、令和 2 年度の 30 人から令和 3 年度には 60 人に対象者を拡大している。それでも定員を満たしており、余りがないということである。

そうであるならば、利用していないと認められる利用者を利用停止として、待機している利用希望者の利用を促進すべきと考える。

「不登校児童生徒のための ICT を活用した家庭学習支援事業実施要綱」では、①保護者等から利用停止の相談があった場合は、学校、市町村教育委員会、県教育センター（家庭学習支援員）が相互に連絡し連携を図る。

②保護者からの利用停止の申請がなくても、3 ヶ月続けてログインがない場合は、保護者に継続するかどうかを支援員が確認し、市町村教育委員会及び学校と協議の上、利用停止とすることが「できる」。ただし、保護者の希望により、相談は継続して行うことができる。

とされており、3 ヶ月続けてログインがなければ、その事実をもって利用停止とするのではなく、各関係者の協議が行われ、さらに利用停止とするか否かは関係者の判断に委ねられている。

これは「すらら」に登録している児童生徒にとって適切な対応なのか疑問である。本人の「すらら」で学習しようとする意欲があれば、3ヶ月のうち少なくとも一度はログインするという判断のもとに3ヶ月という期間を設定したものと考えると、本人の意欲がないのに周りの各関係者が強制的に環境を整えることは、逆に児童生徒に過度のプレッシャーを与えることとなりかねない。3ヶ月という期間設定の意味を十分考慮して、3ヶ月続けてログインがなければ強制的に利用を停止することの方が合理的である。

また、強制的に利用停止とすることによって「すらら」を利用したくとも定員に余裕がないため利用ができない待機児童生徒が「すらら」を利用することができるようになるを考える。

実施要領の「できる」規定のままならば、児童生徒以外の各関係者の意思でどのようにも運用ができるため、「できる」規定を廃止して、例えば、誰が運用しても同様の結果となる規定に修正すべきである。



## 【教育庁】

NO	事業名	課・室
19	新時代の学びを支える先端技術活用支援事業	義務教育課

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

現状・課題	教育における姫島村の強みを活かし、子どもの力と意欲を一層育むため、ICT活用による魅力的な教育環境を整備する必要がある。
事業の目的	子どもたちの学習に対する興味・関心を高め、情報活用能力の育成を図るため、ITアイランド構想を進める姫島村の小・中学校にICTアドバイザーを配置し、効果的・効率的なICT活用の在り方等の研究を行い、その成果を普及することにより、県内の各学校におけるICT活用の取組を支援する。

#### (2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. ICTを効果的・効率的に活用するための支援</p> <p>ICTアドバイザーを小・中学校に各1名配置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ICT活用のための技術支援</li><li>・機器準備（遠隔授業等準備）</li><li>・授業中の機器操作、トラブル対応</li><li>・機器メンテナンス</li><li>・教材作成支援</li><li>・ICT活用研修</li><li>・学校ホームページ作成支援</li><li>・ICTの効果的な活用を促す研修資料作成（成果物は県教委HPへ掲載）</li><li>・プログラミング体験の充実</li><li>・かっこ塾におけるプログラミング体験の支援</li></ul>
<p>2. ゲストティーチャー招聘による授業サポート</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・キャリア教育講話</li><li>・各教科等におけるプログラミング教育の支援</li><li>・情報モラル講話</li></ul>

## 2. 事業実施期間

令和元年度～令和3年度

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
ICTを活用した授業を週1回以上実施した学校の割合【%】	目標	—	55.0	65.0
	実績	—	89.5	93.5
	達成率	—	162.7%	143.8%
ICT関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
アドバイザーの授業支援回数【回】	目標	—	252	396
	実績	—	450	535
	達成率	—	178.6%	135.1%

## 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	—	4,742	7,624
決算額	—	4,461	7,367
一般財源	—	2,231	3,684
繰入金	—	0	0
国庫	—	2,230	3,683

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
報償費	—	0	4
委託料	—	4,461	7,363
計	—	4,461	7,367

## 6. 監査結果

指摘19-1	事業の見直し
勸奨事項	<p>姫島村では1人1台端末を実施し、先端技術のモデル校とすることが目的であり、令和元年度から令和3年度までの事業となっている。しかし、GIGAスクール構想の早期化によって大分県全体が1人1台端末の導入となったため、令和3年度の事業としての存在意義が大変小さいものとなっている。しかし、当初から3カ年計画となっている理由で3年目も継続されている。</p> <p>例えば、2年間で実施した内容を各学校に広めるための予算に変更することやICTアドバイザーの活躍の範囲を姫島村だけでなく拡大することも合理的であったと考えられる。</p> <p>環境の変化に応じて、予算配分や事業内容の見直しを臨機応変にすべきだったと思うが、そのような対応は行われていない。事業の継続や見直しに関しては3カ年事業という概念にとらわれず、流動的に対応する方が望ましい。</p>

指摘 19-2	アンケートの内容について
<b>改善事項</b>	<p>I C T支援員の評価を小中学生に対してアンケートをしている。アンケート内容は①機器の使用頻度（5段階）と②今後もっと使いたい（4段階）である。全国調査に合わせた内容となっており、簡易なアンケートとなっている。</p> <p>比較可能性を重視した結果、このようなアンケートとなっているが、できればもう少し具体的な意見を聞いた方が有効であったのではないかと思われる。例えばI C Tを使って勉強になったところ、もっと挑戦したいこと、逆に問題点や分からなかったこと等、ユーザーである児童生徒目線の意見を取り入れることも重要であったと思われる。</p>

指摘 19-3	アンケートの結果を受けての今後の対応
<b>改善事項</b>	<p>アンケートの結果を補足の方に示す。利用頻度は人によって様々であるものの、「あまり使っていない」という消極的な回答に関してはその理由を把握する必要があるが、そこまでの確認は実施していない。</p> <p>また、「授業でもっとコンピューターやタブレットのI C Tを使いたいですか。」という質問に対して小学校では「もっと使いたい」62%、中学校では87%となっている。この結果を見ると、もっと利用したいが利用できていない児童・生徒が過半数を占めている。学校側としては、児童・生徒のニーズを把握し、I C Tを利用した教育方法をさらに検討する必要がある。</p>

《補足》

アンケート結果

1. 今年度の授業で、コンピューターやタブレットのI C Tをどのくらい使いましたか。

回答内容	小学校 回答	中学校 回答
ほとんど毎日	26%	57%
週に1回以上	46%	30%
月に1回以上	10%	7%
月に1回くらい	5%	3%
あまり使っていない	13%	3%



2. 授業でもっとコンピューターやタブレットのICTを使いたいですか。

回答内容	小学校 回答	中学校 回答
もっと使いたい	62%	87%
どちらかといえば使いたい	26%	13%
どちらかといえば使いたくない	12%	0%
使いたくない	0%	0%

指摘 19-4	ICT化への対応
<b>勸奨事項</b>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、社会は急速にICT化が進んだ。しかし、ICTというのはコミュニケーションをとるための「ツール」であり、実際の教育を行うのはコンピューターではなく「人」である。</p> <p>そのため、教職員一人ひとりがICTを利用できる能力を身に付ける必要がある。県としては、ICTの整備やICTアドバイザーの配置だけでなく、教職員の能力向上に対する支援も充実させる必要がある。</p>

指摘 19-5	教員の勤務時間への配慮について
<b>勸奨事項</b>	<p>Google Chrome (グーグル・クローム) のウェブブラウザ等について、「いつでもどこでも利用できる」といったメリットがある一方、教職員の労働時間が増える可能性もある点には留意しておく必要がある。</p>

《補足》

ICTの活用に伴い、宿題やテストの採点、集計が自動化されるなど、教職員の労働時間の削減が期待される点はあるが、従前の教材からデジタル教材への切り替え、授業前の準備に割く時間等は相当程度発生するものと思われる。また、自宅や校外においても容易に作業が行えるといった点は、かえって労働時間の

増加を招くおそれもある。管理者等は、定期的に労働時間の実態把握に努める必要があると言える。

指摘 19-6	ICT普及のためのロードマップの活用について
勸奨事項	手厚い支援等を受けるフロンティア校ではない、県内の各学校においてはICT活用施策の実現スピードが鈍化、停滞する可能性も考えられることから、先行事例を踏まえたロードマップを策定し、効率的に進めていく工夫をするとよいのではないか。

《補足》

県教育委員会のうち義務教育課では、令和3年度から、ICTを効果的に活用した主体的・対話的で深い学びの実現及び授業改善を目指して、「授業のイノベーションを促すフロンティア校」を指定し、人的支援及び指導支援等を行っている。

フロンティア校である、玖珠町立くす星翔中学校においては、ICT機器は既に過年度に導入済みであり、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、臨時休業期間中にオンライン授業が実施された。ICTの活用が早期に進んだ要因の一つには、このような特殊な環境が背景にあったように考えられる。同校には町からICT支援員が配置され、町・県の支援体制も積極的なものであったといえよう。同校の取組の成果は公開授業等で他の学校に通知、情報共有がなされているところであるが、他の学校でも施策をスムーズに展開するためには、フロンティア校での取組を踏まえたロードマップを策定し、学校ごとの教育理念や校訓、課題の抽出といったものと結びつけ、個別にマイルストーン等を設けながら、具体的に進めていくことを検討されたい。

【教育庁】

NO	事業名	課・室
20	特別支援学校ICT活用充実事業	特別支援教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児児童生徒のタブレットの生活場面での活用率 9.6% (令和元年)</li> <li>・教員の授業でのICT活用率 94.5% (令和元年)</li> <li>・訪問教育対象の児童生徒は障がいや病気のため通学することが困難で、人との関わりが少ない</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人端末は校内のWi-Fiに接続できず、状況に応じたICT機器の活用ができないため、独立した学習用のインターネット接続回線が必要</li> <li>・教員による授業での活用率の向上、子どもの障がいの状態に応じた指導技術の向上が必要</li> <li>・訪問教育やベッドサイド学習を行っている児童生徒は同年齢の児童生徒と交流するための機会が必要</li> </ul>
事業の目的	<p>幼児児童生徒が学習上、生活上の困りを解決する力を向上するため、教員の技能、指導力の向上を図るとともに、保護者の知識や技能の向上を図る。障がいの状態に応じた活用を支える環境を整備し、卒業後の生活で活用できる知識、技能を養う。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. 個人端末活用のための環境整備 (1,275 千円)	
(1) インターネットに接続するモバイルWi-Fiルーターを整備し、個人端末や既配備のタブレット型端末を学習で活用するための環境を実現	
(2) 個人端末の数に応じてモバイルWi-Fiルーター合計 18 台を配備 内訳：各校 1 台、大規模校 + 1 台	
2. 訪問教育における遠隔授業の実施 (セルラーモデル) (1,133 千円)	

- (1) 学校で授業を受けることができない児童生徒に対し、I C T機器を活用し、人との関わりを保障
- (2) 実践の記録・分析を行い、児童生徒の行動変容を検証  
年3回の研修会の実施、年2回の実践報告書提出

### 3. I C T活用推進教員等研修 (398 千円)

- (1) 大学等の専門家を活用し、I C T活用推進教員、訪問教育担当者の研修を実施 (年3回)
- (2) 全ての教員が実践できる指導力を身に付け、実践事例をO E Nサイト上に掲載
- (3) 保護者を対象に、幼児児童生徒が生活場面で活用できる実践方法を紹介

## 2. 事業実施期間

令和2年度～

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
タブレット型端末を一人で活用する幼児児童生徒の割合【%】	目 標	—	—	20.0
	実 績	—	—	20.9
	達成率	—	—	104.5%
I C T関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
タブレット型端末を活用した授業実践事例報告の学校間新規共有数【件】	目 標	—	—	200
	実 績	—	—	294
	達成率	—	—	147.0%
訪問教育において遠隔授業を受けた児童生徒数【人】	目 標	—	—	14
	実 績	—	—	14
	達成率	—	—	100.0%
生活上の困りに対するI C T活用の指導を受けた幼児児童生徒の割合【%】	目 標	—	—	30.0
	実 績	—	—	31.3
	達成率	—	—	104.3%

## 4. 概要の補足説明

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、第1回I C T活用推進教員等研修は校内研修で実施、第3回講義は講師は来県せず、Z o o mで実施している。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けて「保護者対象研修会」を中止した。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	—	—	2,806
決算額	—	—	1,849
一般財源	—	—	1,849
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
旅費	—	—	210
使賃料	—	—	1,639
計	—	—	1,849

## 6. 監査結果

特別支援学校のICT活用状況を視察する目的で、別府地区の石垣原支援学校、南石垣支援学校を訪問し、担当職員へのヒアリングを行った。

石垣原校では、学校の教室で1人、病院で1人、また、他の場所で1人がZoomを利用してタブレット端末と50インチの大画面テレビを使って遠隔授業を実施していた。また、ビデオ撮影した入学式や運動会を見せてもらい、ベッドサイドからこれらの行事に参加している児童の様子の説明を受けた。

この点からは、ICT機器を活用して教育を実施していることは確かめることができた。

しかし、石垣原校では下記のような事象も見受けられたため、今後の検討課題として提起したい。

指摘	20-1	iPadのセルラー機器について
勸奨事項		<p>セルラー機器は障害が重く、学校へ通学することができない児童・生徒に対して利用できるように提供されており、セルラー機器の保有台数は、現在、大分県では16台、別府支援学校石垣原校が2台の、合計18回線である。</p>
		<p>別府支援学校石垣原校では、病院も隣接していることもあり、重度の障がい児童生徒を多く受け入れており、他校と比較して病室で利用することができるセルラー機器の利用頻度は高くなっている。</p>
		<p>現状はセルラー機器を石垣原校が独自で購入し、回線利用費用を県が負担することやセルラー機器に不足が生じた場合は他校から借りている状況が生じており、セルラー機器は不足している状況である。</p>
		<p>県下での機器配分の見直しや追加購入による台数を増加させることが円滑に授業を実施するために必要であることから、セルラー機器の追加購入等を検討いただきたい。</p>

指摘	20-2	Web配信スタジオの有効利用
勸奨事項		<p>Web配信スタジオは、主に教師のオンライン会議に使用されており、複数の教師が同時に参加できるため効果的な使用方法である。</p>
		<p>しかし、児童・生徒が利用することは行われておらず、Web配信スタジオの十分な活用はされていない。重度の障がいを持った児童・生徒が多いこともあり、利用するのは困難であるかもしれないが、例えば、オンラインの講義、他校との交流、Web見学、閲覧者を限定したYouTubeの配信等、使用用途はあると思われる。</p>
		<p>児童・生徒が利用できる方法についてもご検討いただきたい。</p>

また、南石垣支援学校では以下の問題点が発見された。

指摘	20-3	校内のWi-Fi環境整備
改善事項	南石垣支援学校に設置されているWi-Fi設備は10年ほど前に設置されたものである。当時は1台のアクセスポイント設備で2教室をカバーすれば足りていたが、GIGAスクール構想により配備された1人1台のタブレット端末には十分な対応能力がない。	
	1人1台のタブレット端末を効果的に使用するためにWi-Fi環境を整備することが必要であり、少なくとも5機のアクセスポイント増設が望まれる。	

別府市内には大分県立別府支援学校と大分県立南石垣支援学校が設置されている。

別府支援学校は平成22年4月に別府市内三校の養護学校（別府養護・鶴見養護・石垣原養護）が統合し、新たな別府支援学校（別府支援学校・別府支援学校鶴見校・別府支援学校石垣原校）となった。

別府支援本校は、肢体不自由児を教育の対象とする学校として、小学部から高等部までの児童生徒を県内全域から受け入れている。

鶴見校は別府発達医療センターと併設しており、入所している肢体不自由のある幼児児童生徒が通学する学校である。また石垣原校は西別府病院と併設しており、入院している病弱児童生徒が通学する学校である。

双方とも学校と医療療育機関との連絡通路を使用して通学しており、障がいの実態やその時々疾病の様態によって通学が難しい場合は、教員がベッドサイドで授業を行うこともある。

また、年間を通して短期の入院治療を行う児童生徒を一定期間学籍を移して受け入れていることも両校に共通する特色である。入院治療期間の学習を保障するとともに、それぞれの障がいに応じた自立活動を行い、退院後もスムーズに前籍校で学習できるように指導・支援することは、他校にはない両校の特徴である。

南石垣支援学校は野口小学校の特別学級としてスタートし、その後「別府市立別府養護学校」として独立し、昭和63年の県立移管となり、平成22年に校名を「大分県立南石垣支援学校」に改めている。

#### 別府支援本校在籍者推移

障がい種	学部	平成23年	平成28年	令和2年
肢体不自由	小	8	13	13
	中	11	5	8
	高	11	19	8
小計		30	37	29

病弱	小	1	6	11
	中	1	8	16
	高	5	25	43
小計		7	39	70
合計		37	76	99

肢体不自由の児童・生徒は減少傾向であるが、病弱の児童・生徒は大幅に増加している。

#### 鶴見校在籍者推移

障がい種	学部	平成 23 年	平成 28 年	令和 2 年
肢体 不自由	幼	4	2	2
	小	15	15	16
	中	6	8	7
	高	6	3	11
合計		31	28	36

肢体不自由の幼児・児童・生徒は横ばいである。

教室については幼稚部教室 1 室、小学部教室 3 室、中学部教室 1 室、高等部教室 3 室である。

#### 石垣原校在籍者推移

障がい種	学部	平成 23 年	平成 28 年	令和 2 年
肢体 不自由	小	9	9	4
	中	9	2	3
	高	31	8	6
合計		49	19	13

肢体不自由の幼児・児童・生徒は減少傾向である。

教室については普通教室が 25 室である。



また、南石垣支援学校は

障がい種	学部	平成 23 年	平成 28 年	令和 2 年
単一 重複	小	27	35	28
	中	22	37	35
	高	43	53	43
合計		92	125	106

第三次大分県特別支援教育推進計画では、別府地区の特別支援学校の再編方針が表明されている。

その1つが、別府支援学校本校について廃止せずに存続するという方針、もう1つが南石垣支援学校については別府羽室台高校跡地へ移転するという方針である。

指摘	20-4	ICTを活用した南石垣支援学校移転後の教育活動の充実
勸奨事項	<p>南石垣支援学校の移転については、設置基準の解釈、施設の老朽化、職員の利便性、移転先候補施設の有効活用の可否、投資金額等について様々な観点から検討されているが、最も優先すべきは、南石垣支援学校に通学する児童生徒に与える教育面でのメリット、デメリットである。</p>	
	<p>新しい施設に移転すれば、教室の数の確保、運動場の広さの確保、送迎時の駐車場の確保など物理的には効果はあるのであろうが、遠くなったことでの児童・生徒に与える日々の通学時間の負担、これまで培ってきた地域との交流の切断などのマイナスの側面も想定される。</p>	
	<p>そのようなマイナスの側面にも焦点を当てて、それらを解消させるためにスクールバスの運行状況を保護者にタイムリーに伝えて、児童生徒を長時間バス停で待たせることがないような仕組みを構築する等、ICTを積極的に導入する取組を行うことで、特別支援教育を充実させてほしい。</p>	

《補足》

当初は南石垣支援学校については、県教育委員会は校舎の建て替え等により十分な広さのある運動場、体育館を備えた学校へ整備する方針であったが、2017年3月末で閉校した別府羽室台高校跡地へ移転するという方針へ変更している。

変更の理由は、令和3年9月に文部科学省より交付された特別支援学校設置基準において、運動場の必要面積が3,600平方メートル以上とされたが、現状

は 2,250 平方メートルしかなく設置基準を満たさないことと、現敷地内では校舎の建て替え等で基準を満たす運動場を確保することが困難である、ということである。

確かに、令和 3 年 9 月 24 日に発出された文部科学省令第 45 号の特別支援学校設置基準第 14 条では「校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。」とされている。

(別表)

ロ 運動場の面積

部の種類	幼児、児童又は生徒数	面積 (平方メートル)
幼稚部	1 人以上 10 人以下	360
	11 人以上	$360 + 10 \times (\text{幼児数} - 10)$
小学部	1 人以上 240 人以下	2,400
	241 人以上	$2,400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
中学部 又は高等部	1 人以上 240 人以下	3,600
	241 人以上	$3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$

備考

二 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の二以上の部を置く特別支援学校の運動場の基準面積は、幼児、児童又は生徒数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の面積とする。

南石垣支援学校は小学部から高等部まで設置されており、令和 3 年 5 月 1 日現在の児童生徒数は 112 人であるため、上記表に当てはめると運動場の面積は 3,600 m<sup>2</sup>以上必要ということになる。

現状の運動場面積は 2,250 m<sup>2</sup>であり、このことから特別支援学校の設置基準を満たしておらず、移転の方針に変更したものである。

しかしながら、特別支援学校設置基準第 14 条第 1 項の但し書きには「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。」とも規定されており、運動場の面積が 3,600 m<sup>2</sup>未満であっても設置基準に違反するものではないと解釈することができる。

また、上記別表の 3,600 m<sup>2</sup>の面積が必要な最大児童生徒は 240 人であるため一人当たり少なくとも 15 m<sup>2</sup>必要であるものと考えられるが、南石垣支援学校の現状は 2,250 m<sup>2</sup>を 112 人 (令和 3 年 5 月 1 日現在) で利用しているため、一人当たり 20 平方メートル以上の面積は確保できている。

包括外部監査の現地視察の一環として、監査人が南石垣支援学校へ訪問した際に感じたことは、運動場が狭いということである。これは南石垣支援学校が小

中学校から始まり、高等部が後から加わったためということである。また近隣に職員駐車場を確保することが難しく、グラウンドの一部を駐車場として利用していることも手狭な要因である。

また、体育館、校舎のエアコン等の老朽化が進んでおり、大規模改修が必要であり、改修のための費用が多額に必要となる問題がある。そのため、羽室台高校跡地へ移転するという決定がなされている。

しかしながら他方で、羽室台高校跡地へ移転してしまうと現在の場所での教育効果が得られるのかという懸念もある。市街地に近く校外学習の環境面から見て現在の場所のメリットが大きい上、特別支援学校という学校の特性上、地域とのつながりが大切であり、これまで築き上げてきたこの関係性が崩れる懸念がある。児童生徒の立場からは現在の場所において存続することが最善の教育効果をもたらすことができると考える。

さらに、市内中心部から離れた羽室台高校跡地へ移転すると児童生徒の通学時間が変わり、通学による児童生徒の負担が増加しないかという懸念がある。

また、羽室台高校跡地について校舎全体はかなり広いため敷地全体ではなく一部を特別支援学校の用地として利用することとなることが想定されるが、一部を活用することで残りの土地や校舎の活用が非効率とならないのか懸念される。

南石垣支援学校の地域の実態その他による特別の事情を「地域とのつながりが希薄になること」や「通学による児童生徒の負担」というマイナスの側面が生じるということを考慮し、その懸念についてICTを活用して、いかに解消していくのが今後の課題と考える。



## 【教育庁】

NO	事業名	課・室
21	学びの接続推進事業	高校教育課

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

現状・課題	令和3年度の大学入学者選抜実施要項の見直しや、令和4年度の学習指導要領の改訂などの国の動きを見据え、小中高大を通じた資質・能力の育成や、生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するために組織的な授業改善の取組等が求められている。
事業の目的	令和3年度の大学入学者選抜実施要項の見直しを見据え、児童生徒の学力向上を図るため、授業改善を推進し、小・中・高等学校を通じた一体的な指導体制を確立する。

#### (2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 組織的な学力向上への取組</p> <p>(1) 小中高の一体的な学習指導体制の確立</p> <p>(i) 地域別授業改善協議会（小中高の授業参観、学習指導に関する協議）</p> <p>(ii) 中高合同授業研究会</p> <p>(2) 教科指導リーダーの育成</p> <p>(i) 深い学び研究会（授業実践例の作成、各地区での公開授業）</p> <p>(3) 生徒の主体性の向上</p> <p>(i) 学ぶ力向上ゼミ（学校の枠を超えた生徒同士の協議、学び合い等）</p> <p>(4) カリキュラム・マネジメントの推進</p> <p>(i) カリキュラム・マネジメント推進会議 （総合的な探究の時間、特別活動の充実）</p> <p>(ii) 教育課程研究会〔3年で全教諭対象〕（学習指導要領周知）</p> <p>(5) 家庭・地域との協働性の向上</p> <p>(i) 子どもの未来を拓く学びフォーラム 〔小中高の教員、PTA関係の400名〕 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため中止</p> <p>2. 文部科学省指定研究</p> <p>(1) 連携型中高一貫教育に係る研究指定</p>

教育研究開発事業（国庫10/10）

指定校：安心院高校 外9小中学校

### 3. 大学入学共通テストに向けた取組

#### (1) スピーキング力の向上

(i) タブレット型端末を活用したALTと生徒の1対1のオンライン指導を実施

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため中止

## 2. 事業実施期間

令和元年度～令和2年度

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
進学重点8校等の難関大合格者数【人】	目標	—	220	225
	実績	—	262	256
	達成率	—	119.1%	113.8%
ICT関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
設定なし	目標			
	実績			
	達成率			

## 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	—	23,664	20,161
決算額	—	14,353	11,559
一般財源	—	10,335	11,289
諸収入	—	482	2
国庫	—	3,536	268

## (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
教育研究開発事業委託費	10/10

## (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
報償費	—	805	96
旅費	—	3,101	217
需用費	—	2,154	153
役務費	—	308	0
使賃料	—	7,985	11,093
計	—	14,353	11,559

## 6. 監査結果

指摘	21-1	「オンラインスピーキングレッスン」の実施頻度について
勸奨事項		「オンラインスピーキングレッスン」について、実施頻度を増やす方策がないか検討されたい。

### 《補足》

当該事業は、令和3年度の大学入学者選抜実施要項の見直しを見据えて、児童生徒の学力向上を図るため、授業改善を推進し、小・中・高等学校を通じた一体的な指導体制を確立するために実施された事業である。

この事業の中で、大学入学共通テストに向けた取組として、「オンラインスピーキングレッスン」を実施している。これは、タブレット型端末を利用したALT（外国語指導助手）と生徒の1対1の英語のオンライン指導を行い、英語のスピーキング力の向上を図ることを目的として令和元年度から実施されている。

「オンラインスピーキングレッスン」に関するアンケート等の結果では、生徒からの評判も良く、英語力向上に向けて生徒のニーズがある事業であることが窺える。しかしながら、現状では生徒1人につき年1回20分程度であり、英語発信力の強化という最終目的の観点からは、回数、時間ともに短く、果たしてどれだけの効果が得られているのか疑問が残るところでもある。英語話者（ALT）

に対してどれだけ自分の英語力が通用するのかを試す機会として生徒のニーズがあると考えられる以上、少なくとも実施回数はもう少し増やせないだろうか。実施方法を工夫する等、検討していただきたい。また、将来的には当該レッスンをある程度標準化（パッケージ化）し、学校単位でより手軽に実施することが可能かどうかについても検討されたい。



**【教育庁】**

NO	事業名	課・室
22	大分の農林水産業を牽引する担い手育成推進事業	高校教育課

**1. 事業の概要****(1) 事業の目的**

現状・課題	県内の農林水産業の担い手不足を解消し、地方創生を牽引する力強い農業人材の輩出が求められている。また、令和元年度に開校した、くじゅうアグリ創生塾における先進的な農林水産教育を通じて、新規就農を希望する生徒の確保・育成を図る。
事業の目的	本県の農林水産業を牽引する力強い担い手を育成するため、先進的な農業者や大学等と連携し、農林水産高校生を対象とした実践的な研修等を行う。

**(2) 事業の内容**

事業の内容	
<b>1. 農林水産人材の育成を推進する地域協育プログラムの推進</b>	
(1) 各校におけるファーマー（フィッシャー）協育推進プロジェクトチームによる活動	
①農林水産業の取組について第三者の立場から評価し、改善に向けた提言の場とする。	
②農林水産部・商工観光労働部と連携し、魅力ある専門教育推進を実現する協力体制を構築する。	
<b>2. 担い手育成プログラムの実施</b>	
(1) くじゅうアグリ創生塾における研修（農業高校生対象のスキルアップ研修）（約150日程度）	
(2) 木材加工業者や森林組合等での研修（日田林工高校の林業科対象のスキルアップ研修）	
(3) 水産加工企業や漁協等での研修（海洋科学高校の海洋科対象のスキルアップ研修）	
<b>3. 農作物・食品加工品における生産工程管理システム導入に向けた取組</b>	
(1) GAP及びHACCPの意義や目的を学び、意識を高めるための研修	
(2) GAP及びHACCPの学びを地域に還元するための取組	

(3) 農業をグローバルな視点で捉えるための取組

#### 4. くじゅうアグリ創生塾の維持・管理運営費

(1) 研修施設における光熱費及び警備費用等

### 2. 事業実施期間

平成30年度～令和2年度

### 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
県内の農林水産関連企業等に就職した生徒数【人】	目 標	64	65	66
	実 績	67	66	66
	達成率	104.7%	101.5%	100.0%
I C T 関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

### 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

### 5. 予算・決算額

#### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	13,369	38,074	33,175
決 算 額	11,422	39,347	32,193
一般財源	9,734	29,000	22,430
寄 附 金	0	5,000	5,000
諸 収 入	0	191	3,419
国 庫	1,688	5,156	1,344

## (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
持続的生産強化対策事業費補助金	10/10
新規就農意欲喚起等支援事業費補助金	定額

## (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
報償費	2,765	3,031	3,833
旅費	2,221	2,259	932
需用費	1,360	5,456	8,174
役務費	809	1,491	2,440
委託料	0	2,510	1,200
使賃料	4,267	6,877	5,173
備品購入費	0	17,288	9,996
補助金	0	435	445
計	11,422	39,347	32,193

## 6. 監査結果

指摘	22-1	ICTを用いた授業の早期化
勧奨事項	平成30年度に三重総合高校と久住高原農業高校に遠隔授業の設備を整備し、遠隔授業を開始している。その翌年の令和元年度に大分東高校にも設備が導入され、遠隔授業が開始された。その他の農業高校は令和2年度から遠隔事業が開始されている。	
	遠隔開始から全学校が対象となるまで2年が経過している。高校生の学生期間は3年間と短く、平等な教育を受ける権利を有している。	
	事業開始後、導入の成果が見られたのであれば、できるだけ早い時期に全学校に導入することが望ましかったと考える。	

《補足》

令和2年度より遠隔授業を開始した高校や団体

国東高等学校	玖珠美山高等学校	くじゅうアグリ創生塾
--------	----------	------------

日出総合高等学校	日田林工高等学校	佐伯豊南高等学校
宇佐産業科学高等学校		

指摘	22-2	遠隔授業の内容
勸奨事項		今のところ、教師が授業を行い、ICTでつながっている学校の生徒が遠隔で講義を受けるといった利用が中心的である。今後は、生徒同士のコミュニケーションツールとしても利用することが望まれる。例えば、生徒の研究発表や生徒同士の意見交換等に利用することが考えられる。

**【教育庁】**

NO	事業名	課・室
23	未来を拓く学校づくり事業	高校教育課

**1. 事業の概要**

**(1) 事業の目的**

現状・課題	<p>O I T A 4. 0 のさらなる展開を進め、I o T や A I 、ロボット、ドローン等の先端技術の活用による、地域課題解決や産業基盤の強化が求められている中、特に高校教育において、S T E A M 教育の推進や先端技術の活用による人材育成を図る。</p>
事業の目的	<p>S T E A M 教育を推進し、地域社会に求められる I C T 人材の育成を実践するため、先端技術企業のラボを校内に設置し、プログラミング学習及びマーケティング講座等の課題解決型学習を連携して行う。</p>

**(2) 事業の内容**

事業の内容	
<p><b>1. 学びの S T E A M 化</b></p> <p>(1) I o T、A I 等の先端技術を活用した課題解決型学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>科学的に思考し価値を見つけ生み出す感性と創造力を育成し、地域課題解決を図るカリキュラムを編成</li> </ul> <p><b>2. 先端技術の活用</b></p> <p>(1) 先端技術企業との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の学習に加え、先端技術分野の共同授業の実施</li> <li>部活動支援（ドローンサッカー、ロボット製作等）を通じた学びの充実</li> </ul> <p>(2) 外部支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部コーディネーターを設置し、様々な企業と学校の教育活動を支援</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>&lt;先端技術企業との連携イメージ&gt;</b></p> <p><b>情報科学高校</b></p> <p>常駐の企業職員が</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>活用例① 先端技術の授業実施</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>活用例② 企業と生徒等による共同研究</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>就業体験</b> 活用例③ 学びの交流拠点で長期就業体験を実施</p> </div> </div> </div>

## 2. 事業実施期間

令和2年度～

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
起業に関心が高まった生徒の割合【%】	目 標	—	—	30.0
	実 績	—	—	30.0
	達成率	—	—	100.0%
I C T関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
先端技術セミナー等に参加した生徒延べ人数【人】	目 標	—	—	320
	実 績	—	—	504
	達成率	—	—	157.5%

## 4. 概要の補足説明

- ・(株)オートバックスセブンが大分県との地域活性化に関する包括連携協定(平成31年3月)の取組の一環として、技術体験や特別授業を通して、I C T人材の育成と地域課題の解決を支援することとなり、令和2年4月から情報科学高校内にラボ(研究室)を開設した。
- ・上記を受け、情報科学高校をモデル校として、企業と連携した未来の学校づくりを展開している。
- ・成果指標については、モデル校である情報科学高校の生徒への調査結果としている。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	—	—	21,568
決 算 額	—	—	27,705
一般財源	—	—	17,608
国 庫	—	—	10,097

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1 / 2

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
旅 費	-	-	0
需 用 費	-	-	6,216
役 務 費	-	-	344
委 託 料	-	-	4,154
使 賃 料	-	-	447
備品購入費	-	-	16,544
計	-	-	27,705

## 6. 監査結果

指摘	23-1	当該事業における先行事例の水平展開について
勸奨事項		モデル校での先行事例をパッケージ化し、他校への水平展開を図りたい。

#### 《補足》

当該事業は、STEAM教育を推進し、社会の変革（イノベーション）を起こす人材や地域社会に求められるICT人材の育成を実践するため、先端技術企業のラボ（研究室）を大分県立情報科学高校内に設置し、企業の実施する実証実験等に参加する他、実践的なプログラミング学習やマーケティングの授業等での課題解決型学習を企業と連携して行うことを目的としている。

県立高校内に社員が常駐する一般企業（株式会社オートバックスセブン。平成30年3月に大分県と包括連携協定を締結している。以下「連携企業」という。）のラボがあり、学校と連携してアイデアソンを軸とした課題解決型の授業を実施する取組として、県内マスコミ等にも頻繁に取り上げられることが多い注目度の高い事業である。実際に、この取組を始めたことにより生徒が自分のアイデアを深掘りするようになったり、連携企業による疑似的な社会人体験授業等を通じて起業やITへの関心が高まったという成果が得られている。

また、連携企業においても、令和2年度は常駐社員8名（うち2名は県内採用）でスタートしたが、令和3年度では常駐社員16名（うち3名は県内採用で情報科学高校からも1名新卒採用）と増員させており、さらなる事業展開へ向けて

の体制整備と雇用の創出にも貢献している。

このように、当該事業はうまく民間の活力を活用して成果を上げている好事例といえることができる。ただし、現時点ではモデル校である情報科学高校での取組が主な事業内容となっているため、今後はモデル校での取組を踏まえた上で他の県立高校への水平展開が必要であると考えます。例えば、この事業でプログラミング授業を受けた情報科学高校の生徒が講師となって、小学生に対して行ったドローンプログラミング教室は非常に好評であったことから、他校でも同様の取組を実施したと聞いた。この事例のように、取組の一部分を切り出してパッケージ化し、他校でも展開できるものが他にもないか、今後も検討していただきたい。

指摘	23-2	県内企業を中心とした協力企業の掘り起こしについて
勸奨事項	連携企業に留まらず、県内企業を中心に当該事業の趣旨に賛同する協力企業を増やしていくことに努められたい。	

《補足》

先に述べたように、当該事業は連携企業のラボを県立高校内に設置し、それを活用して課題解決型授業等を展開していくものである。事業に必要な物品等は県の予算で調達されているものの、実際に事業を進めていくに当たっては、連携企業の人的資源に依るところが大きい。

連携企業は当該事業に関して協力的であり、積極的に課題解決型授業を展開しているが、今後この事業をさらに発展させていくためには、課題解決型授業で得られた課題解決案の商品化あるいはサービス化を支援する県内企業の掘り起こしが必要であろう。当該事業には県内外の様々な企業等と人脈を有する外部コーディネーターが設置されていることから、これらの人材を有効に活用し、県内企業の掘り起こしに努められたい。



## 第4 監査後記

### (概要)

今年度の包括外部監査の対象としたICT関連施策については、新型コロナウイルス感染症の対応も含め、大分県としては喫緊の課題であり、ICT機器が効果的に活用されているか、そして、それが県民ニーズに沿ったものであるかどうか、という視点で監査を実施した。

監査の対象とした部局は、①総務部、②福祉保健部、③生活環境部、④商工観光労働部、⑤農林水産部、⑥土木建築部及び⑦教育庁の7部局であり、まず部局ごとに概括をする。

### ①総務部

主に県職員を対象とした、ICT機器の効果的な活用に関するモバイルワーク推進事業に関する施策等を実施している。監査人は担当課とのヒアリングを実施したものであるが、その際に実際にZoomを使って監査に係るヒアリング等を行い、その有効活用を体験することが出来た。また、包括外部監査人室の隣の会議室でもモバイル会議が何度も開催されており、県庁職員におけるICT機器の活用については現場に浸透しているように感じられた。

その一方で、タブレット端末の利活用については、さらに検討の余地があるものとする。タブレット端末については緊急時だけではなく、職員の働き方改革の面からも有効な活用策について検討するとともに、地方機関職員及び県民目線での有効な利活用を検討されたい。

### ②福祉保健部

主に事業者を対象とした、介護労働環境改善事業等に関する施策を実施している。その際、県が取り入れている指標は離職率の低下や有休休暇取得率である。

厚生労働省老健局高齢者支援課が令和3年3月に公表した「介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書」の施設管理者向けの介護ロボット活用による離職率の低下の可能性に関するアンケートでは、約9割が「そう思う」、あるいは「ややそう思う」との回答であった。

離職率が低下すると考える理由としては、介護ロボットの導入により職員の心理的、肉体的な不安が軽減されるという側面があるであろう。

ただし、離職については職場の人間関係も大きく関係すると考えると、離職率の他に、介護ロボットを導入した事業所の新規採用者数を採るなど他の指標を採り入れても良いのではないだろうか。介護施設で働こうとする者にとって、介

護ロボットを活用する施設はより先進的で、安全面や衛生面で職員を大切にす  
る施設ということを訴求することができ、介護ロボットを活用していない施設  
と比較して、介護労働環境を改善しているという指標になるのではないだろ  
うか。

福祉保健部事業においては、事業者に対する負担軽減のためのICT導入補  
助金等が主となることから、県独自の施策を検討し、利用者にとって利便性向  
上に資する事業内容及びPDCAが徹底できる体制の構築に努めてほしい。

### ③生活環境部

私立学校を対象とした、私立学校ICT活用推進事業等を実施している。タブ  
レット端末の1人1台の整備率については、私立高校と県立高校では大きな格  
差が生じている。格差を是正するため、教育庁と連携し、優良事例の情報共有  
を行う等、より一層の実効性ある施策の検討・実施が望まれる。

### ④商工観光労働部

企業等の事業者を対象とした、ものづくりIoT化推進事業等を実施してい  
る。所管課は、中小企業の生産性が高くないのは製造業のIoT活用が進んでい  
ないという理解をしているようだが、規模によって生産性が異なるのは当然の  
ことであり、中小企業の生産性を高めるためにIoTをどのように導入するの  
かということが解決すべき課題である。例えば、IoTを活用して中小企業のサ  
プライチェーンを構築する等の施策を検討することも必要であろう。

商工観光労働部事業においては、企業等の事業者に対するICTやIoT等  
の導入支援のための補助金等が主となることから、成功事例の横展開や導入後  
のフォローアップ等を行い、データに基づく事業の構築・独自施策の検討を推進  
してほしい。

### ⑤農林水産部

農業事業者を対象とした、スマート農業普及拡大事業等を実施しており、農林  
水産部事業については、スマート農業やICT活用普及のための支援が主とな  
っている。ICTを活用した先端技術の導入によりコスト削減を図り、生産性を  
上げることを目的にしているが、資金力の乏しい小規模事業者が個別に先端技  
術を導入することは困難な面もあるため、複数の事業者で互いのスマート農機・情  
報の連携、シェアの促進を図る等、農業事業者が導入しやすくなるよう、事業メ  
ニューの整理等を行い、共同利用による経済的メリット等を検討してほしい。

## ⑥土木建築部

土木事業者を対象とした、建設作業女性活用推進事業等を実施している。建設産業における女性の活躍を推進するため、力に不安のある女性でも活躍できる可能性を拡大させ、女性等の活躍につながるICT機器・ソフトウェア等の導入経費の助成を行っているが、事業の効果を測定するためには、女性等の活躍につながるICT機器・ソフトウェア等の導入経費の助成を受けた会社の女性就労者の増加人数を指標とすべきであろう。土木建築部事業においては、昨今の建設現場等での情報化を踏まえ、土木事業者に対する県独自の施策を展開し、担い手の確保や事業者の負担軽減につながる施策を検討してほしい。

## ⑦教育庁

県立学校を対象とした、県立学校ICT活用授業推進事業、新時代の学びを支える先端技術活用支援事業、特別支援学校ICT活用充実事業等、学校に関するICTに関連する事業全般に渡っている。

これは、「ICT活用教育推進プラン2020」に掲げられている「子どもたちの情報活用能力の向上」、「ICT活用能力の向上」、「教育の情報基盤の整備」及び「教育の情報化に向けた体制整備」という4つの基本方針を推進するためのものである。

監査人は複数の中学校、高等学校、特別支援学校へ往査し、ICT機器を活用した授業の状況を視察し、実際にICT機器を活用していることを確認することができた。

また、往査した教育機関に勤める教員に、ICTをどのように教育現場に活用しているのかについてアンケートを実施したところ、101人から回答を得ることができた。

その内容は参考資料として掲載しているが、回答を受けて以下の所感を持った。

ICTの利用が進まない理由として挙げられている、「ICTを経由するより、直接指導の方が圧倒的に効率が良い」や「オンライン授業の準備をする時間がない」等の回答は、ICTに対する苦手意識や教師が多忙でありICTに向き合う時間をとることができない現状を表しているものと考えられる。

ICTの効率が良くないと捉えている教師は、ICTを利用するためには従来のやり方を当然変える必要があるにも関わらず、ICTを受け入れ難い理由があるのであるから、なぜ従来のやり方の方が効率が良いと考えるのか、ICTを導入するためには、何を・どのようにすれば良いのかを提案してもらい、ICT導入に積極的ではない教師でも受け入れられる指導ツールを作成すべきである。

もちろん、教科によってICTを導入しやすい教科とそうでない教科があると思われることから、教科別に作成すべきである。

ここで留意してほしいのは、ICTに対して比較的抵抗感のない若い世代だけではなく、たとえICTに詳しくなくても、ベテラン教師の経験に裏打ちされた意見を取り入れ、それをICTの指導ツールに取り入れることである。

教師向けにICTを使った指導ツールを提供し、教師自らが教材を作成しなくても、提供された指導ツールを利用することで授業を行えるような道筋をつけるため、科目別、年齢別、教科別にICTに抵抗のない若手教師、ICTに抵抗はあるが経験豊富なベテラン教師の意見を集約して、誰もが簡単に使うことができるICT教材を作成してほしい。

このようなアンケートの回答から見えてきた課題の他にも、いくつかの気になる点を指摘したい。

まず、ICT活用授業の推進が受験等に必要となる「紙に書く力」の低下を招く恐れがあるといった負の側面についてである。所管課の意見としては、タブレット端末は文房具の一つとして紙と併用するということであるため、深い学びを実現するために、タブレットの活用とともにノートへ書くという作業を従来以上に取り入れていくことが必要である。

また、タブレットを使用している授業の様子を視察した際に、機材と机の大きさが適合しておらず窮屈そうに学習している生徒が散見された。現状の学習環境は、生徒が授業を受ける姿勢に悪影響を与えることが考えられるし、さらに机からタブレットを落としてしまうリスクも高いものと考ええる。

タブレットが新しい文房具であるのであれば、その文房具を使う机についてもタブレットを使用しやすい形態に進化させるべきであろう。例えば、市販のノートパソコンスタンドを試験的に導入し、生徒の学習環境の改善を試みる取組をしてはどうだろうか。

さらに、ICT機器の導入に伴う「新たな課題」も生じている。

具体的には、タブレットやスマートフォン、パソコン等を所有する家庭と所有していない家庭の生徒間での機器操作のスピードの格差が授業における処理能力の差となって表れ、語彙力や表現力の差となる可能性が考えられる。この点についての現状把握と、今後どのように対策を講じるのかを丁寧に検討することが必要である。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国が進めるGIGAスクール構想が急加速したことから学校現場ではICTを活用した授業の推進等、急な対応への戸惑いと負担の増加が見受けられた。優良事例の横展開やICT支援員を増員した上での教員に対するICT活用の研修実施等が望まれる。

また、私立学校におけるICT化の推進は生活環境部が所管していることか

ら、県教育委員会と生活環境部が情報共有と事業連携を密に行い、国立・公立・私立の垣根を超えた部局横断的な施策の推進が望まれる。

### **(要 点)**

これまで見てきた様々なICT機器等の活用について、総じて格差の拡大を招く懸念を感じた。例えば、教育に関するICT機器については家庭にWi-Fi設備が整っている家庭、パソコンが設置されている家庭とそうでない家庭で児童・生徒の与える情報処理の能力の差が拡大するのではないかという懸念である。

また、福祉に関する補助金制度については、社会福祉法人の規模の大小によって補助金額に大きな格差が生じていることから、そもそも補助金を活用するかしないかを決定する段階で格差の拡大を招くという懸念がある。

ICT機器をうまく活用できるものはより強くなり突出する一方で、活用できないものはより埋没してしまう恐れがある。

このことを回避するためには、当年度の活動によりICT機器を各部署、施設、学校等へ整備したことを踏まえ、来年度以降は、ICT機器の活用方法について「使う者（ユーザー）の立場」に立脚して、施策の立案・展開を行ってほしい。

ICT機器はあくまでも生活を便利にするための「道具」であってそれに使われることがあってはならない。ICT機器を利用することで、県民一人ひとりが時間を自分の裁量によりコントロールすることができ、それにより自分の能力を高める時間やリフレッシュする時間に充てるとともに、ICT機器に対して得意な人と不得意な人が、一定の目的を共有し、相互に助け合えるチームワークを構築する手段となるような方策を立案して欲しい。

大分県は令和3年12月の発表で健康寿命が男性1位、女性4位と健康寿命日本一の目標に向けて確実な成果を挙げている。これは、大分県が健康寿命日本一の実現に向けて様々な取組を行った結果であり、スマートフォンにインストールする健康アプリ「おおいた歩得」というICTが多大な貢献をしているものと考えられる。単に歩数をカウントするだけでなく、歩数に応じて県内の観光地の画像が現れるようにしてアプリの中で県内観光が楽しめたり、民間企業とタイアップして期間内に所定歩数以上歩いたらドリンクが貰えたり、楽しく健康作りを行うことができる「仕掛け」が至る所に散りばめられている。

### **(総括的意見)**

このように、ICTも使い方次第で、県民の「Well-being」（幸福で肉体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態）のために寄与することが可能となる。

健康面だけではなく、教育、福祉、観光、農林水産業など様々な局面でICTを活用することにより、県民の自己実現、他者貢献、そして英気を養うリフレッシュに貢献するツールとなり得る。

福祉保健部が「健康寿命日本一」という目標のもと活動しているように、各部局がそれぞれの目指すべき目標を掲げることが、ICT関連施策を成功に導く方策ではないかと考える。

最後に、各部局での取組は当然のこと、部局横断的に施策を推進するため、監査を行う中で監査人が考察した、事業の対象として想定される以下の「3つの対象者」ごとの今後のICT関連施策の展望と、県として目指すべき姿について提言したい。

### 【対象者ごとの「施策の展望」】

#### ① 主な対象者：県職員

タブレット端末の利活用について、緊急時は当然のこと、職員の働き方改革・県民目線での事業推進の面からも、平常時の有効活用について検討するとともに、DX推進戦略等を踏まえ、デザインシンキングを一層取り入れ、職員のICT有効活用の意識改革の取組を推進すべきである。

#### ② 主な対象者：事業者

企業等の事業者に対するICT導入・活用支援について、現場ニーズ調査等のデータを踏まえながら、成功事例の横展開や、導入後のフォローアップ等を行うことで、事業者負担の軽減や担い手の確保につなげるための事業検討が望まれる。

#### ③ 主な対象者：学校関係者

新型コロナウイルス感染症の影響により、国が進めるGIGAスクール構想が急加速したことから、学校現場ではICTを活用した授業の推進等、急な対応への職員への戸惑いと負担の増加が見受けられた。優良事業の横展開や、ICT活用に対する研修実施等により、教員の負担を軽減するとともに、公立・私立等の垣根を超えた部局横断的な施策の推進が望まれる。

### （提言）

#### 【県として目指すべき姿】

コロナ禍の状況が2年以上続いている。その間にリモートワークやタブレットを利用した授業等、働き方、学び方が劇的に変化・多様化し、それらに対応する方法としてICT機器が各場面で加速度的に導入されている。

I C T機器の導入が、昨今の多様化した働き方や学び方に適合していれば何ら問題は無いが、I C T機器の利用によって、家庭におけるW i - F i 設備やパソコンの有無が児童・生徒の情報処理能力の差を拡大させる懸念、スマート農機を導入しようとする際に経営規模や資金力が小さい経営体にとってはハードルが高く導入することが困難なことにより大企業との収益力の差が拡大する懸念等、様々な側面において格差が拡大する懸念がある。

格差が存在することを前提として、県は何に取り組むべきであろうか。

私は、県の各部局が、様々な個人や組織が抱えているであろう格差についてそれを縮小するためにどのような施策を立案すべきなのかを具体的に検討することが必要であると考えます。

そのために、例えばI C T機器の導入に関してI C T機器の扱いが得意な人、得意ではない人、大規模法人、中小法人等、多種多様な県民が抱えている様々な課題と、その課題解決に向けて何を県に期待するのかという情報を収集すべきである。

県が推進する各種計画やD X推進戦略等を踏まえ、誰にとって何が「W e l l - b e i n g」※（よい状態であり続けること）であるのかという視点から様々な事業の立案を検討し、県民の視点でありたい姿を描くために、アンケート等によって収集した情報の活用や結果の検証等、データに基づく事業の展開やデザインシンキングを活用したバックキャスト的な視点で立案した施策を推進してほしい。

今後は、「D X推進本部会議」を中心に、県庁全体で情報の共有と部局同士の横断的な連携を密に行い、様々な分野でのI C Tの導入・活用を一層推進することで、誰一人取り残すことのない「D X先進県」となり、県民一人ひとりの「W e l l - b e i n g」が実現すること期待する。

以上

※ 参考1：「W e l l - b e i n g」とは1946年に署名された世界保健機関(W H O) 憲章の前文に出てくる用語で、肉体的、精神的、そして社会的に良い状態にあることを意味する。

(Health is a state of complete physical, mental and social 「well-being」 and not merely the absence of disease or infirmity.)

※ 参考2：国においては、G D Pのような経済統計に加え、社会の豊かさや人々

の生活の質、満足度等に注目していくことは極めて有意義であること、また、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において「政府の各種の基本計画等について、Well-beingに関するKPIを設定する」とされたこと等を踏まえ、令和3年7月30日に「Well-beingに関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置している。

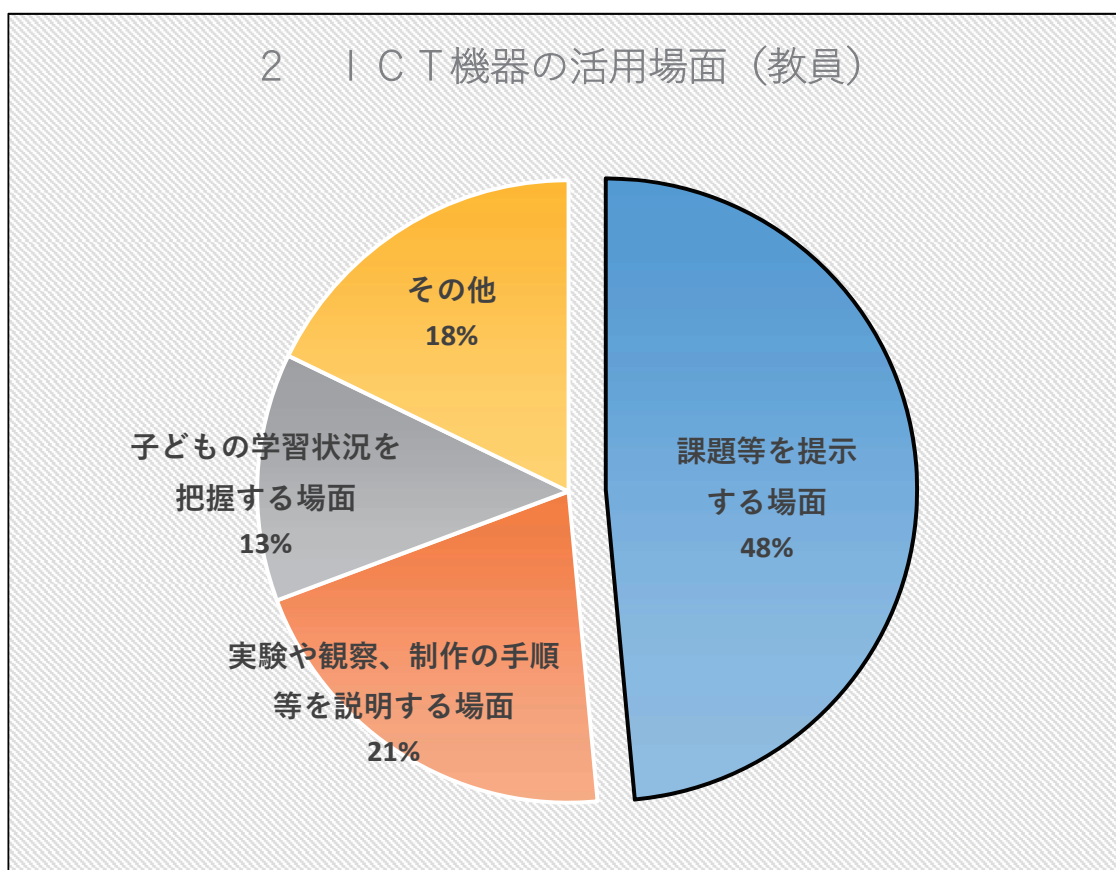
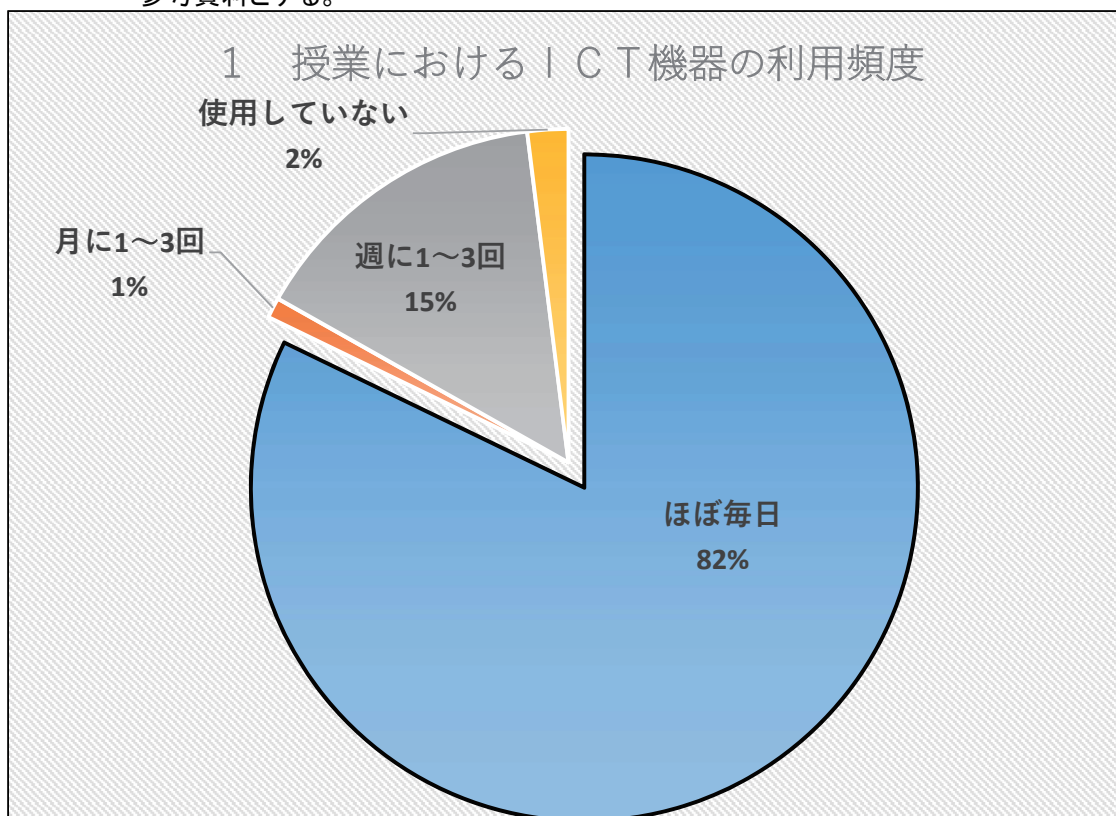
連絡会議では、関係府省庁における「Well-being」に関する取組について情報共有を行い、関係府省庁の連携を強化するとともに、優良事例の横展開を図ることとしている。



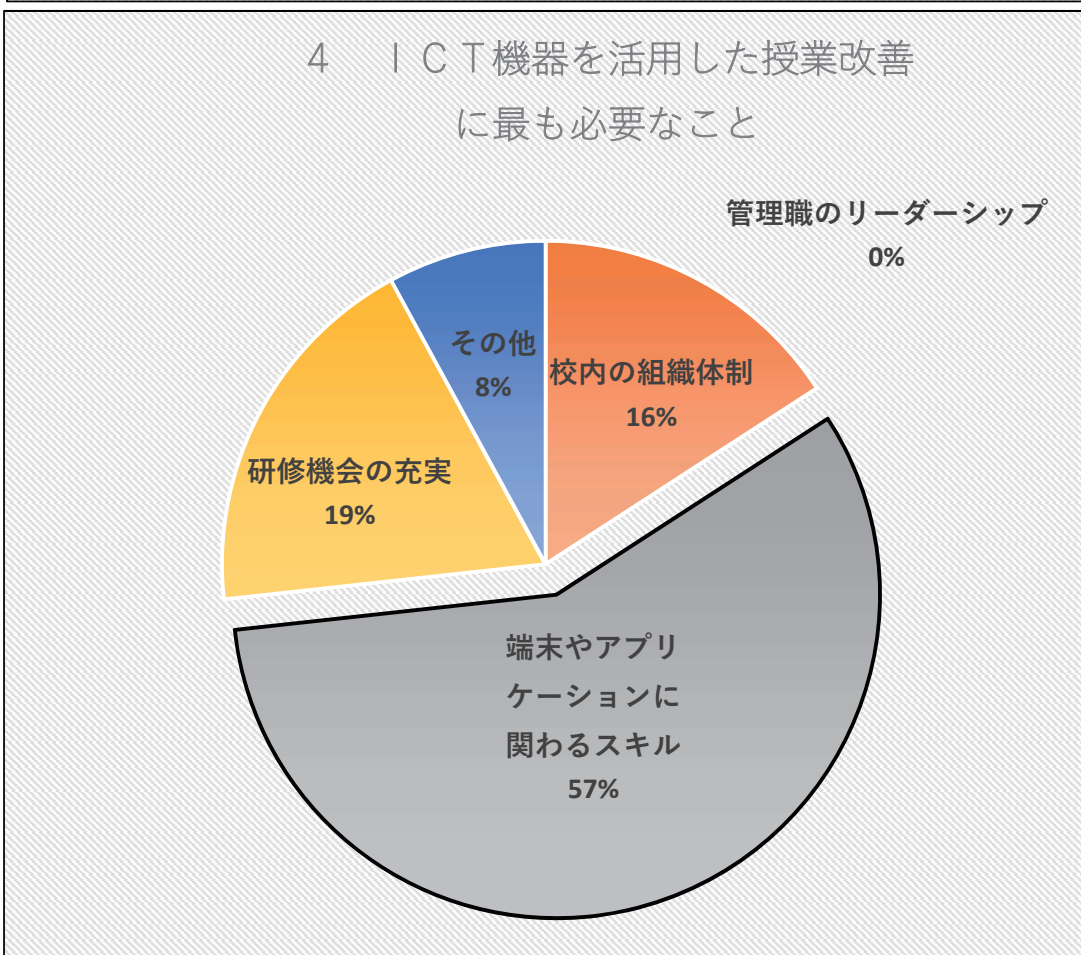
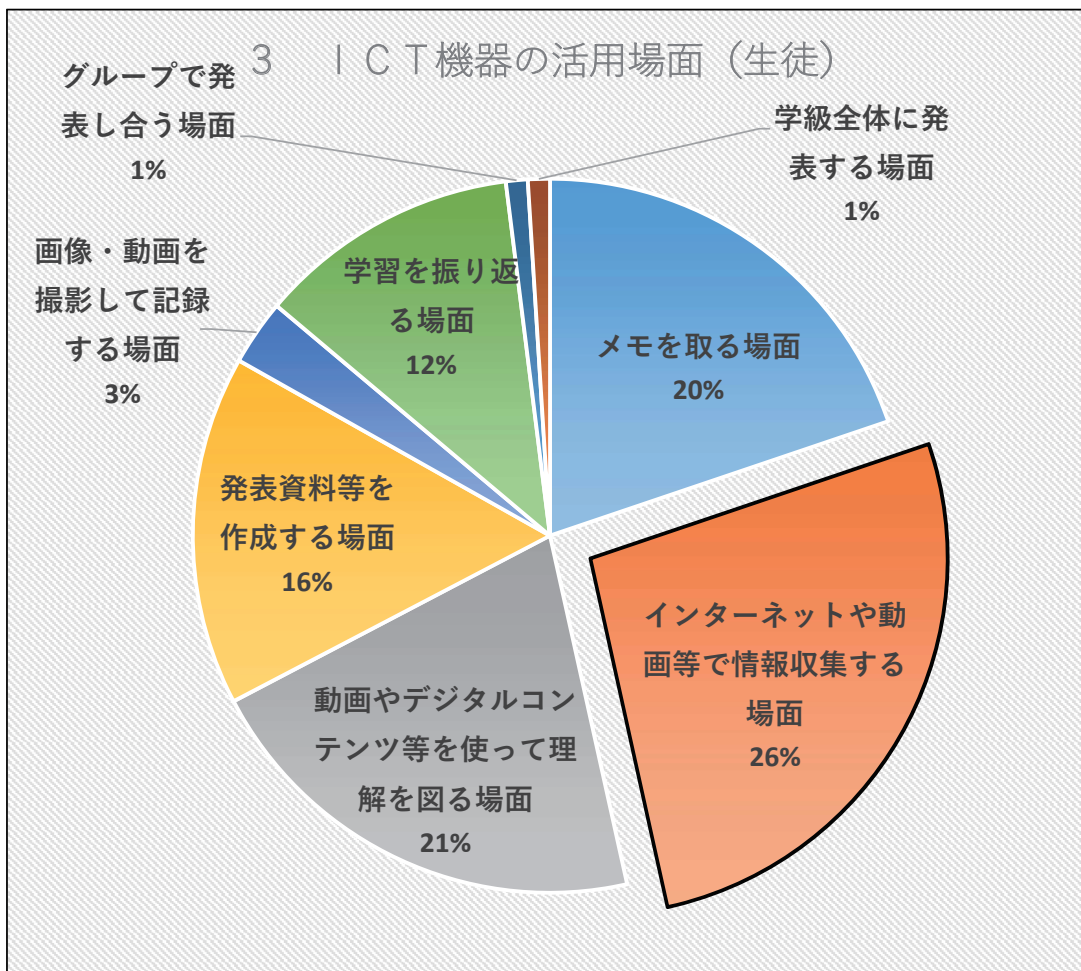
## 第5 参考資料

### 令和3年度包括外部監査「教員向けアンケート」結果

- 対象 包括外部監査にて「往査」した教育機関に勤める教員
- 回答数 101人
- 趣旨 急速に変化するICT環境について、実際に活用するユーザーの生の声を聞くことで、GIGAスクール構想における弊害や、有効な活用方法を検証し、監査結果報告書の参考資料とする。

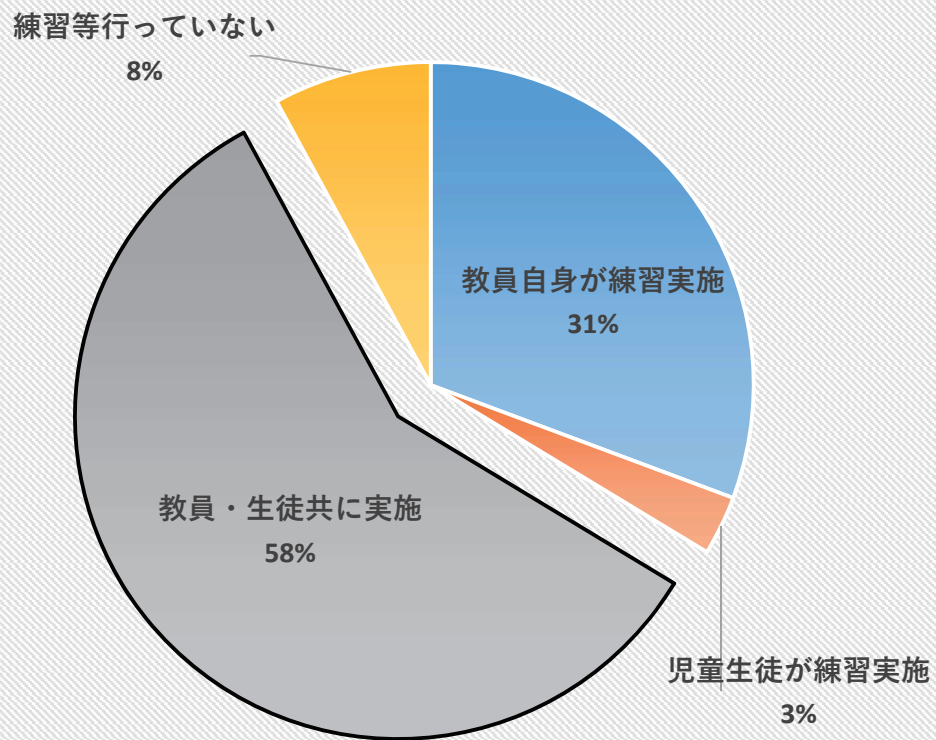




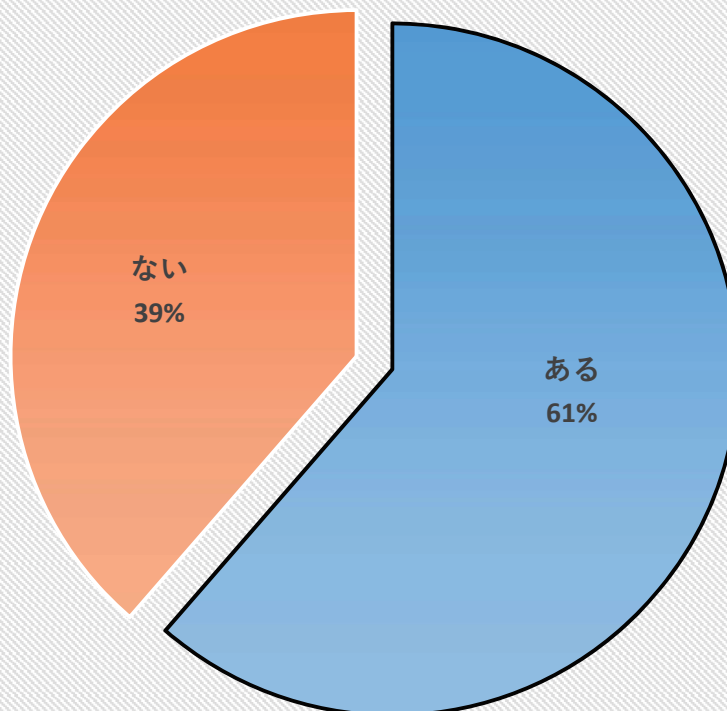




### 5 緊急時（コロナ等）に備えた オンライン学習体制

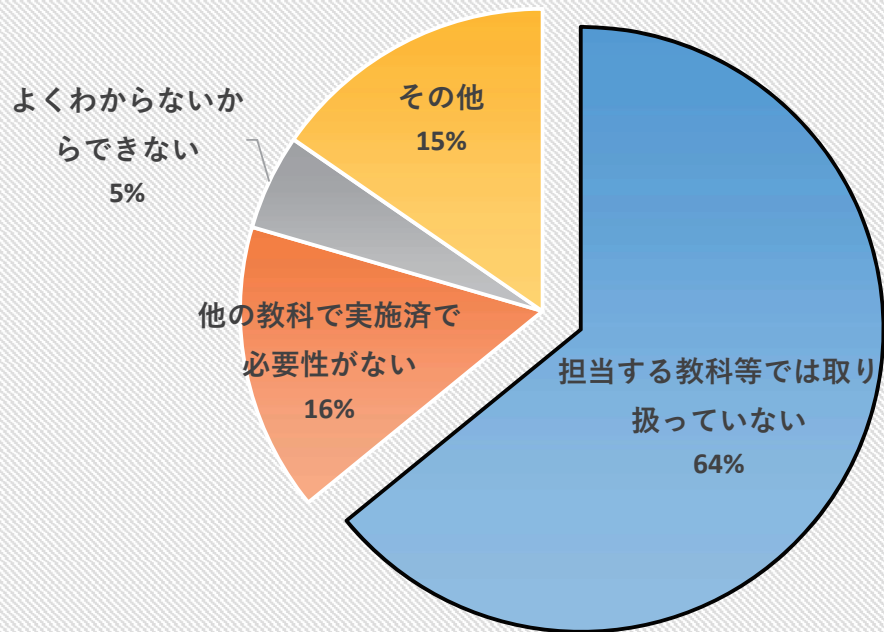


### 6 情報モラルに関する授業取扱経験

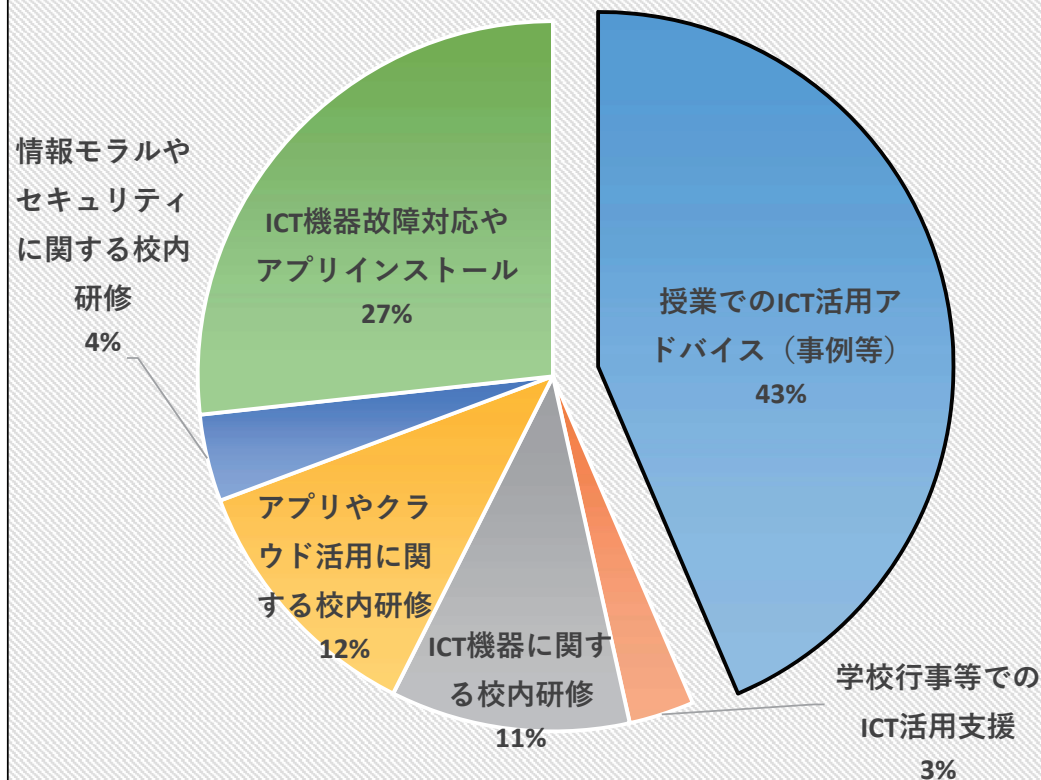




### 7 情報モラル授業の取扱経験がない理由

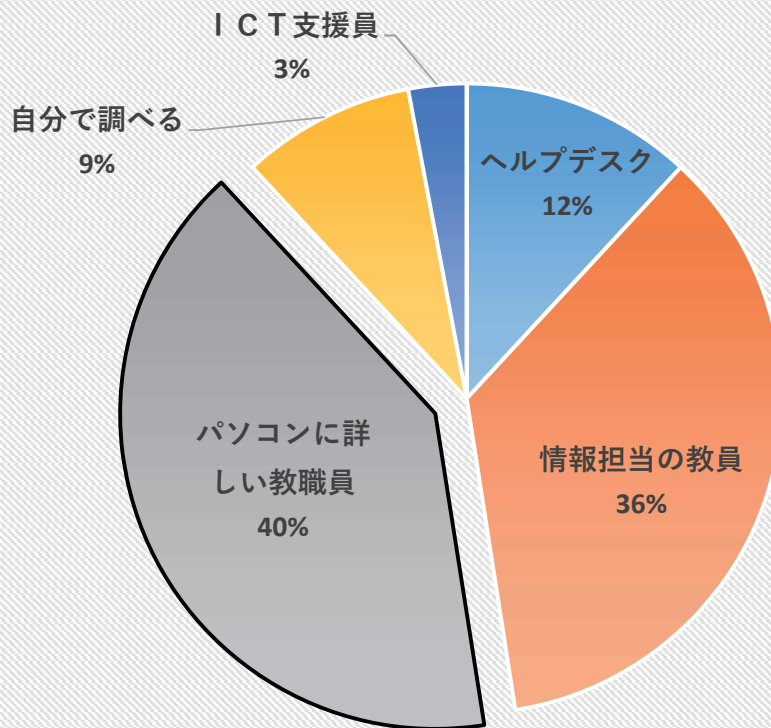


### 8 ICT支援員に最も求める支援

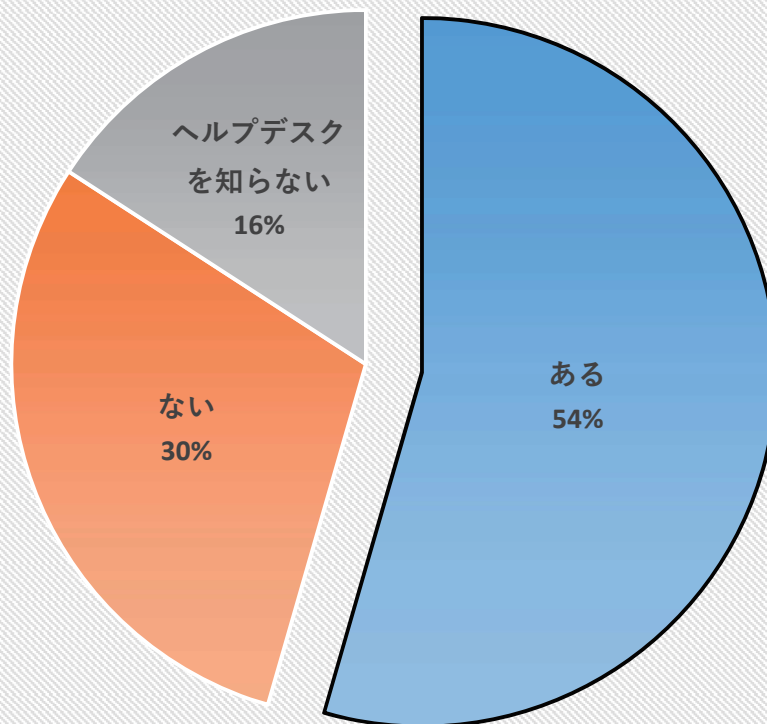




9 ICT機器の操作方法が分からない場合  
の相談先

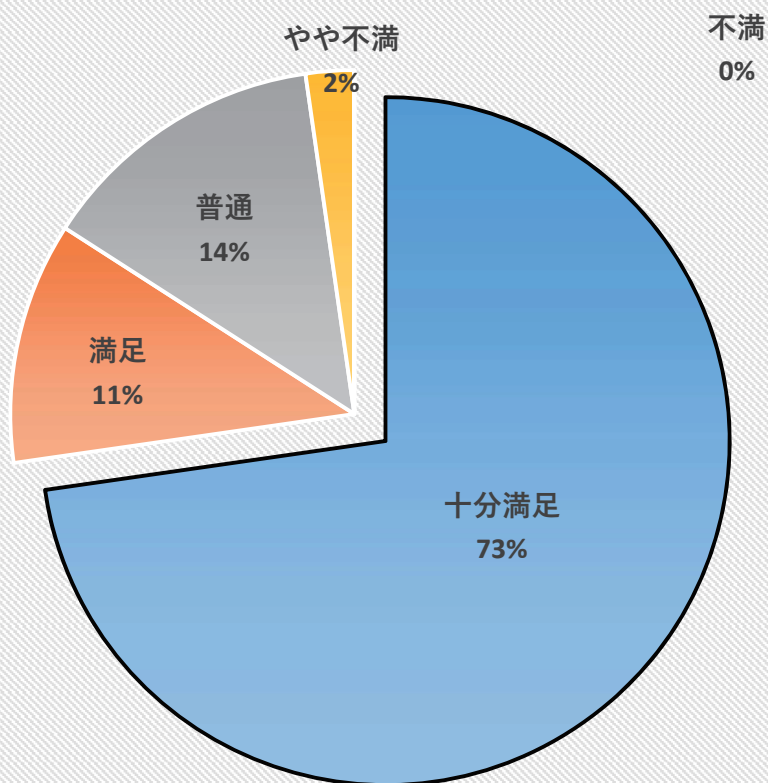


10 ヘルプデスクの利用有無

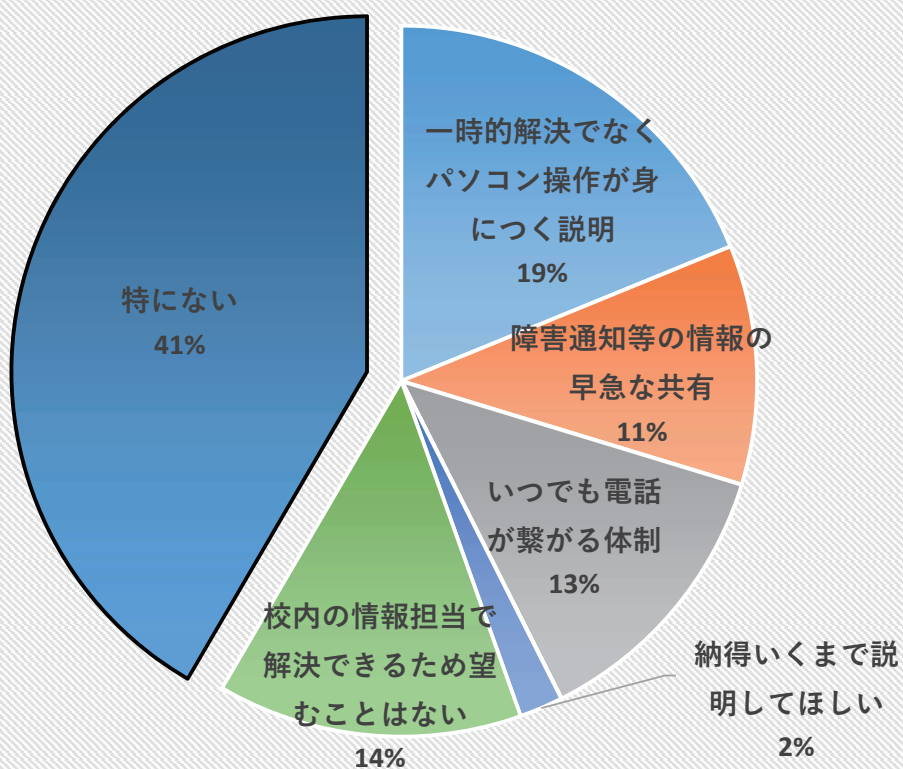




### 1 1 ヘルプデスクの対応



### 1 2 ヘルプデスクに最も望むこと



### 1 3 W e b 配信スタジオの利用有無

